

燕市障がい者基本計画

第7期 燕市障がい福祉計画

第3期 燕市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度
(2024) (2026)



令和6年3月
燕市

【目次】

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
5 計画の推進体制および進捗管理	5
第2章 燕市の障がいのある人の状況	6
1 障がい福祉の状況	6
(1)障がいのある人の状況	6
2 アンケート調査の概要	14
(1)調査の概要	14
(2)アンケート結果の概要	15
第3章 燕市障がい者基本計画	26
1 基本理念	26
2 計画の基本目標	27
(1)地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり	27
(2)共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり	28
(3)支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり	28
3 施策の体系	29
4 障がい福祉と「SDGs」との関係	30
5 施策の方向性(基本施策)	31
(1)地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり	31
(2)共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり	59
(3)支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり	64
第4章 第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画	67
1 計画の成果目標	67
(1)障がい児支援の提供体制の整備等	67
(2)相談支援体制の機能強化	71
(3)福祉施設から一般就労への移行等	75
(4)福祉施設の入所者の地域生活への移行促進	83
(5)地域生活支援の充実	85
(6)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	88
2 活動指標としての見込量	90

活動指標としての見込量の体系-----	90
(1)福祉施設から一般就労への移行等の内容および見込量 -----	92
(2)障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの内容および見込量 -----	93
(3)児童福祉法に基づく障がい児支援の内容および見込量 -----	107
(4)発達障がい者等に対する支援の内容および見込量 -----	111
(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容および見込量-----	113
(6)相談支援体制の充実・強化のための取組の内容および見込量-----	116
(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の内容および見込量-----	118
(8)地域生活支援事業の内容、実施に関する考え方および見込量と確保のための方策 ---	119
資料編 -----	128
1 用語解説 -----	128
2 障がい福祉サービス等の体系-----	135
3 障がい福祉サービス事業所等の状況 -----	136
4 計画策定に向けた燕市障がい者自立支援協議会審議経過-----	140
5 燕市障がい者自立支援協議会委員名簿 -----	141
6 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱 -----	142
7 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱 -----	144

総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、令和3(2021)年3月に「燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期燕市障がい児福祉計画」(以下「前期計画」という。)を策定し、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を実現するため、基本理念である「誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり」を共有しながら障がい福祉施策の推進に取り組んできました。

この度、前期計画の計画期間終了に伴い、国・県の動向や障がいのある人のニーズ^{*1}、これまでの計画の実績等を踏まえ、「燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「燕市障がい者基本計画」は、障がい者基本法^{*2} 第11条第3項に規定する市町村障がい者計画に位置づけられ、燕市の障がい福祉施策の基本となるものです。「第7期燕市障がい福祉計画」は、障がい者総合支援法^{*3} 第88条第1項に規定する市町村障がい福祉計画に、「第3期燕市障がい児福祉計画」は、児童福祉法^{*4} 第33条の20第1項に規定する市町村障がい児福祉計画に位置づけられ、障がい福祉サービス^{*5}・相談支援等に係る施策について、具体的な目標値を定めた実施計画として策定します。

(2) 市の関連計画との関係

本計画は、上位計画である「燕市総合計画」の分野別計画として、「燕市地域福祉計画・燕市地域福祉活動計画」をはじめとする他の関連計画と調和した計画です。

また、国の障がい者基本計画、新潟県障がい者計画、新潟県健康福祉ビジョン(新潟県地域福祉支援計画)、新潟県障がい福祉計画、新潟県障がい児福祉計画等と整合性を図ります。

*1 ニーズ： 「資料編」133ページにて、用語を解説しています。

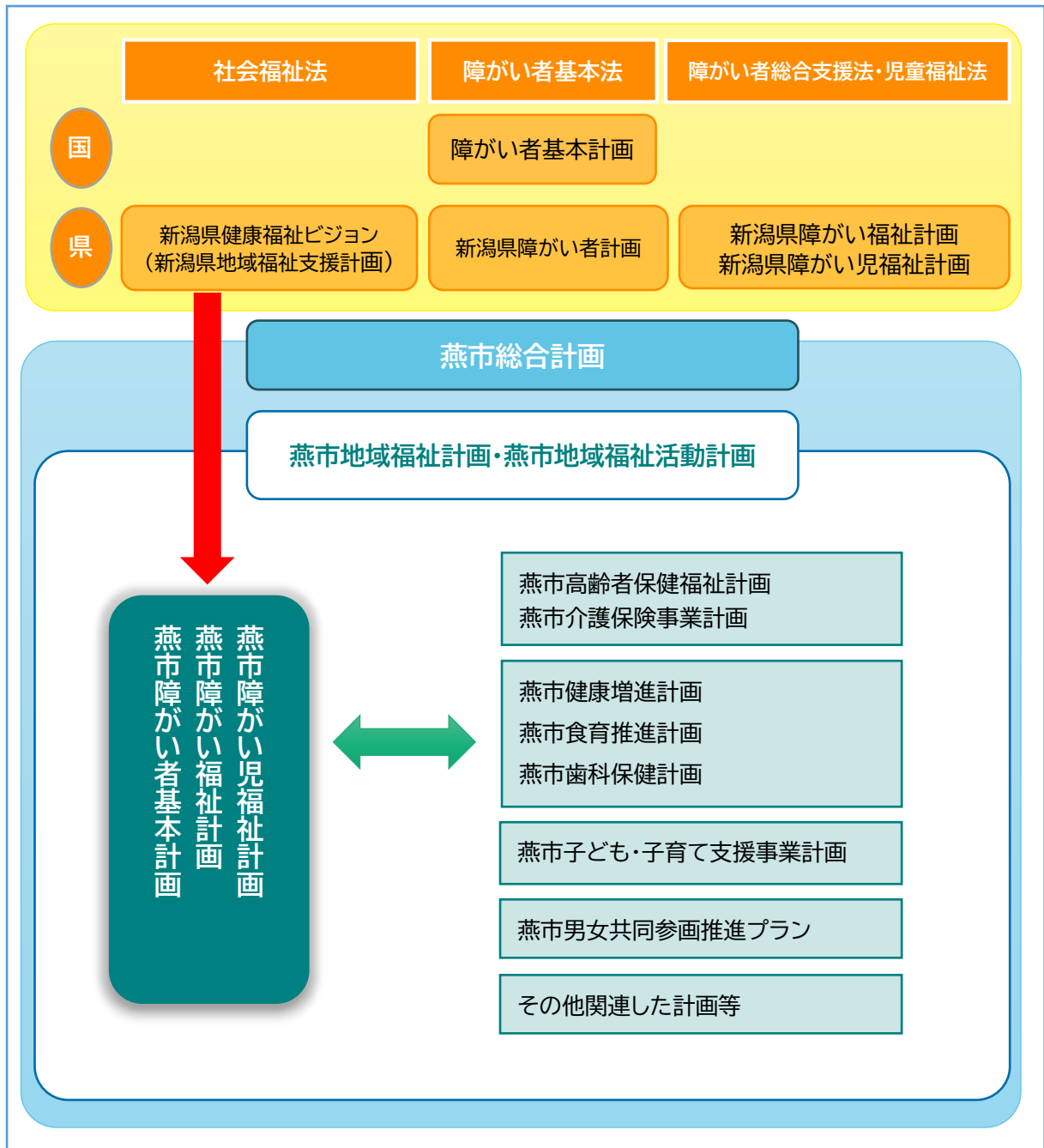
*2 障がい者基本法： 「資料編」130ページにて、用語を解説しています。

*3 障がい者総合支援法： 「資料編」131ページにて、用語を解説しています。

*4 児童福祉法： 「資料編」129ページにて、用語を解説しています。

*5 障がい福祉サービス： 「資料編」131ページにて、用語を解説しています。

■ 主な関連計画と位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。

なお、国の動向や制度改正の状況等を考慮し、見直しの必要性が生じた場合には、柔軟に見直しを図っていくものとします。

■ 燕市障がい者基本計画・燕市障がい福祉計画・燕市障がい児福祉計画の計画期間

令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
燕市障がい者基本計画 第6期燕市障がい福祉計画 第2期燕市障がい児福祉計画			燕市障がい者基本計画 第7期燕市障がい福祉計画 第3期燕市障がい児福祉計画		
		見直し			見直し

4 計画の策定体制

(1) 策定体制

① 燕市障がい者自立支援協議会

本計画の策定にあたっては、社会福祉課が事務を担当し、保健、医療および福祉の関係者、学識経験者ならびに障がい者団体の代表などで構成する燕市障がい者自立支援協議会^{*6}(以下「自立支援協議会」という。)において意見・提言を受けました。

② 庁内関係部署および県との連携

本計画策定にあたり、社会福祉課を中心に、庁内の各部局等と連携し、障がい福祉施策についての課題と目標を共有するとともに、県との連携を図りました。

(2) 障がいのある人と家族のニーズの把握

障がい福祉サービスなどの利用意向や生活実態などを把握するため、障がい者手帳をお持ちの人および自立支援医療(精神通院医療)や障がい福祉サービス等を利用している人を対象に、「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査結果は自立支援協議会における議論の基礎資料として活用し、必要に応じて計画に反映しています。

^{*6} 障がい者自立支援協議会： 「資料編」131ページにて、用語を解説しています。

(3) 市民意見の反映

市民から幅広い意見を聴取するため、計画の素案について、令和5(2023)年●月●日から令和●(●●●●)年●月●日の期間でパブリックコメントを実施しました。

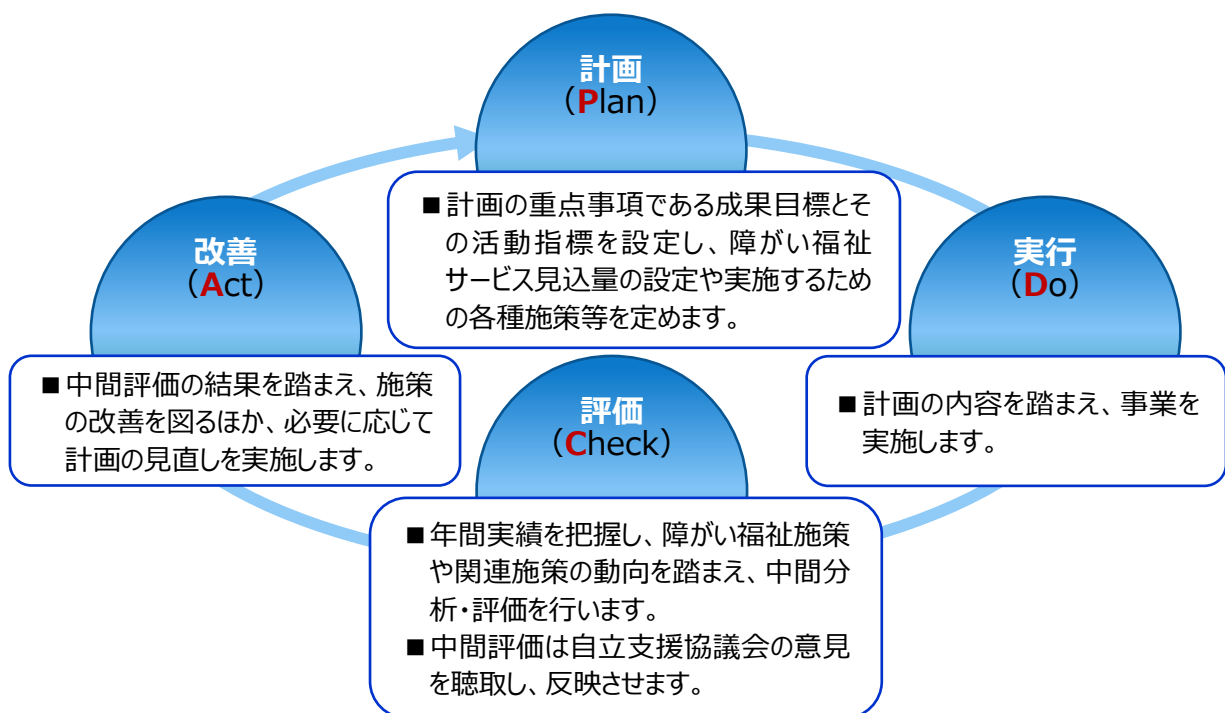
5 計画の推進体制および進捗管理

(1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、庁内や国・県の行政機関との調整を図るとともに、関係機関・団体等とのネットワークを活用し、効果的に事業を実施していきます。

(2) 進捗管理

本計画の推進は、自立支援協議会において、PDCAサイクル^{*7}を回しながら進捗管理を行い、課題等がある場合は随時対応していきます。



*7 PDCA サイクル： 「資料編」133 ページにて、用語を解説しています。

第 2 章 燕市の障がいのある人の状況

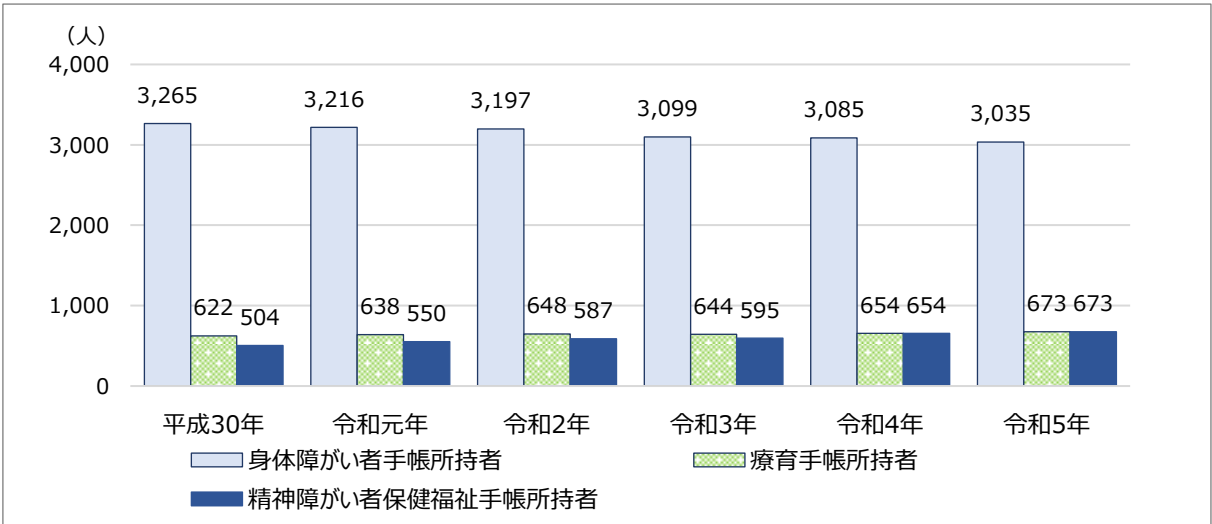
1 障がい福祉の状況

(1) 障がいのある人の状況

① 障がい者手帳所持者の状況

総人口は減少していく中で、障がい者手帳所持者数はほぼ横ばいで推移しています。
障がい者手帳の種類別にみると、身体障がい者数が減少している一方で、知的障がい者数、精神障がい者数は増加傾向にあります。

■総人口に占める障がい者手帳所持者の推移



■総人口に占める障がい者手帳所持者総数の推移

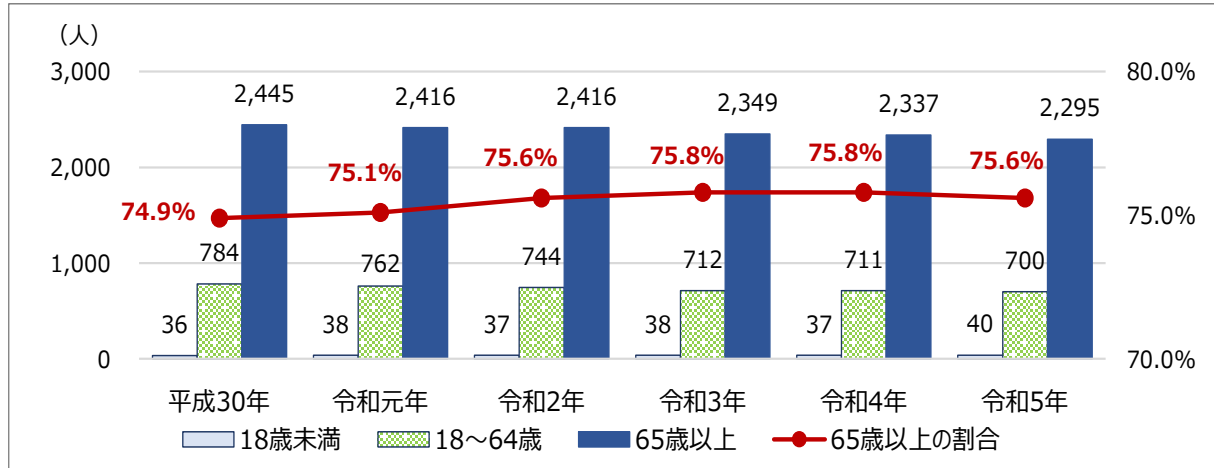
区分	第 5 期			第 6 期		
	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
総人口	80,091 人	79,382 人	78,933 人	78,339 人	77,687 人	77,021 人
障がい者手帳 所持者数	4,391 人	4,404 人	4,432 人	4,338 人	4,393 人	4,381 人
身体障がい 者手帳	3,265 人	3,216 人	3,197 人	3,099 人	3,085 人	3,035 人
療育手帳	622 人	638 人	648 人	644 人	654 人	673 人
精神障がい 者保健福祉 手帳	504 人	550 人	587 人	595 人	654 人	673 人

資料:住民基本台帳・障がい者手帳台帳(各年 4 月 1 日現在)

② 身体障がいのある人の状況

身体障がいのある人の年齢別の推移をみると、65歳以上の割合は平成30年からほぼ横ばいになっています。

■身体障がい者手帳所持者に占める65歳以上の割合



■身体障がい者の年齢別推移

区分	第5期			第6期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	3,265人	3,216人	3,197人	3,099人	3,085人	3,035人
18歳未満	36人	38人	37人	38人	37人	40人
18～64歳	784人	762人	744人	712人	711人	700人
65歳以上	2,445人	2,416人	2,416人	2,349人	2,337人	2,295人
65歳以上の割合	74.9%	75.1%	75.6%	75.8%	75.8%	75.6%

資料：身体障がい者手帳台帳（各年4月1日現在）

障がいの部位別の状況をみると、視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、内部障がいが増加傾向にあります。

■身体障がい者の障がい部位別の推移

区分	第5期			第6期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	3,265人	3,216人	3,197人	3,099人	3,085人	3,035人
視覚障がい	162人	171人	168人	169人	169人	175人
聴覚・平衡機能障がい	322人	309人	313人	310人	318人	338人
音声・言語・そしゃく機能障がい	42人	42人	43人	42人	45人	42人
肢体不自由	1,993人	1,937人	1,902人	1,825人	1,785人	1,704人
内部障がい	746人	757人	771人	753人	768人	776人

資料：身体障がい者手帳台帳（各年4月1日現在）

第2章 燕市の障がいのある人の状況

身体障がい者手帳の等級の状況を見ると、1級が最も多く、令和5年4月1日現在で853人（全体の28.1%）となっています。

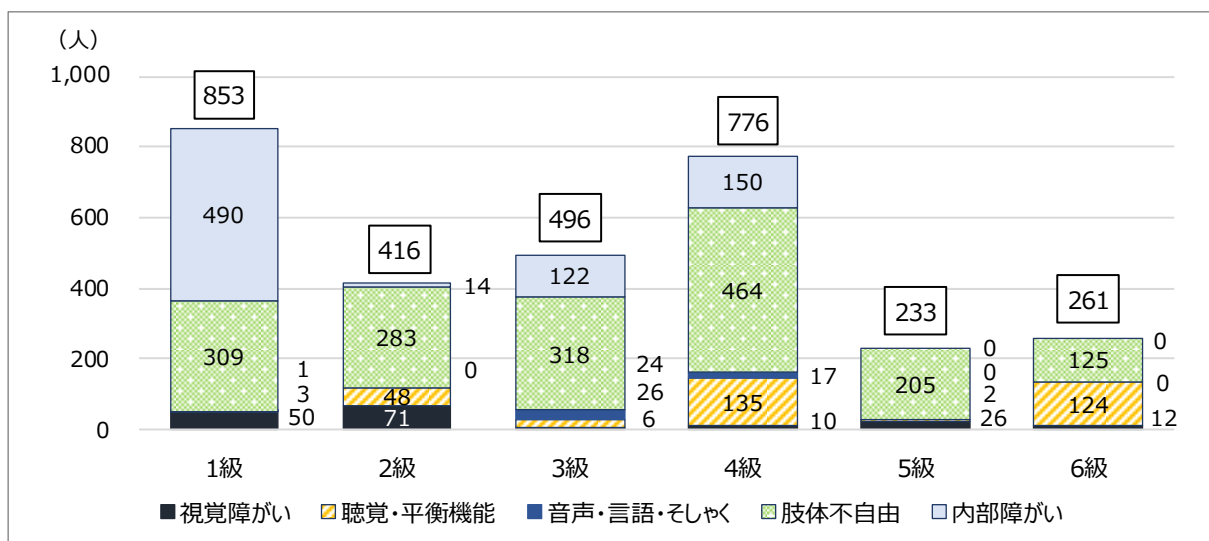
■身体障がい者手帳の等級別の推移

区分	第5期			第6期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	3,265人	3,216人	3,197人	3,099人	3,085人	3,035人
1級	912人	910人	917人	886人	870人	853人
2級	440人	437人	429人	426人	430人	416人
3級	552人	534人	529人	500人	513人	496人
4級	800人	785人	790人	781人	771人	776人
5級	262人	266人	256人	247人	241人	233人
6級	299人	284人	276人	259人	260人	261人

資料：身体障がい者手帳台帳（各年4月1日現在）

等級別に障がいの部位を見ると、1級で内部障がいが多く、それ以外では肢体不自由の割合が高くなっています。

■身体障がい者の障がい部位別の等級の状況



■身体障がい者の障がい部位別の等級の状況

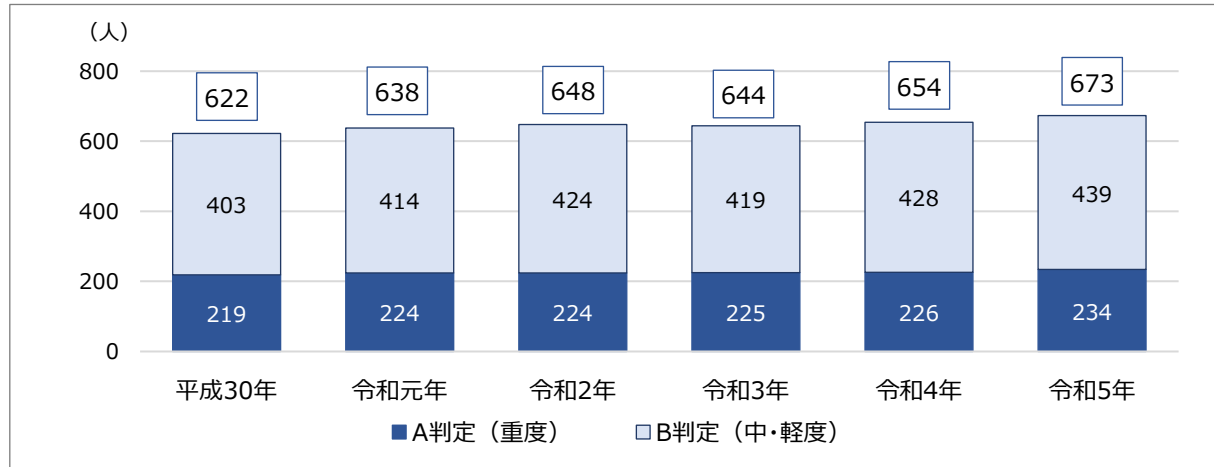
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	50人	71人	6人	10人	26人	12人
聴覚・平衡機能	3人	48人	26人	135人	2人	124人
音声・言語・そしゃく	1人	0人	24人	17人	0人	0人
肢体不自由	309人	283人	318人	464人	205人	125人
内部障がい	490人	14人	122人	150人	0人	0人
合計	853人	416人	496人	776人	233人	261人

資料：身体障がい者手帳台帳（令和5年4月1日現在）

③ 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者をみると、A判定(重度)、B判定(中・軽度)とも増加傾向にあります。令和5年4月1日現在、A判定が234人(34.8%)、B判定が439人(65.2%)となっています。

■療育手帳の判定別の推移



■療育手帳の判定別の推移

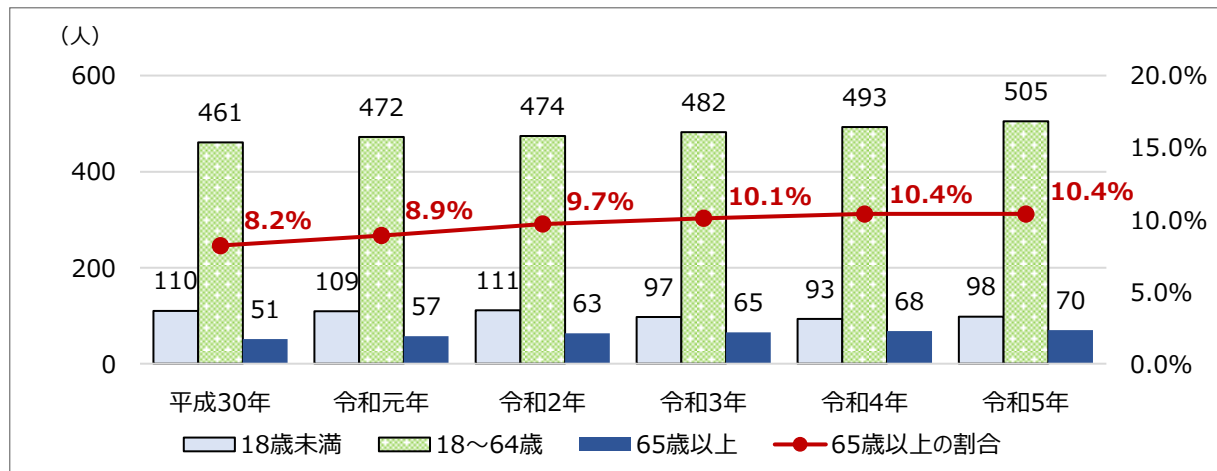
区分	第5期			第6期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	622人	638人	648人	644人	654人	673人
A判定(重度)	219人	224人	224人	225人	226人	234人
B判定(中・軽度)	403人	414人	424人	419人	428人	439人

資料:療育手帳台帳(各年4月1日現在)

第2章 燕市の障がいのある人の状況

療育手帳所持者の65歳以上の割合は増加傾向にあります。

■療育手帳所持者に占める65歳以上の割合



■知的障がい者の年齢別推移

区分	第5期			第6期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	622人	638人	648人	644人	654人	673人
18歳未満	110人	109人	111人	97人	93人	98人
18～64歳	461人	472人	474人	482人	493人	505人
65歳以上	51人	57人	63人	65人	68人	70人
65歳以上の割合	8.2%	8.9%	9.7%	10.1%	10.4%	10.4%

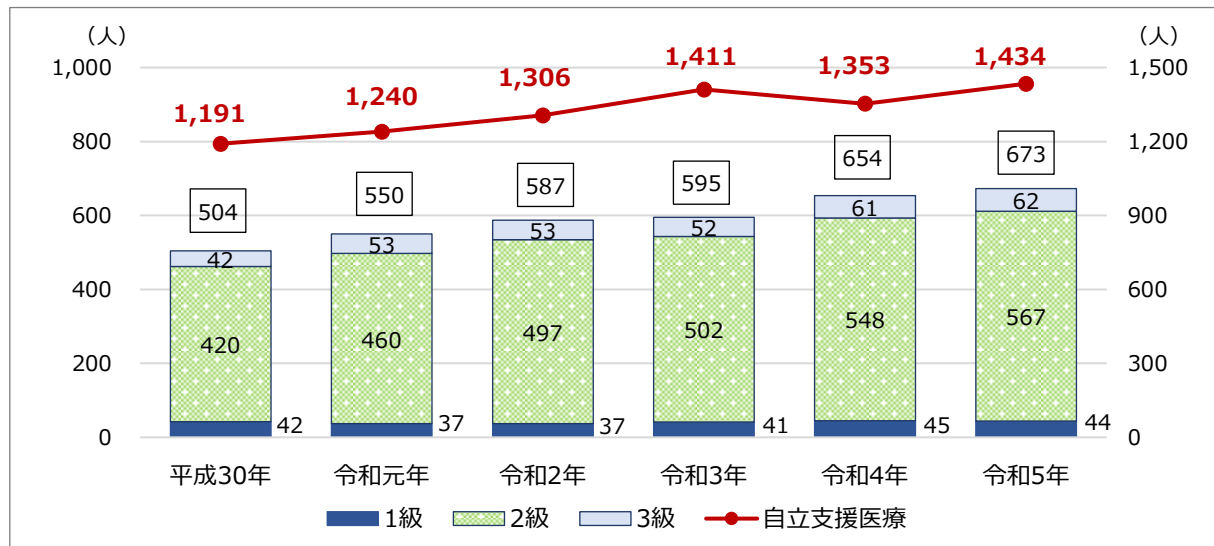
資料:療育手帳台帳(各年4月1日現在)

④ 精神障がいのある人および自立支援医療受給者の状況

精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は2級と3級が増加傾向にあります。令和5年4月1日現在、2級が567人で84.3%を占めています。1級は44人(6.5%)、3級は62人(9.2%)となっています。

また、精神科または心療内科等に通院している人が利用できる自立支援医療(精神通院医療)の受給者数も増加傾向にあり、令和5年4月1日現在1,434人となっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者および自立支援医療受給者の推移



■精神障がい者保健福祉手帳所持者および自立支援医療受給者の推移

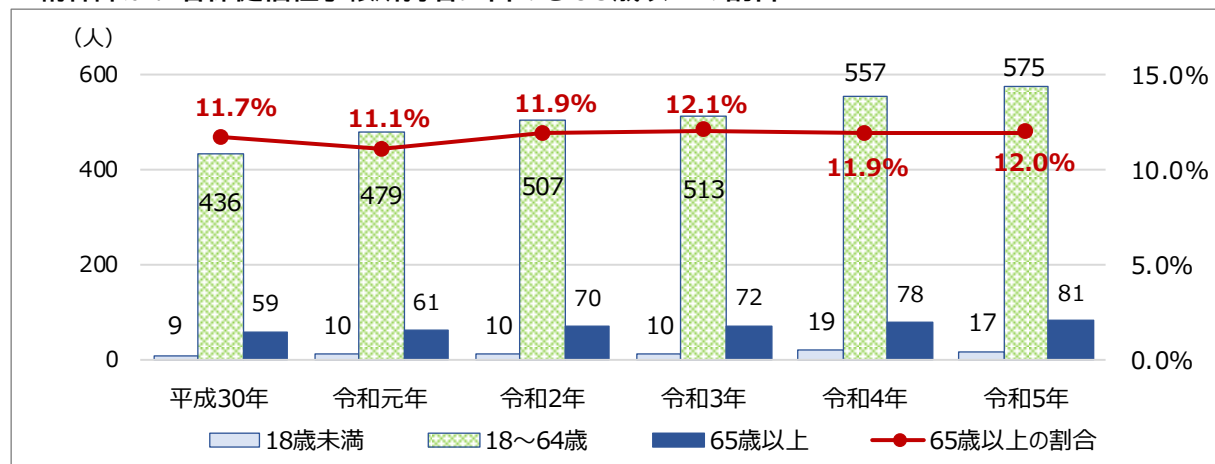
区分	第5期			第6期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	504人	550人	587人	595人	654人	673人
1級	42人	37人	37人	41人	45人	44人
2級	420人	460人	497人	502人	548人	567人
3級	42人	53人	53人	52人	61人	62人
自立支援医療	1,191人	1,240人	1,306人	1,411人	1,353人	1,434人

資料:精神障がい者保健福祉手帳台帳(各年4月1日現在)

第2章 燕市の障がいのある人の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者の65歳以上の割合は、平成30年からほぼ横ばいになっています。

■精神障がい者保健福祉手帳所持者に占める65歳以上の割合



■精神障がい者の年齢別推移

区分	第5期			第6期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数	504人	550人	587人	595人	654人	673人
18歳未満	9人	10人	10人	10人	19人	17人
18～64歳	436人	479人	507人	513人	557人	575人
65歳以上	59人	61人	70人	72人	78人	81人
65歳以上の割合	11.7%	11.1%	11.9%	12.1%	11.9%	12.0%

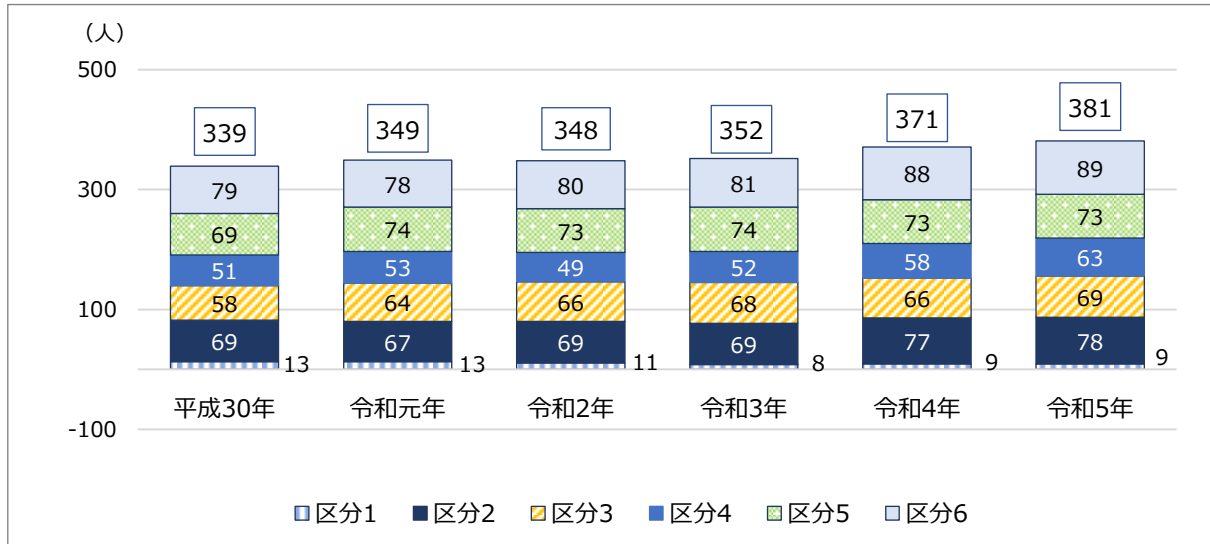
資料：精神障がい者保健福祉手帳台帳（各年4月1日現在）

⑤ 障がい支援区分別の認定者の状況

障がい者総合支援法では、公平な障がい福祉サービス利用を実現するために、障がい福祉サービスの必要性を明確に判断するための「障がい支援区分」を設け、区分1から区分6までの6段階に分けて認定します。区分6が最も支援が必要と認定された人となっています。

障がい支援区分認定者数は、増加傾向にあります。

■障がい支援区分認定者数の推移



■障がい支援区分認定者数の推移

区分	第5期			第6期		
	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認定者数	339人	349人	348人	352人	371人	381人
区分1	13人	13人	11人	8人	9人	9人
区分2	69人	67人	69人	69人	77人	78人
区分3	58人	64人	66人	68人	66人	69人
区分4	51人	53人	49人	52人	58人	63人
区分5	69人	74人	73人	74人	73人	73人
区分6	79人	78人	80人	81人	88人	89人

資料：障がい福祉サービス台帳(各年4月1日現在)

障がいの種類別にみると、認定者数が最も多いのは知的障がい213人となっています。身体障がいでは区分6の割合が高く、精神障がいでは区分2の割合が高くなっています。

■障がいの種類別の障がい支援区分認定者数

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい	1人	6人	16人	18人	18人	52人	111人
知的障がい	2人	44人	39人	39人	52人	37人	213人
精神障がい	6人	28人	14人	6人	3人	0人	57人

資料：障がい福祉サービス台帳(令和5年4月1日現在)

2 アンケート調査の概要

(1) 調査の概要

【調査目的】

本調査は、令和6(2024)年度を初年度とする本計画の策定に向け、本市における障がい福祉サービスなどの利用意向や生活実態などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とするために実施しました。

【調査内容】

■ 調査月：令和5(2023)年7月

■ 調査基準日：令和5(2023)年6月1日現在

■ 調査対象者：18歳未満で手帳をお持ちの人、自立支援医療(精神通院医療)、障がい児通所支援^{*8}等を利用している人

18歳以上で手帳をお持ちの人、自立支援医療(精神通院医療)、障がい福祉サービスを利用している人(65歳未満)

※65歳以上は介護保険が優先適用のため対象外としました。

■ 配布・回収方法：郵送による配布・回収

【回収結果】

18歳未満	配布部数	244件
	回収部数(回収率)	158件(64.8%)
	有効回答数	158件

18～64歳	配布部数	756件
	回収部数(回収率)	390件(51.6%)
	有効回答数	389件

【調査結果の見方】

- ① グラフ中の「n」の数値は、設問への回答者数を表します。
- ② 回答の比率は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。したがって、回答者比率の合計が100.0%にならない場合があります。
- ③ 回答の比率は、その設問の回答者数を基数として算出しました。したがって、複数回答(「あてはまるものすべてに○」等)の設問については、すべての回答比率の合計が100.0%を超えることがあります。
- ④ 設問により令和2(2020)年に実施した前回調査結果と比較しています。

*8 障がい児通所支援：「資料編」130ページにて、用語を解説しています。

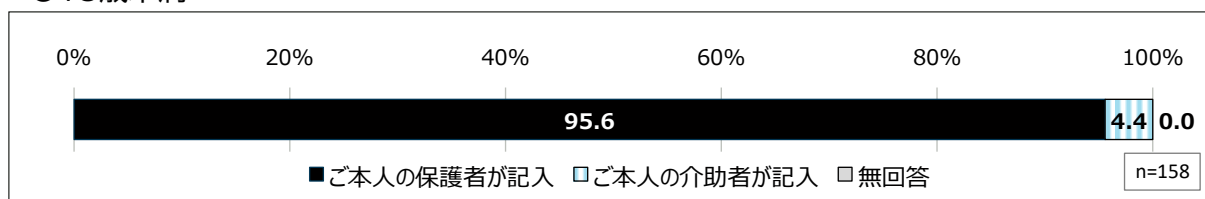
(2) アンケート結果の概要

① 回答者

この調査票の記入方法についてお答えください

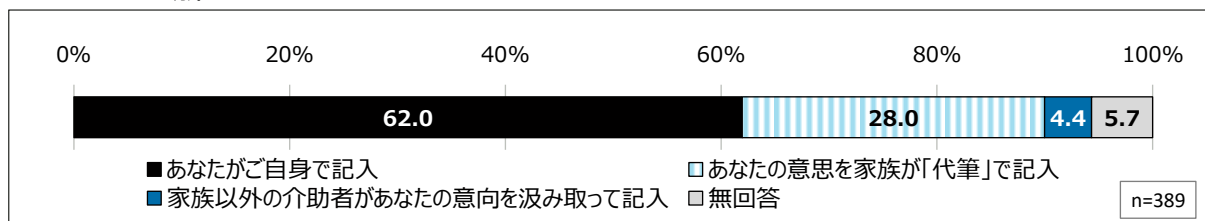
18歳未満では「ご本人の保護者が記入」が95.6%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「あなたご自身で記入」が62.0%となっています。

●18～64歳

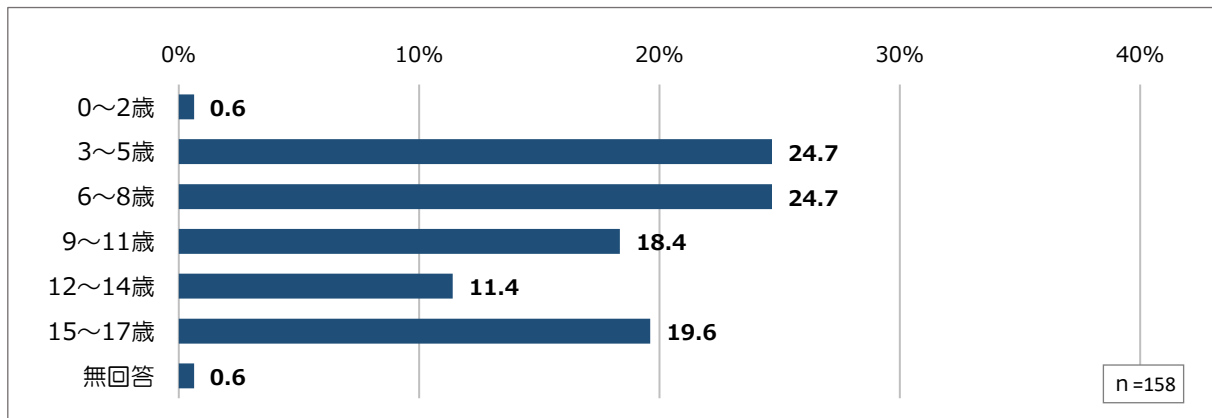


② 年齢

ご本人は、何歳ですか

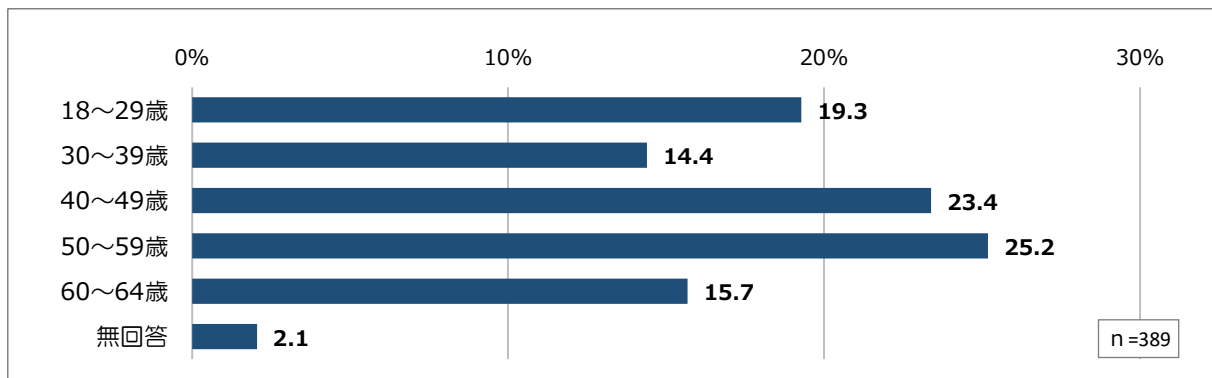
18歳未満では「3～5歳」「6～8歳」とともに24.7%と最も高くなっています。

●18歳未満



18～64歳では「50～59歳」が25.2%と最も高く、平均年齢は44.3歳となっています。

●18～64歳

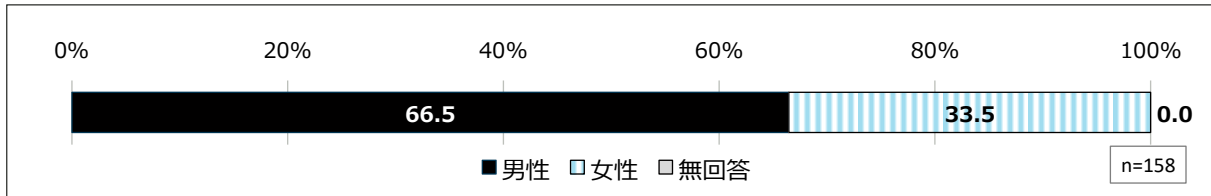


③ 性別

ご本人の性別はどちらですか

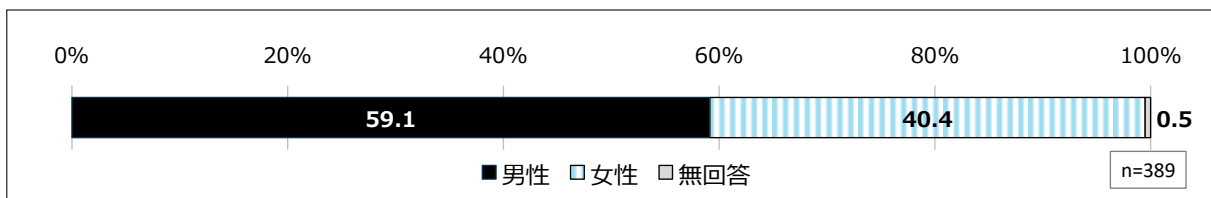
18歳未満では「男性」が66.5%、「女性」が33.5%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「男性」が59.1%、「女性」が40.4%となっています。

●18～64歳



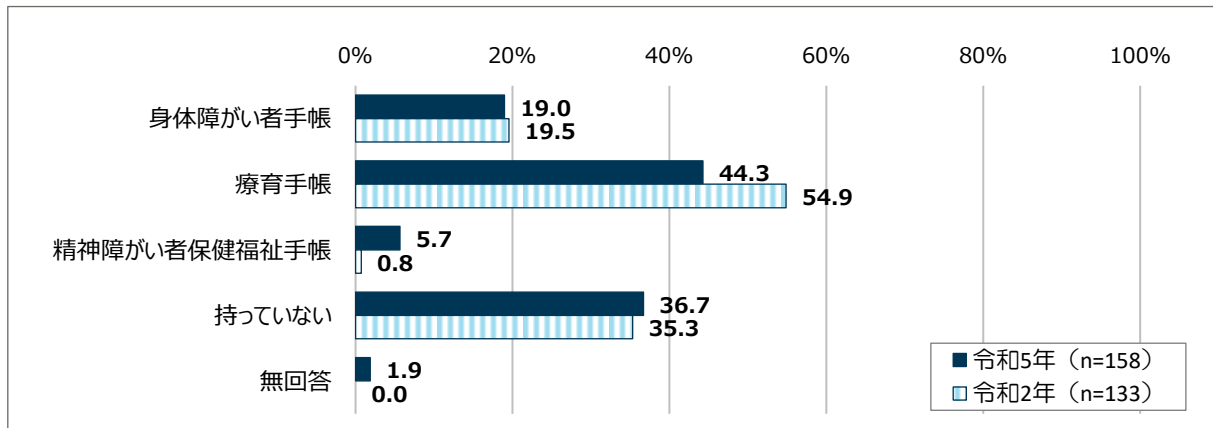
第2章 燕市の障がいのある人の状況

④ 手帳の種類

現在、あなたがお持ちの手帳の種類はどれですか（複数回答）

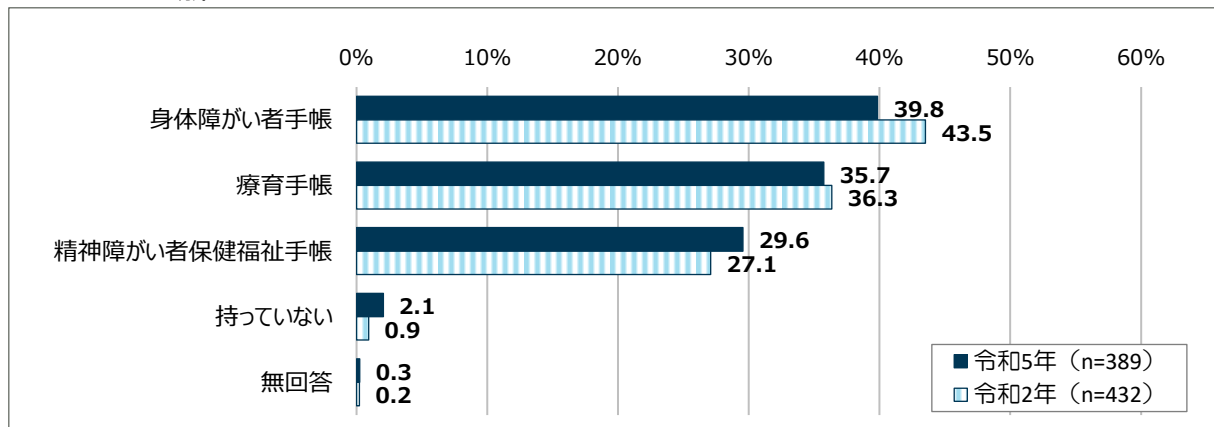
18歳未満では「身体障がい者手帳」が19.0%、「療育手帳」が44.3%、「精神障がい者保健福祉手帳」が5.7%で、「持っていない」は36.7%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「身体障がい者手帳」が39.8%、「療育手帳」が35.7%、「精神障がい者保健福祉手帳」が29.6%で、「持っていない」は2.1%となっています。

●18～64歳

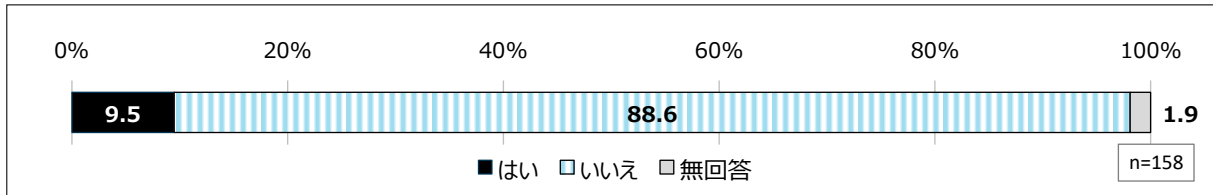


⑤ 難病（特定疾患）の認定の有無

あなたはこれまで難病^{*9}として診断されたことがありますか

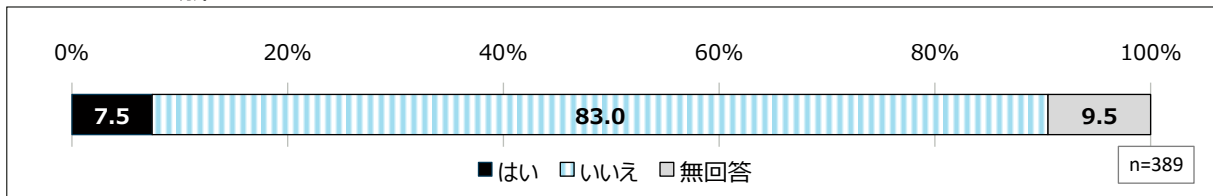
18歳未満では「はい」が9.5%、「いいえ」が88.6%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「はい」が7.5%、「いいえ」が83.0%となっています。

●18～64歳

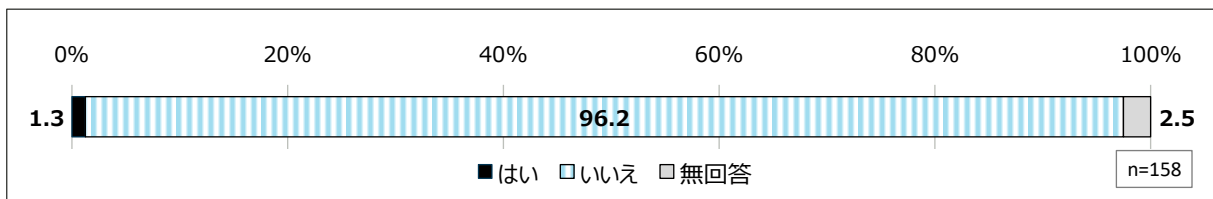


⑥ 高次脳機能障がいの診断の有無

あなたは高次脳機能障がい^{*10}として診断されたことがありますか

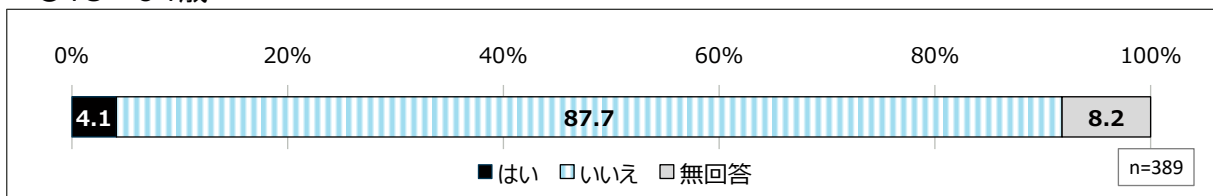
18歳未満では「はい」が1.3%、「いいえ」が96.2%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「はい」が4.1%、「いいえ」が87.7%となっています。

●18～64歳



*9 難病： 「資料編」133 ページにて、用語を解説しています。

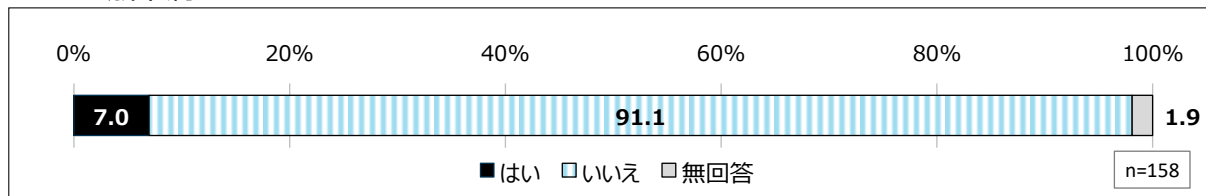
*10 高次脳機能障がい： 「資料編」129 ページにて、用語を解説しています。

⑦ 強度行動障がいについて

ご本人は強度行動障がい^{*11}があると言われたことはありますか

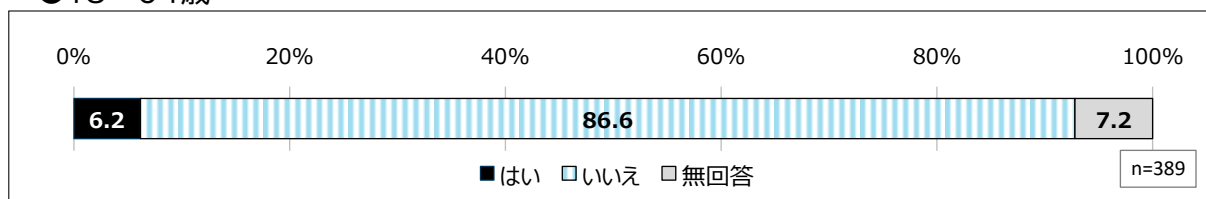
18歳未満では「はい」が7.0%、「いいえ」が91.1%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「はい」が6.2%、「いいえ」が86.6%となっています。

●18～64歳

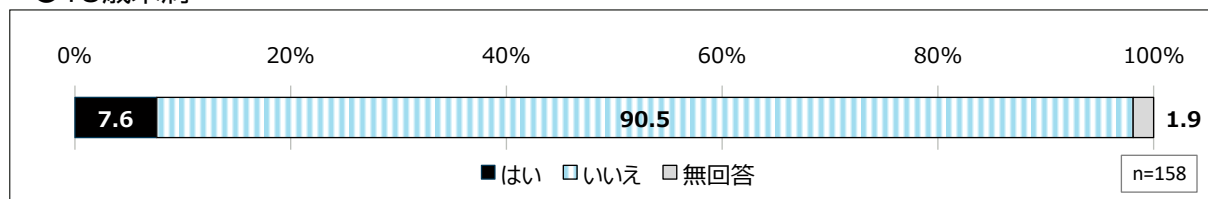


⑧ 医療的ケアについて

ご本人は現在医療的ケアを受けていますか

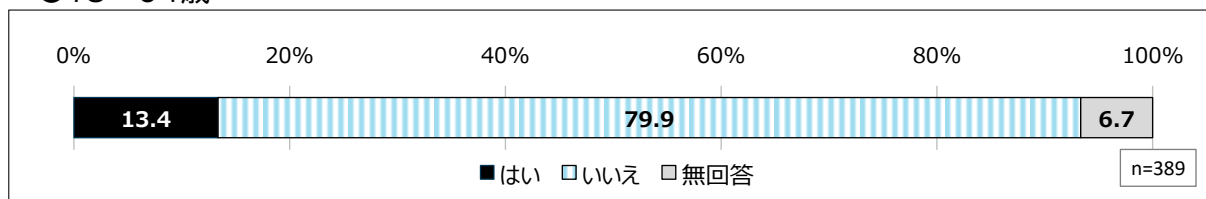
18歳未満では「はい」が7.6%、「いいえ」が90.5%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「はい」が13.4%、「いいえ」が79.9%となっています。

●18～64歳



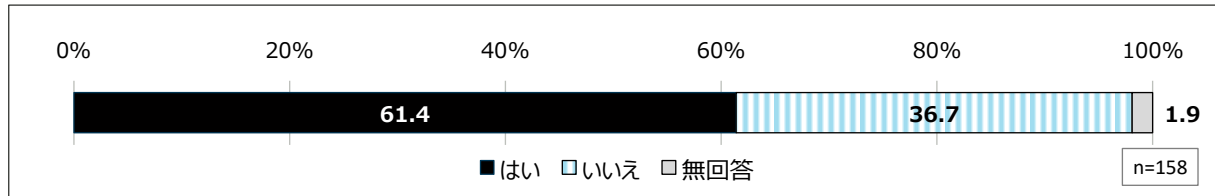
*11 強度行動障がい： 「資料編」128 ページにて、用語を解説しています。

⑨ 発達障がいについて

ご本人は発達障がい*12として診断されたことがありますか

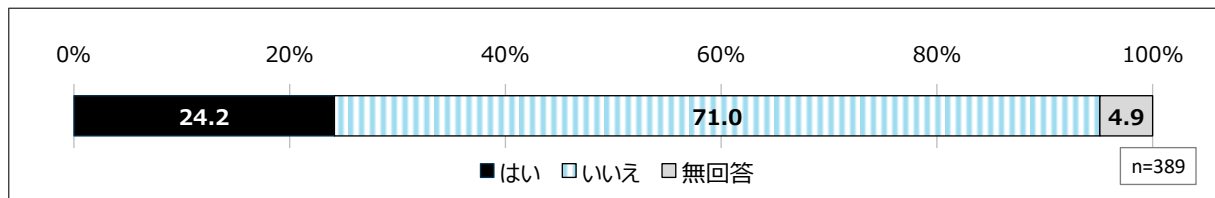
18歳未満では「はい」が61.4%、「いいえ」が36.7%となっています。

●18歳未満



18～64歳では「はい」が24.2%、「いいえ」が71.0%となっています。

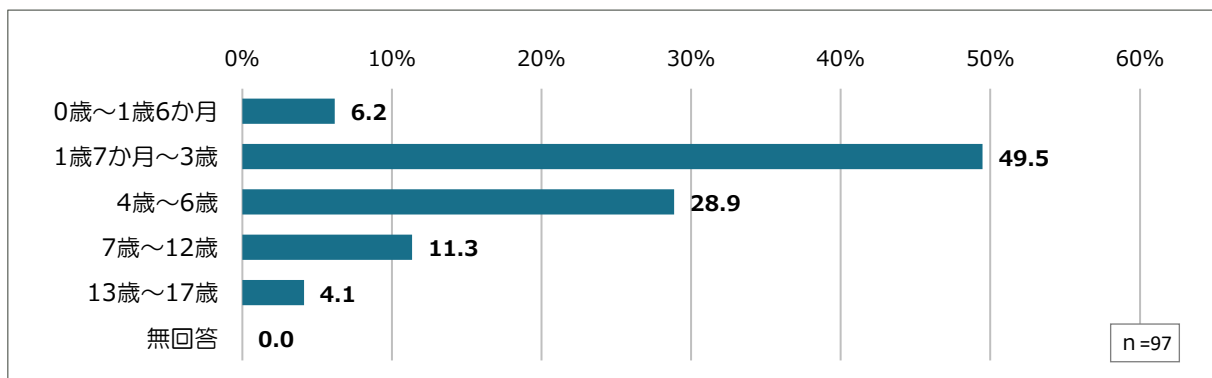
●18～64歳



18歳未満で「はい」（発達障がいと診断されたことがある）と回答した人のみ

発達障がいとして診断された時のご本人の年齢は何歳でしたか

「1歳7か月～3歳」が49.5%と最も高く、次いで「4～6歳」が28.9%となっています。



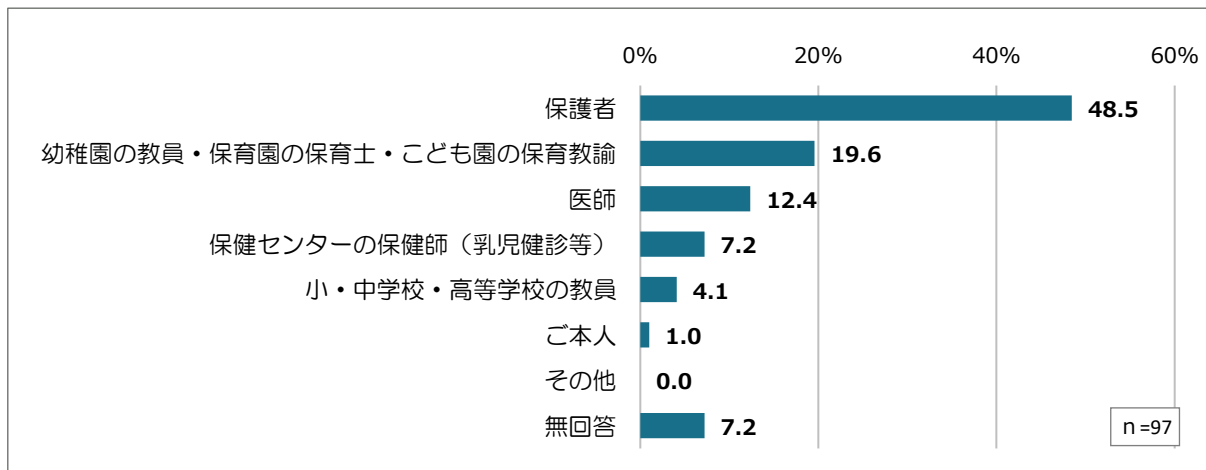
*12 発達障がい： 「資料編」133 ページにて、用語を解説しています。

第2章 燕市の障がいのある人の状況

18歳未満で「はい」（発達障がいと診断されたことがある）と回答した人のみ

発達障がいの特性に最初に気づいたのは、どなたですか

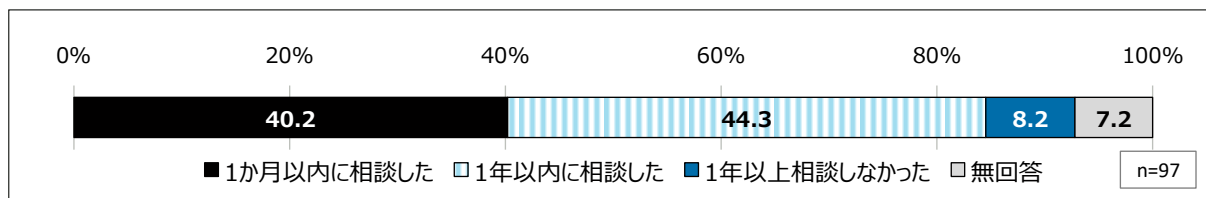
「保護者」が48.5%と最も高く、次いで「幼稚園の教員・保育園の保育士・こども園の保育教諭」が19.6%、「医師」が12.4%となっています。



18歳未満で「はい」（発達障がいと診断されたことがある）と回答した人のみ

発達障がいの特性に気づいたとき、専門機関等に相談しましたか

「1年以内に相談した」が44.3%と最も高く、次いで「1か月以内に相談した」が40.2%で、「1年以上相談しなかった」は8.2%となっています。

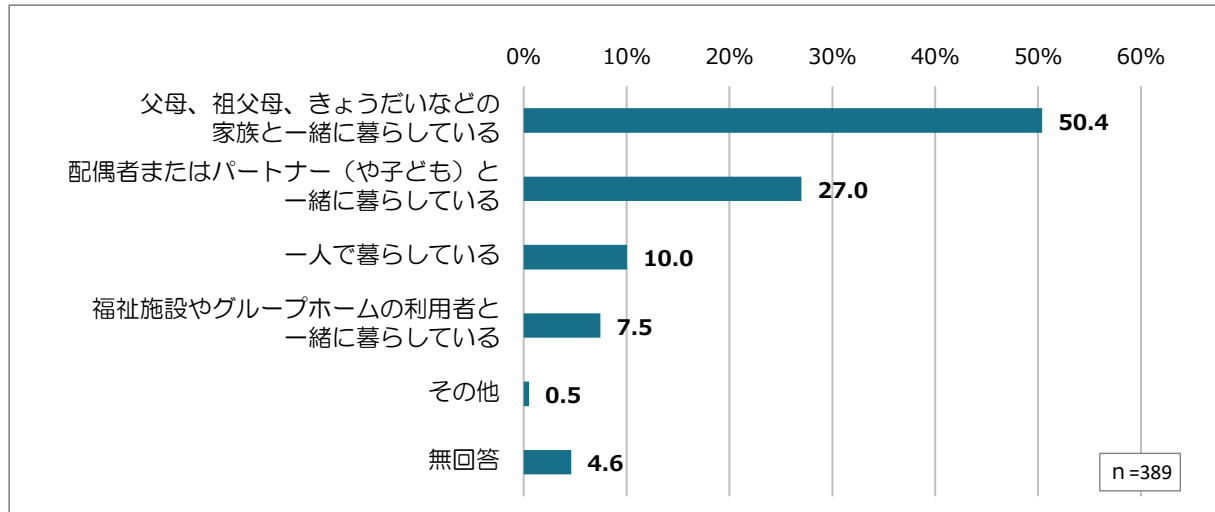


⑩ 暮らしについて

18～64 歳の人のみ

あなたは現在どのように暮らしていますか

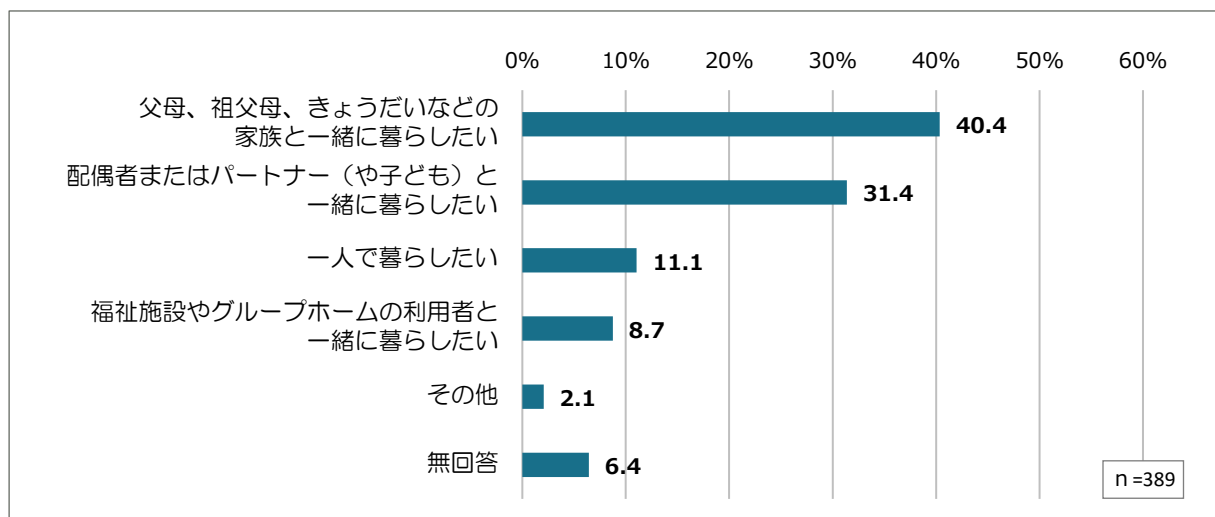
「父母、祖父母、きょうだいなどの家族と一緒に暮らしている」が50.4%と最も高く、次いで「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしている」が27.0%となっています。



18～64 歳の人のみ

あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか

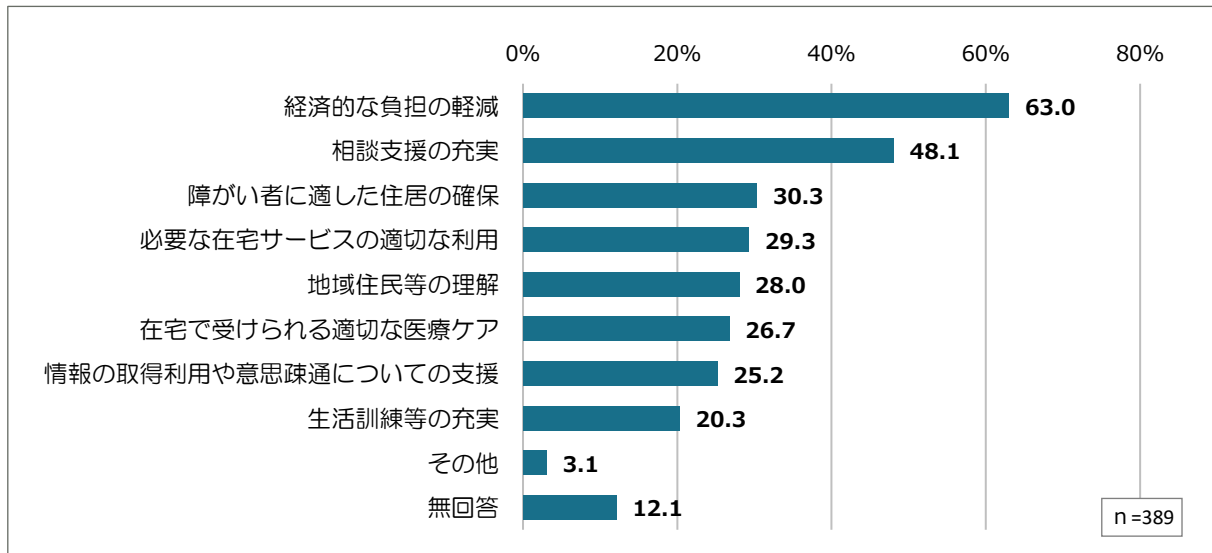
「父母、祖父母、きょうだいなどの家族と一緒に暮らしたい」が40.4%と最も高く、次いで「配偶者またはパートナー（や子ども）と一緒に暮らしたい」が31.4%となっています。



18～64 歳の人のみ

あなたは、市の福祉等に関する暮らしの「満足度」を上げるためには、どのような支援があればよいと思いますか（複数回答）

「経済的な負担の軽減」が63.0%と最も高く、次いで「相談支援の充実」が48.1%となっています。



各 論

第3章 燕市障がい者基本計画

1 基本理念

本計画は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、「誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり」を基本理念とし、次の3つの基本目標を設定し、障がいのある人の自立および社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本理念

誰もがふれあい、支えあい、助けあい、
共に生きる福祉のまちづくり

- その人らしく暮らす「自己選択」「自己決定」の尊重
- 地域生活を支える（自助・共助・公助）

2 計画の基本目標

(1) 地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制を充実させるとともに、障がい福祉サービス事業所の確保を推進することにより多様なニーズに対応した適切な障がい福祉サービスの提供に努めてきました。また、快適で安心して暮らすことができるまちづくりを目指し、バリアフリー^{*13}へ配慮するとともに、意思疎通支援の充実や防災・防犯体制の整備にも取り組んできました。

今後も、地域の中で安心して健やかに暮らせるよう、関係機関と連携して必要な取組を進めます。

- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、多様なニーズに対応した障がい福祉サービスの適切な確保を図るとともに、ライフステージ^{*14}のあらゆる段階において、関係機関と連携したきめ細かい相談支援体制の構築を図ります。
- 地域生活支援拠点等^{*15}の機能の充実を進め、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な支援体制の構築を図ります。
- 令和5年に策定した燕市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度^{*16}の普及・推進に向けた取組を進めていきます。
- 障がい者差別解消法^{*17}に基づき、障がいを理由とする差別の解消に取り組めます。また、障がい者虐待防止法^{*18}の適切な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮^{*19}の提供について周知啓発を図るなど、障がいのある人の権利擁護のための取組を進めます。
- 障がいの早期発見および重度化・重複化の予防を図るため、障がいのある人などが身近な地域で適切な医療やリハビリテーションを受けられるよう、関係機関と連携し、必要な支援体制の整備を図ります。
- バリアフリー化を一層推進し、障がいのある人が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- 必要な情報に円滑にアクセスでき、意思表示やコミュニケーションを行うことができるなど、障がい特性^{*20}に配慮した意思疎通支援の充実を図ります。
- 災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時において障がい特性に配慮した適切な情報発信・伝達、避難支援を行うほか、避難所の確保等防災対策の取組を推進します。また、障がいのある人を犯罪被害から守るため、防犯対策や消費者トラブル防止の取組を推進します。

*13 バリアフリー： 「資料編」133 ページにて、用語を解説しています。

*14 ライフステージ： 「資料編」134 ページにて、用語を解説しています。

*15 地域生活支援拠点等： 「資料編」132 ページにて、用語を解説しています。

*16 成年後見制度： 「資料編」132 ページにて、用語を解説しています。

*17 障がい者差別解消法： 「資料編」130 ページにて、用語を解説しています。

*18 障がい者虐待防止法： 「資料編」130 ページにて、用語を解説しています。

*19 合理的配慮： 「資料編」129 ページにて、用語を解説しています。

*20 障がい特性： 「資料編」131 ページにて、用語を解説しています。

(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労の促進と福祉的就労の充実に向けた支援を行ってきました。

保育や教育においては、障がいのある子どもが、その特性やニーズに応じた適切な支援が受けられるよう保育や教育環境の整備を図ってきました。また、障がいのある人が円滑にスポーツや文化活動を行うことができるよう学習機会の提供や社会参加の機会の提供に努めてきました。

これらの取組を進め、障がいのある人が、一生を通じて自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくりを推進します。

- 働く意欲のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮し、自分に合った働き方を選択できるよう、必要な就労支援を行います。
- 障がいのある人が生涯を通じてスポーツや文化活動等のさまざまな機会に親しみ、自ら個性を生かし、いきいきと活動できるよう、環境の整備を図ります。
- 障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けることができる仕組みを整備するとともに、障がいのある子どもに対する適切な支援を行うことができるよう保育や教育環境の整備を図ります。

(3) 支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり

障がいのある人もない人も、互いに支え合い、助けあうことにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し、障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを進めてきました。

すべての人が、お互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる「共生社会の実現」を目指します。

- 障がいや障がいのある人に対する理解を促進し、差別されたり孤立したりすることのない思いやりや助け合いのある地域づくりに向け、市民に対する福祉教育などを行うことにより、支え合い・助けあう心の醸成を図ります。
- 地域に住む誰もが暮らしやすいまちづくりを実現するため、地域の中で共に支え合い・助けあう共助の体制づくりに取り組みます。

3 施策の体系

基本理念

誰もがふれあい、支えあい、助けあい、共に生きる福祉のまちづくり

基本目標

1 地域の中で安心して 健やかに暮らせる まちづくり



2 共に学び、共に働き、 共に活動できる まちづくり



3 支え合いにあふれ、 共に生きる まちづくり



施策の方向性

- ① 障がい福祉サービスの充実
- ② 障がい児等支援体制の充実
- ③ 地域生活支援事業の充実
- ④ 相談支援体制の機能強化
- ⑤ 差別の解消および虐待の防止・対応強化
- ⑥ 成年後見制度利用の促進
- ⑦ 障がいのある人の健康づくり
- ⑧ 保健医療等関係機関との連携
- ⑨ 情報提供の推進
- ⑩ 意思疎通支援事業の推進
- ⑪ 生活環境の整備
- ⑫ 防災・防犯体制の整備

- ① 雇用・就労、経済的自立支援の推進
- ② スポーツ・文化活動の促進
- ③ 保育・教育体制の充実

- ① 障がいに対する理解促進
- ② ボランティア・支え合い活動の促進

4 障がい福祉と「SDGs」との関係

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」の略称で、令和12(2030)年までに達成する17の目標で構成された国際目標です。

わが国では、SDGsに関する取組を総合的かつ効果的に推進することを目的に中長期的な国家戦略としてSDGs実施指針を掲げ、優先課題に対する具体的な施策として平成29(2017)年以降毎年SDGsアクションプランを策定しています。

地方公共団体においても、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を進めることが求められており、本計画は、SDGsの理念を尊重して策定するものとします。

◆持続可能な世界を実現するための17の目標



	1 貧困をなくそう あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる		10 人や国の不平等をなくそう 国内および各国間での不平等を是正する
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市および人間居住を実現する
	4 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児のエンパワメントを行う		
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する		17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

5 施策の方向性（基本施策）

（1）地域の中で安心して健やかに暮らせるまちづくり

① 障がい福祉サービスの充実

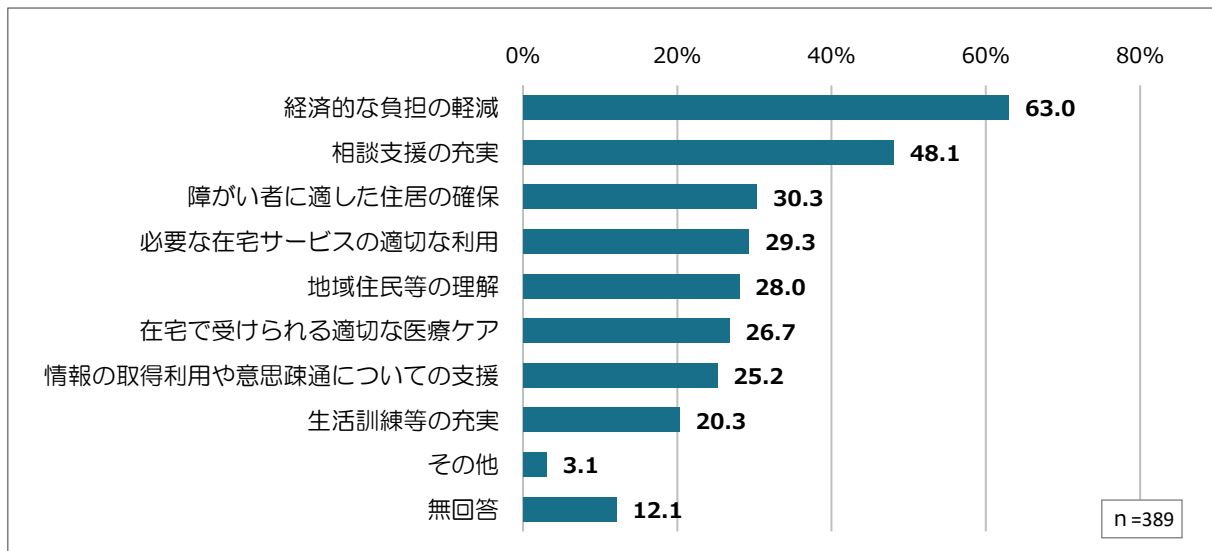
【現状と課題】

障がい福祉サービス量の確保と質の向上を図るため、新規開設の意向がある事業者へ必要な障がい福祉サービス内容や対象利用者、地域のニーズ等について積極的に情報提供を行い、障がい福祉サービス事業所の確保に取り組んできました。令和4(2022)年度には、市内で初となる主に重症心身障がい^{*21}のある人を対象とした、児童発達支援、放課後等デイサービスや生活介護などのサービスを備えた多機能型事業所が新設されました。そのほか、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の間には、共同生活援助(グループホーム)2事業所、就労継続支援B型4事業所、放課後等デイサービス1事業所等の施設整備を行い、障がい福祉サービスの充実が図られました。また、市内の介護保険事業所に障がいのある人を取り巻く地域の実情をご理解いただいたことで、現在市内27か所の事業所と基準該当事業所^{*22}の契約を締結しています。

福祉に関するアンケート調査(18～64歳)より

問 あなたは、市の福祉等に関する暮らしの「満足度」を上げるためには、どのような支援があればよいと思いますか(複数回答)

「経済的な負担の軽減」が63.0%と最も高くなっています。



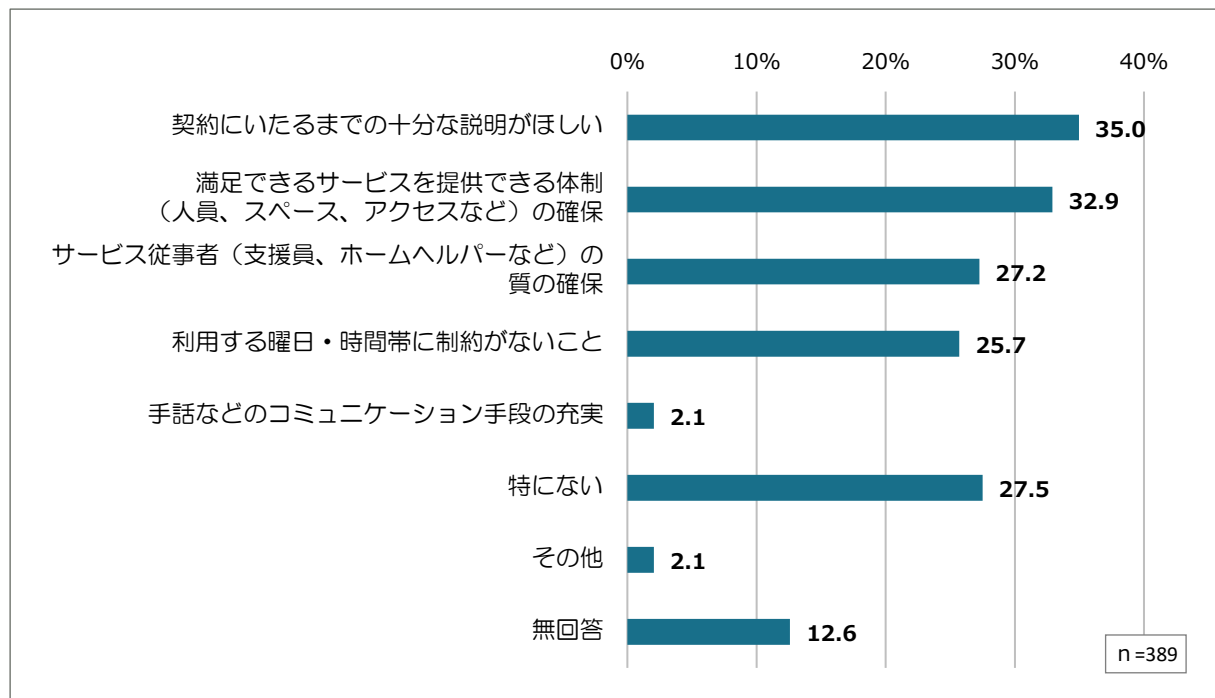
*21 重症心身障がい：「資料編」130ページにて、用語を解説しています。

*22 基準該当事業所：「資料編」128ページにて、用語を解説しています。

第3章 燕市障がい者基本計画

問 あなたが、サービスを提供する事業者に対して望むことは、どのようなことですか
(複数回答)

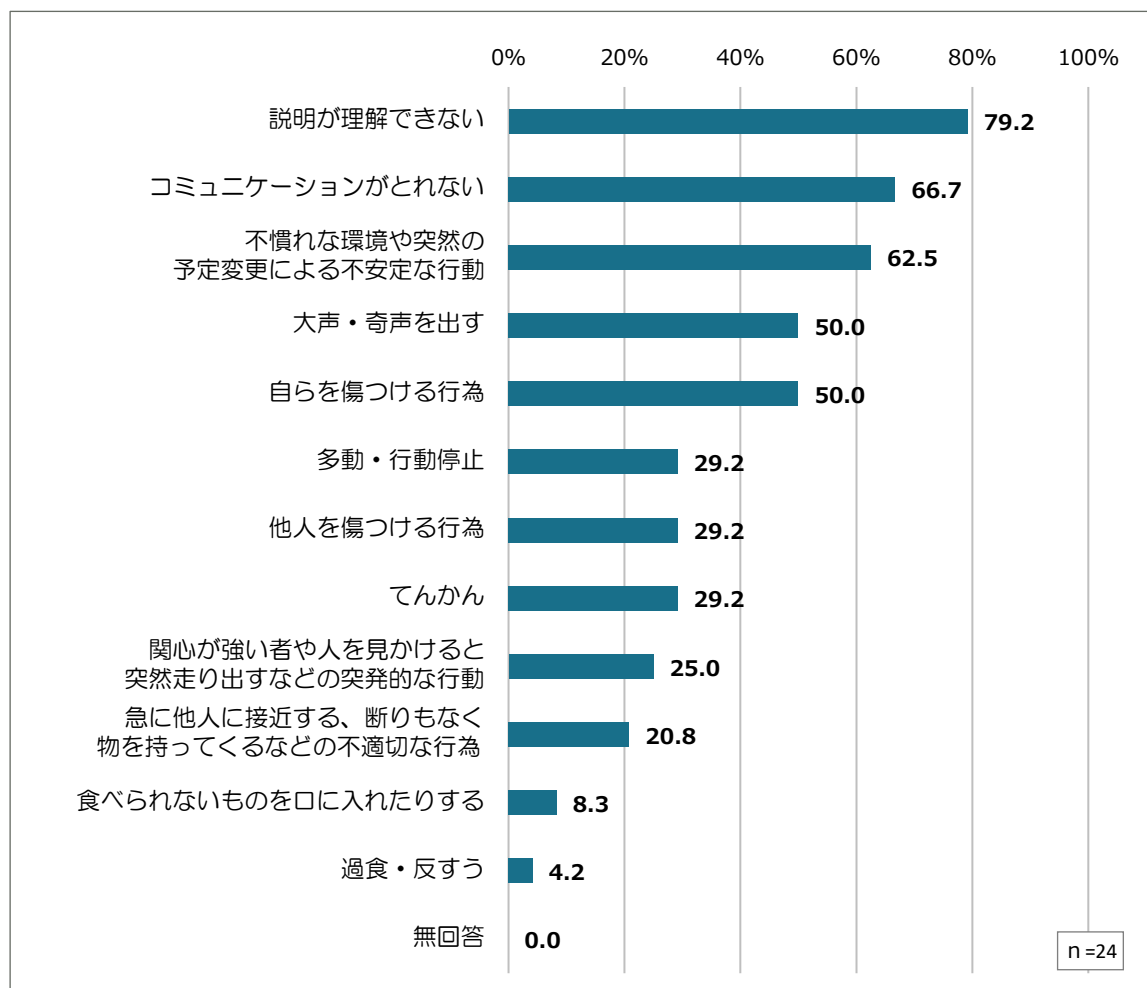
「契約にいたるまでの十分な説明がほしい」が35.0%と最も高く、次いで「満足できるサービスを提供できる体制の確保」が32.9%となっています。一方で「特にない」は27.5%となっています。



あなたは強度行動障がいがあると言われたことはありますか「はい」と回答した人のみ

問 あなたが日常生活を送る上で、障がい特性があるために起きる行動等で困っていることは何ですか。(複数回答)

「説明が理解できない」が79.2%と最も高く、次いで、「コミュニケーションがとれない」が66.7%、「不慣れな環境や突然の予定変更による不安定な行動」が62.5%となっています。



【今後の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を継続して提供できるよう努めるとともに、多様なニーズに対応した障がい福祉サービスの充実や地域における生活基盤の整備に努めます。

地域にある社会資源を有効に活用しながら、障がい福祉サービスを安定して提供できるようにするため、基準該当サービス・共生型サービス^{*23} 事業所の確保に努めます。

強度行動障がいのある人への支援に関しては、今回のアンケート調査結果や国の基本指針を踏まえ、障がい特性に応じた支援ニーズ等を把握・分析し、支援体制の整備に努めます。

*23 共生型サービス：「資料編」128ページにて、用語を解説しています。

【施策の展開】

- 障がい福祉サービスの充実を図るため、多様なニーズに対応した障がい福祉サービスを提供できるよう、引き続き適切な量の確保と質の向上に努めます。
- 安定した利用定員を確保するため、基準該当サービス・共生型サービス事業所の確保に努めます。
- 強度行動障がいのある人に対する支援体制の整備について検討を行います。
- 相談支援事業所等関係機関と連携し、一人ひとりの心身の状況や意向等を踏まえ、本人の適性に応じた能力を最大限に発揮できる支援体制を目指します。

② 障がい児等支援体制の充実

【現状と課題】

健診をはじめ、子育てや発達に関する各種相談会の利用から、早期に特性を把握し適切な支援につながるよう、関係機関が連携した取組を行いました。また、障がいのある子どもに対して、乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない支援を行うため、保健・医療・保育・教育・福祉等の各分野が連携して支援できる体制を構築しました。

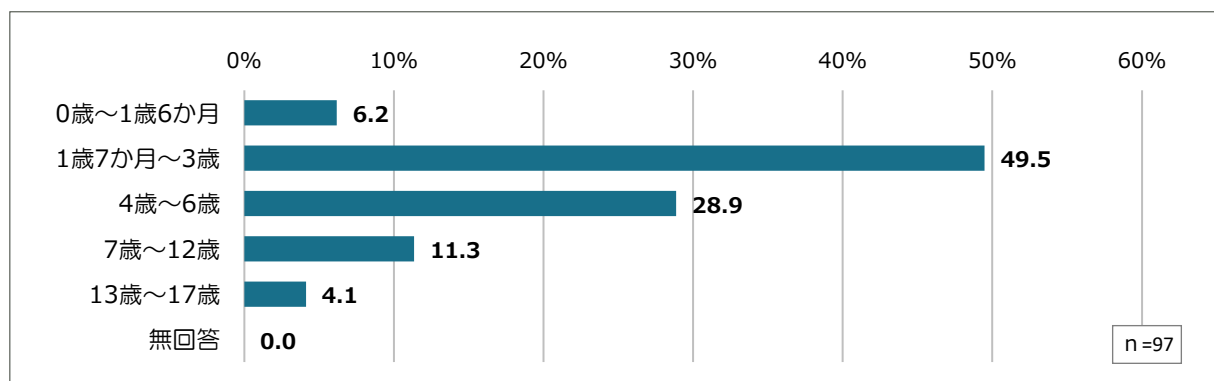
令和4(2022)年4月には、主に重症心身障がい児や医療的ケア児を対象とした事業所が市内で初めて開設され、専門的なサービスが提供されるようになりました。今後も、障がいのある子どもができるだけ身近な地域で、障がいの特性に応じた適切な支援が受けられるよう、引き続き保健・医療・保育・教育・福祉等の各分野が連携し、地域の支援体制の充実を図る必要があります。

福祉に関するアンケート調査(18歳未満)より

発達障がいと診断されたことがある人のみ

問 発達障がいとして診断されたときのご本人の年齢は何歳でしたか

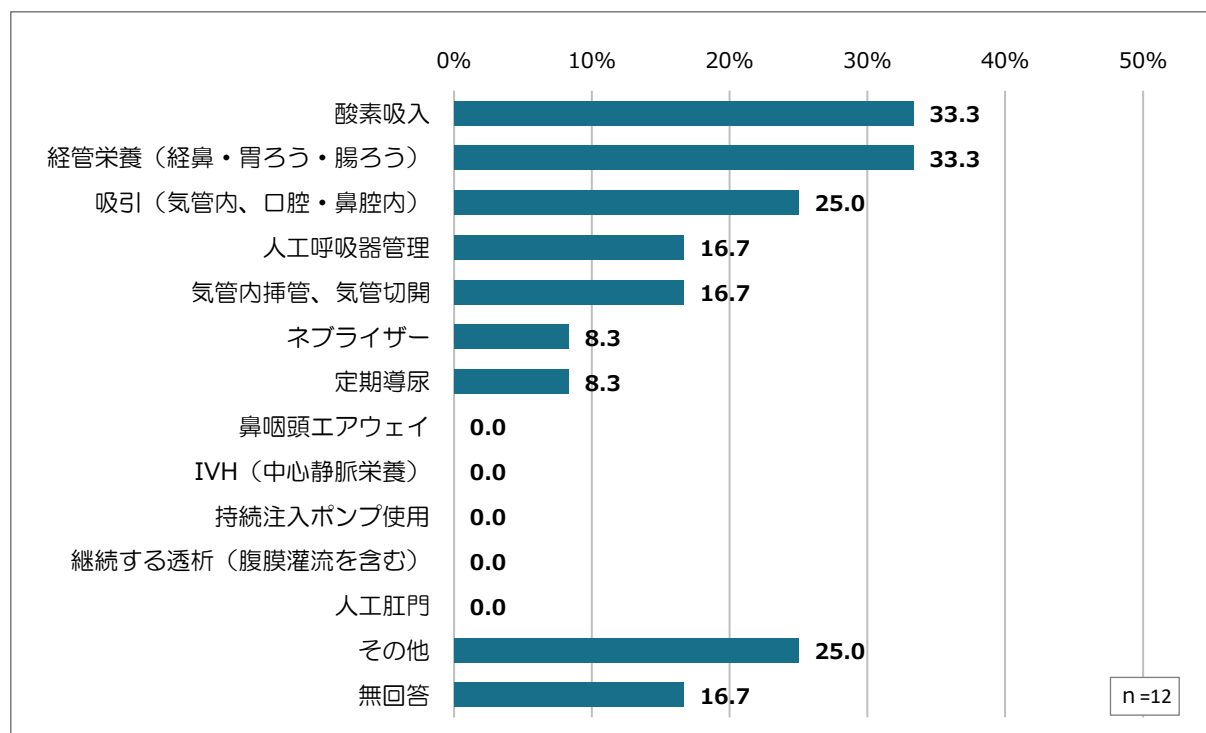
「1歳7か月～3歳」が49.5%と最も高く、次いで「4～6歳」が28.9%となっています。



医療的ケアを受けている人のみ

問 ご本人が現在受けている医療的ケアをお答えください(複数回答)

「酸素吸入」と「経管栄養」がそれぞれ33.3%と最も高く、次いで「吸引」が25.0%となっています。



※ その他は「在宅皮下点滴」などとなっています。

【今後の方向性】

発達障がいの特性を早期から把握し、発達段階に応じた一貫した支援につなげられるよう、保健・医療・保育・教育・福祉等の各分野と連携を図り、切れ目のない支援体制を推進します。

また、障がいのある子どもの成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境づくりを進めるとともに、できる限り身近な地域において医療や療育が受けられる体制づくりを推進します。

重症心身障がい児・医療的ケア児については、コーディネーターを配置し、自立支援協議会療育支援専門部会等、協議の場の活性化を図り、保健・医療・保育・教育・福祉等の各分野が相互に連携した支援体制の構築を目指します。

【施策の展開】

- 支援が効果的に提供されるよう、関連機関との連携を強化し、障がいのある子どもや家族の支援体制の充実に取り組みます。
- 児童発達支援センター*24 のあり方について検討を行います。
- 重症心身障がい児や医療的ケア児の支援体制の充実を図ります。

*24 児童発達支援センター： 「資料編」129 ページにて、用語を解説しています。

③ 地域生活支援事業の充実

【現状と課題】

障がいのある人の実情や生活状況を考慮し、多様なニーズに対応した地域生活支援事業^{*25}の充実に努めてきました。令和5(2023)年度より障がいのある人が地域で安心して生活できるよう地域生活支援拠点等運営事業を開始し、効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の構築を進めました。

また、意思疎通支援事業の充実を図るため、手話通訳者の派遣や育成をはじめとする意思疎通の支援に関する事業を実施しました。

日常生活用具の給付については、対象品目の見直しを随時実施していることにより、給付件数が年々増加しています。生活様式の変化や技術の進歩により新たな用具が出ているため、障がいのある人のニーズに合わせた対象品目の拡充や助成基準の適正化を今後も適宜実施していく必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう支援するため、多様なニーズに対応した地域生活支援事業において提供できるサービスの確保を図り、地域における生活基盤の整備を推進します。

また、地域生活支援拠点等の機能の充実を進め、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、必要な支援体制の整備を推進します。

【施策の展開】

- 障がいのある人や保護者または支援者からの相談に応じ、必要な障がい福祉サービス等の提供に努めます。
- 地域生活支援拠点コーディネーターの配置などにより、効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の強化に努めます。
- 日常生活用具の給付について、障がいのある人のニーズに合わせた対象品目の拡充や助成基準の適正化に努めます。
- 意思疎通支援事業の充実を図り、障がいのある人の情報保障を推進します。
- 適正に応じ、本人の能力が最も発揮できるよう支援に努めます。

*25 地域生活支援事業： 「資料編」132 ページにて、用語を解説しています。

④ 相談支援体制の機能強化

【現状と課題】

障がいの多様化や相談内容の複雑化に対応するため、相談支援専門員^{*26}の資質の向上や地域の相談機関等の連携強化に取り組んできました。

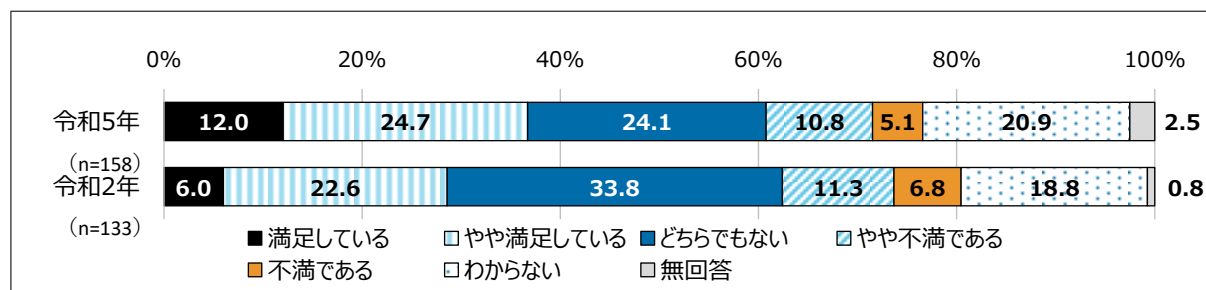
アンケート結果から「相談支援の充実」についての満足度をみると、前回調査と比べて18歳未満は満足度が高くなりましたが、18～64歳は低くなる結果となりました。また、「特に強く不満を感じる事」では、どちらの調査も「どういうサービスがあるかわからない」が一番多く、18～64歳では「支援員等のサービスの質が悪い」が次いで多くなっています。障がいのある人が利用できる制度やサービスは多岐に渡ることから、障がいのある人のニーズに応じて適切なサービス利用につなげる相談支援専門員の役割は重要です。

障がいのある人のニーズを的確に把握し、専門性の高い相談支援が提供できるよう、燕市障がい者基幹相談支援センター^{*27}(以下「基幹相談支援センター」という。)が基軸となり、相談支援専門員の資質の維持向上に向けた研修や地域の相談機関との連携強化など、相談支援体制の機能強化が必要です。

福祉に関するアンケート調査(18歳未満)より

問 「相談支援の充実」の「満足度」について、あてはまるものはどれですか

「満足している」と「やや満足している」を合わせると36.7%で、令和2年の前回調査より8.1ポイント高くなっています。



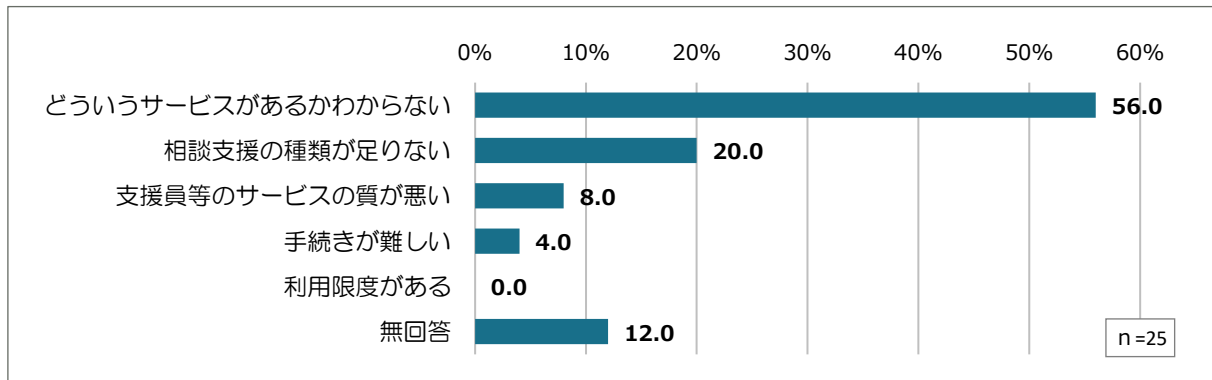
*26 相談支援専門員： 「資料編」132 ページにて、用語を解説しています。

*27 基幹相談支援センター： 「資料編」128 ページにて、用語を解説しています。

「やや不満である」「不満である」と回答した人のみ

問 特に強く不満を感じることは何ですか。最も近い選択肢に○をつけてください

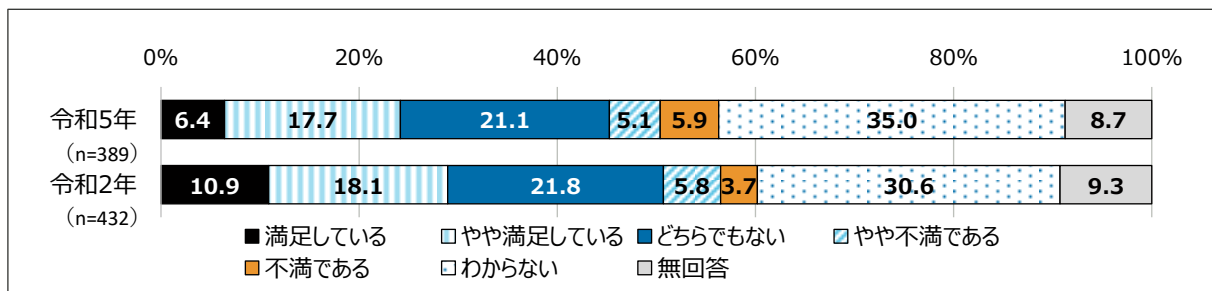
「どういうサービスがあるかわからない」が56.0%と最も高くなっています。



福祉に関するアンケート調査(18～64歳)より

問 「相談支援の充実」の「満足度」について、あてはまるものはどれですか

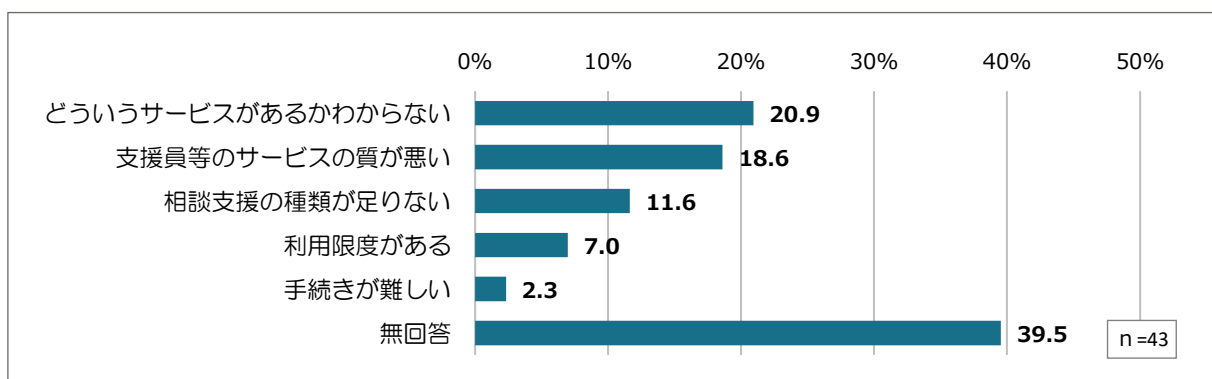
「満足している」と「やや満足している」を合わせると24.1%で、令和2年の前回調査より4.9ポイント低くなっています。



「やや不満である」「不満である」と回答した人のみ

問 特に強く不満を感じることは何ですか。最も近い選択肢に○をつけてください

「どういうサービスがあるかわからない」が20.9%と最も高く、次いで「支援員等のサービスの質が悪い」が18.6%となっています。



【今後の方向性】

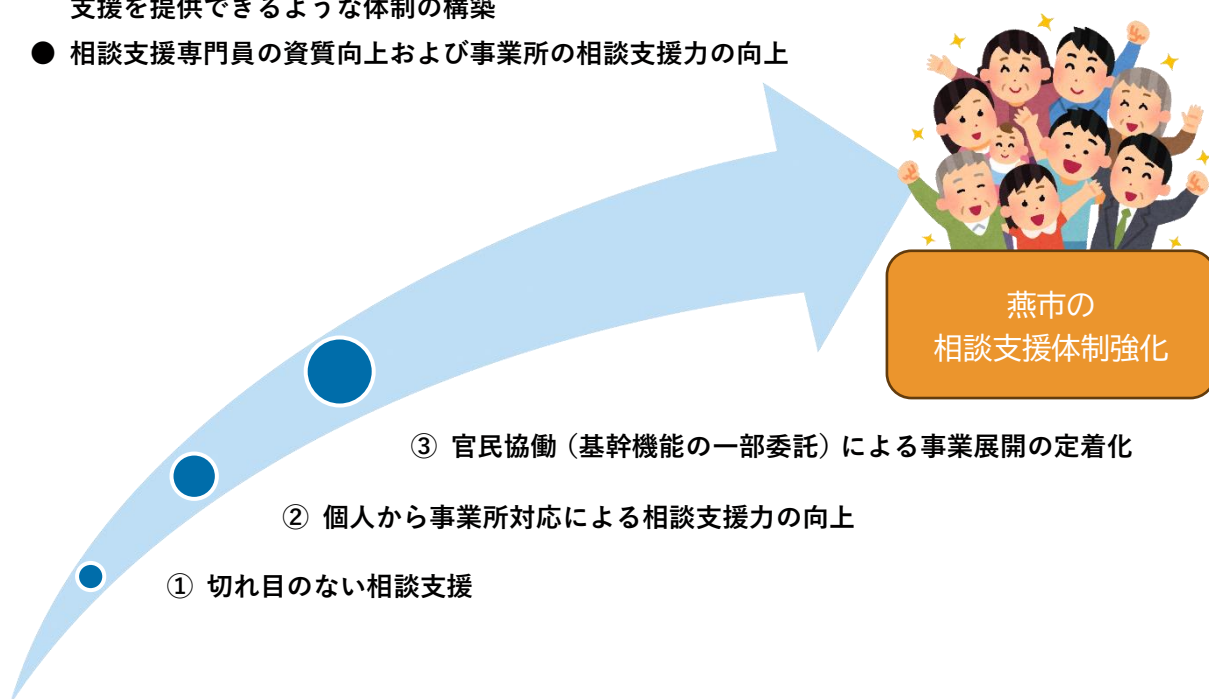
地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行い、相談支援専門員の資質向上に向けた取組を継続するとともに、複雑・多様化する相談ニーズに対応するため、生活困窮、高齢福祉、医療、保健、保育や教育分野などさまざまな機関との連携強化を図ります。

【施策の展開】

- 複雑・多様化する相談ニーズに対応できるよう、生活困窮、高齢福祉、医療、保健、保育や教育分野など地域の関係機関との連携強化に向けた取組を進めます。
- 高度で専門的な対応が求められる場合には、児童相談所、保健所や保護観察所などとの連携の下、福祉サービスの利用援助や社会資源の活用・調整などの必要な支援を行います。
- 基幹相談支援センターがその役割を果たすことで、相談支援専門員の資質向上および相談支援事業所の相談支援力の向上を図ります。
- 障がいのある人等が困ったときなどに気軽に相談できるよう、市内相談支援事業所の周知を強化します。また、自治会役員や民生委員など地域の関係者との連携を強化します。
- 自立支援協議会において、基幹相談支援センターに関する報告や個別事例から見えてきた地域の課題の検証を行い、支援体制の構築を図ります。

— 燕市が目指す相談支援体制について —

- 複雑・多様化する相談ニーズに対応し、関係機関が連携して必要な支援を提供できるような体制の構築
- 相談支援専門員の資質向上および事業所の相談支援力の向上



⑤ 差別の解消および虐待の防止・対応強化

【現状と課題】

自立支援協議会等と協議しながら、差別解消に向け必要な取組を進めているところですが、福祉に関するアンケート調査の結果から、障がい者差別解消法についての理解が進んでいるとは言えない状況が明らかになりました。

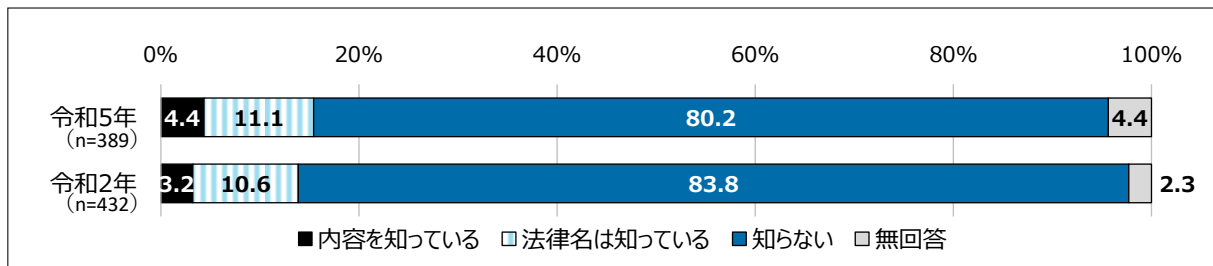
障がい者差別解消法の改正により、令和6(2024)年4月より、民間事業者による「合理的配慮の提供」が努力義務から義務化へと変わることもあり、差別解消に向け、市民や民間事業者への周知、啓発を一層強化する必要があります。

また、障がいのある人への虐待については、虐待の疑いがある段階からケース会議を開催し、関係機関と連携しながら対応を行うとともに、障がいのある人およびその家族を身近で支援する相談支援事業所に対して研修会を開催し、対応強化に取り組んできました。

福祉に関するアンケート調査(18～64歳)より

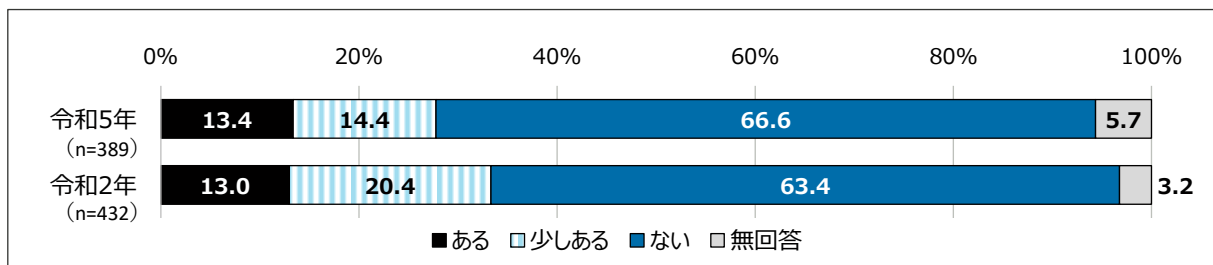
問 あなたは、「障がい者差別解消法」を知っていますか

「内容を知っている」は、令和2年の前回調査より1.2ポイント高い4.4%となっていますが、「知らない」が80%以上となっています。



問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌がらせ、暴力を受ける(受けた)ことがありますか

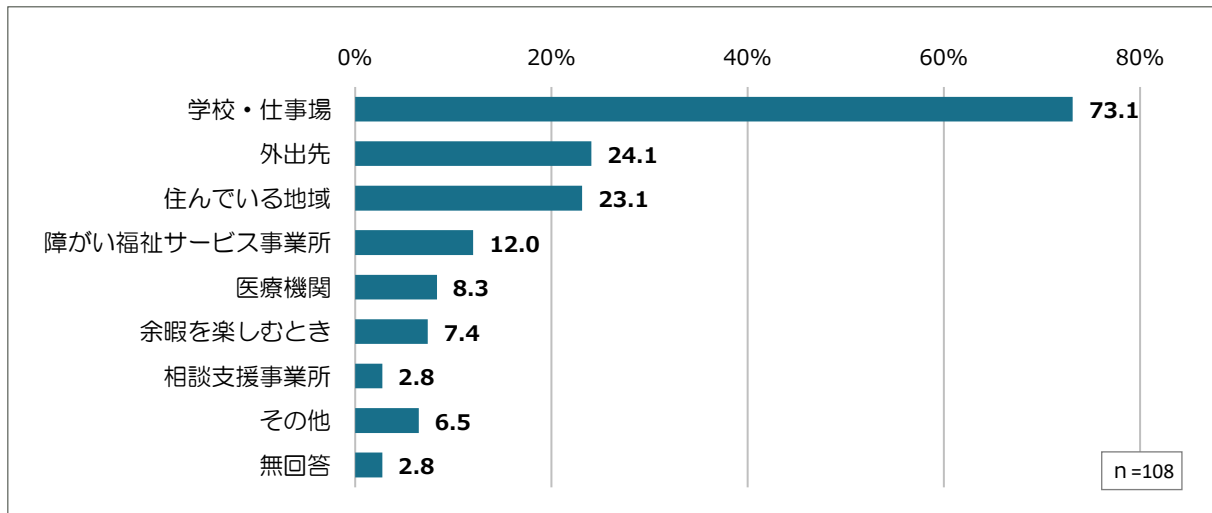
「ある」と「少しある」を合わせると27.8%で、令和2年の前回調査より5.6ポイント低くなっています。



障がいがあることによる差別を受けたことが「ある」または「少しある」と回答した人のみ

問 どのような場所や場面で差別を受けたり、暴力を受けたりしましたか(複数回答)

「学校・仕事場」が73.1%と最も高くなっています。

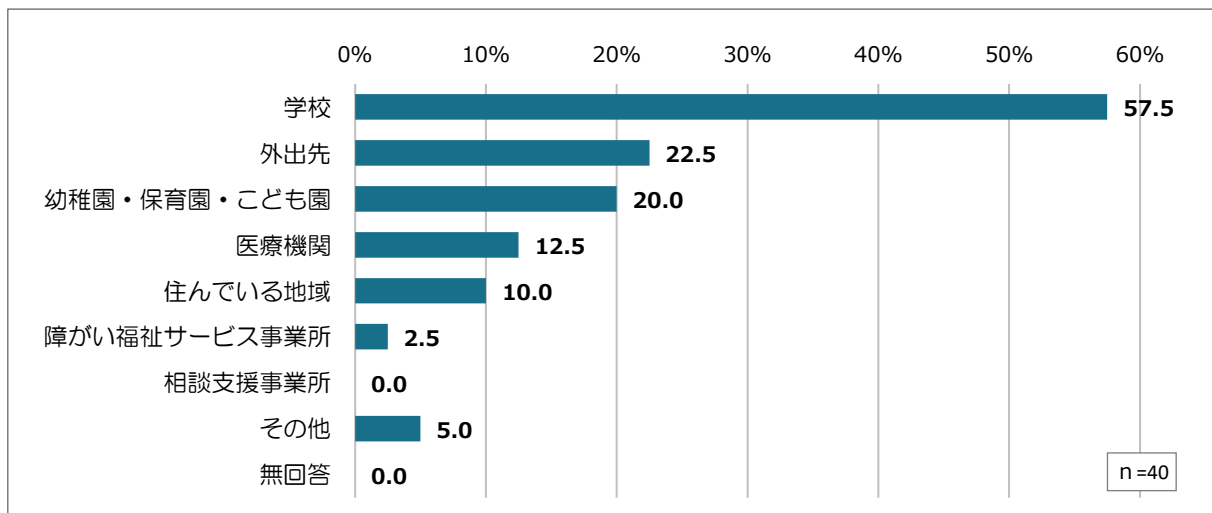


福祉に関するアンケート調査(18歳未満)より

障がいがあることによる差別を受けたことが「ある」または「少しある」と回答した人のみ

問 どのような場所や場面で差別を受けたり、暴力を受けたりしましたか(複数回答)

「学校」が57.5%と最も高くなっています。



【今後の方向性】

障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいのある人に相談窓口の周知を行うとともに、民間事業所など地域社会全体への広報活動を行っていきます。

また、障がいのある人の人権を尊重し、地域の中で自らが望む暮らしを安心して続けていけるよう支援します。

【施策の展開】

- 障がいについて正しく理解し、障がいのある人に対する差別や偏見をなくしていくための啓発活動等を推進します。
- 障がいのある人に対する合理的配慮の提供を民間事業者にも義務づける法改正を踏まえ、市内民間事業者への周知活動を推進します。
- 差別解消の相談窓口の周知および相談があった際の対応強化を図ります。
- 施設や家族等における障がいのある人への虐待を防止するため、関係機関が連携して虐待の予防に取り組むとともに、虐待を受けた障がいのある人を早期に発見し、速やかに保護できる体制の強化を図ります。
- 障がい者虐待の予防や早期発見、早期解決を図るため、障がい者虐待防止センター^{*28}において、虐待を受けた障がいのある人および養護者への迅速かつ適切な支援等を行います。

*28 障がい者虐待防止センター： 「資料編」130 ページにて、用語を解説しています。

⑥ 成年後見制度利用の促進

【現状と課題】

市民への出前講座や福祉関係者への研修などを通して、成年後見制度の周知を進めてきました。福祉に関するアンケート調査結果では、前回調査よりも制度の認知が高まっています。

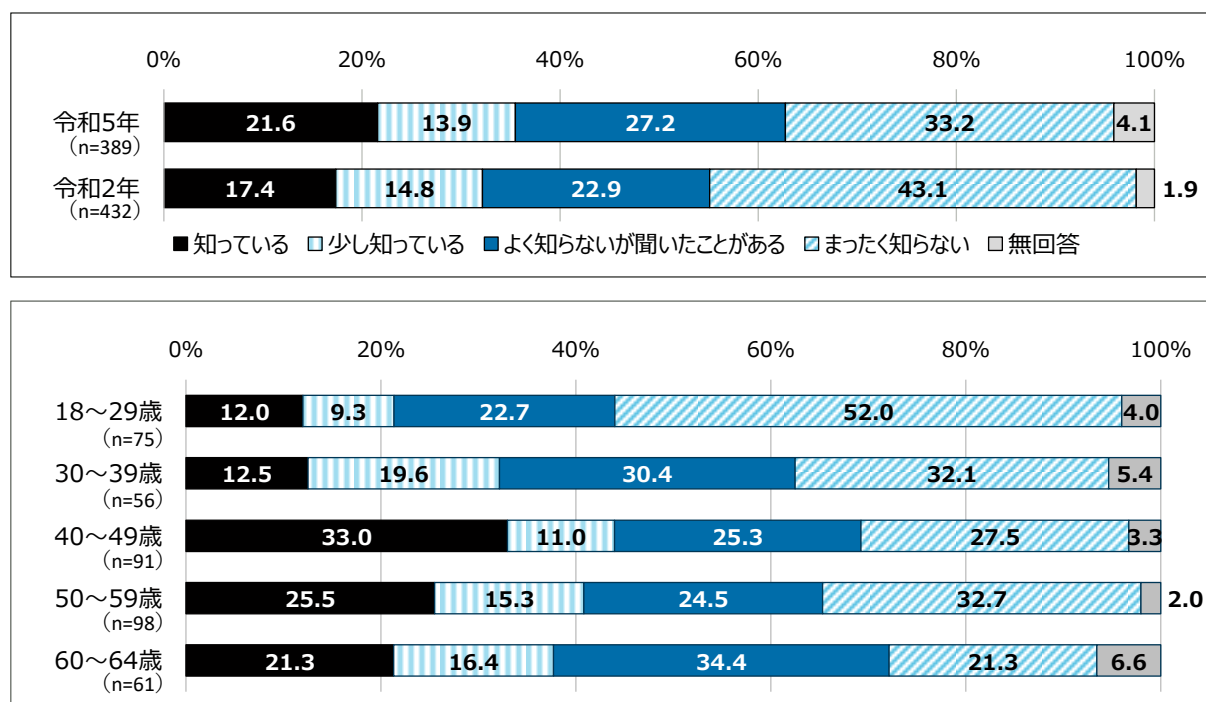
障がいのある人および家族の高齢化が進み、成年後見制度へのニーズは今後も高まっていくと予想されることから、燕市では、令和5(2023)年4月より地域連携ネットワークの調整役となる中核機関を新たに設置し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

今後も中核機関を中心として、担い手となる人材育成やネットワークづくり、相談体制の構築などの取組を強化する必要があります。

福祉に関するアンケート調査(18～64歳)より

問 あなたは、「成年後見制度」を知っていますか

「知っている」は、令和2年の前回調査より4.2ポイント高い21.6%となっています。
年齢別にみると、40～49歳で「知っている」の割合が最も高く、33.0%となっています。



— 成年後見制度について —

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。

【今後の方向性】

障がいのある人の重度化・高齢化等に伴い、意思の決定が困難になっている人の権利を守るため、意思決定の支援、成年後見制度の周知を図っていきます。

中核機関が中心となって地域連携ネットワークづくりの強化を図ります。

弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職団体との連携強化を図るとともに、福祉従事者を対象にした市民後見人の養成や法人後見支援員として期待できる人材の養成など、成年後見制度の担い手不足解消に取り組めます。

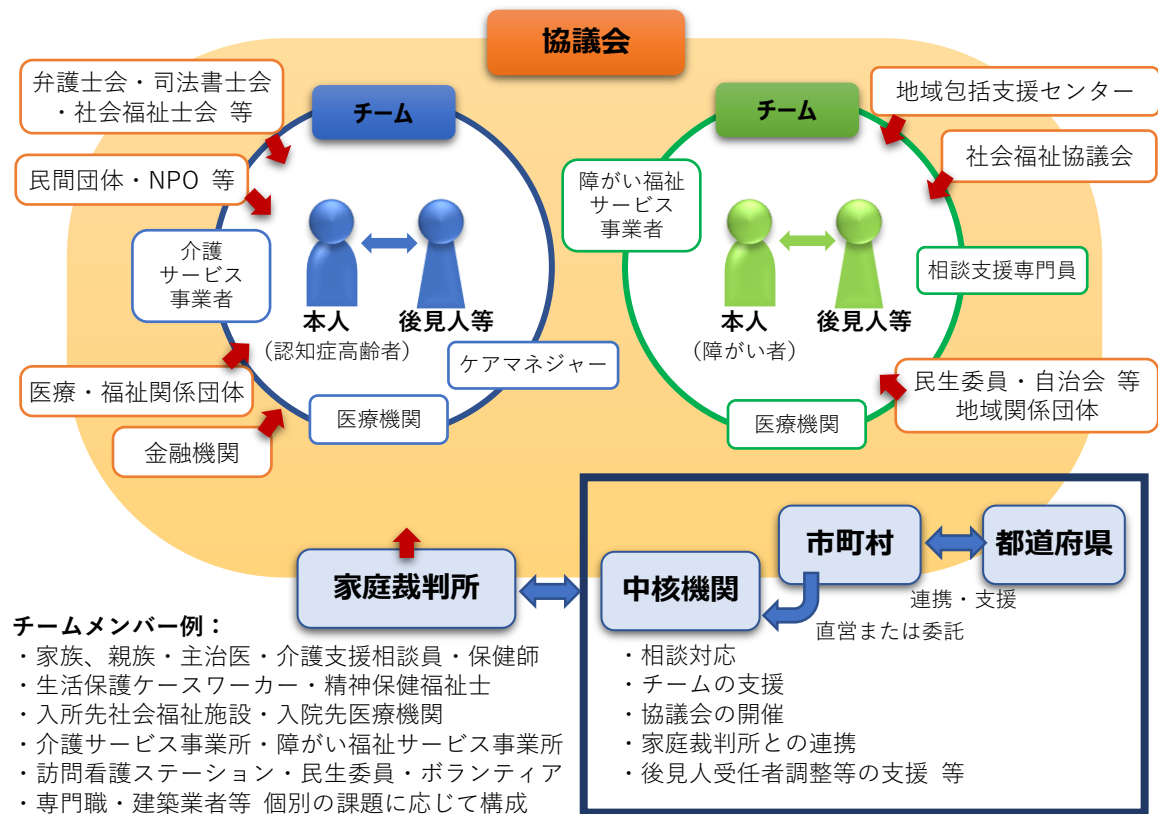
【施策の展開】

- 成年後見制度、社会福祉協議会が取り組む日常生活自立支援事業^{*29}など、各種制度の充実と周知を図り、制度を利用するための適切な支援等を行います。
- 中核機関が中心となって、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職団体、家庭裁判所などと連携した地域連携ネットワークの深化・推進を図ります。
- 燕市権利擁護支援者養成講座を開催し、担い手の養成に取り組めます。

●地域連携ネットワークのイメージ●

地域連携ネットワークの役割

- ▶ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ▶ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ▶ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築



*29 日常生活自立支援事業：「資料編」133 ページにて、用語を解説しています。

① 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

② 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度が用意されています。

法定後見制度の3種類

	補助	保佐	後見
対象となる人	判断能力が不十分な人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力がまったくない人
援助者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人を選任することがあります		

援助者には、必要に応じて複数の人や法人を選任することもあります。

⑦ 障がいのある人の健康づくり

【現状と課題】

障がいのある人の健康づくりについては、健康づくり事業全般において、障がいのある人も希望する事業に参加しやすい環境の整備を継続してきました。また、障がい福祉サービス事業所や関連部署と連携し、健康に関する周知・啓発や必要な人への支援に努めてきました。

近年、新型コロナウイルス感染症の流行により、今までの生活習慣や社会とのつながりの保持が困難な時期がありました。そのような背景もあり、自立支援医療(精神通院医療)受給件数も増加傾向となっています。また、身体障がい者手帳を新規に申請する人のうち、内部障がいの割合が約4割を占めています。

これらのことから、今後もこころの病気の早期発見に取り組んでいくとともに、生活習慣病予防・介護予防対策を充実させることで、心身の健康増進を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

燕市健康増進計画に基づき、生活習慣病予防やフレイル予防^{*30}などの保健事業を充実させることで、障がいのある人の病気予防や症状の悪化を防止し、いきいきと自分らしい生活が送れるよう、参加しやすい保健事業の実施に努めます。

こころの病気がある人を早期発見するとともに、正しい知識の普及と地域における理解が深まるよう、今後も普及啓発に努めます。

【施策の展開】

- 生涯を通じて疾病の予防や悪化を防止するために、保健指導・相談会・教室等の実施に際し、障がいのある人が参加しやすい環境整備に努め、必要に応じて個別支援を実施します。
- こころの病気がある人の早期発見や地域の理解につなげるため、今後もゲートキーパー^{*31}となる人材育成を実施していきます。
- こころの健康づくりのために、「燕市こころの健康スワロー運動」を推進していきます。

*30 フレイル予防： 「資料編」134 ページにて、用語を解説しています。

*31 ゲートキーパー： 「資料編」129 ページにて、用語を解説しています。

⑧ 保健医療等関係機関との連携

【現状と課題】

障がいのある人等が心身ともに健康な生活を送り続けられるように、保健センター、保健所や医療機関などとの連携強化を図ってきました。

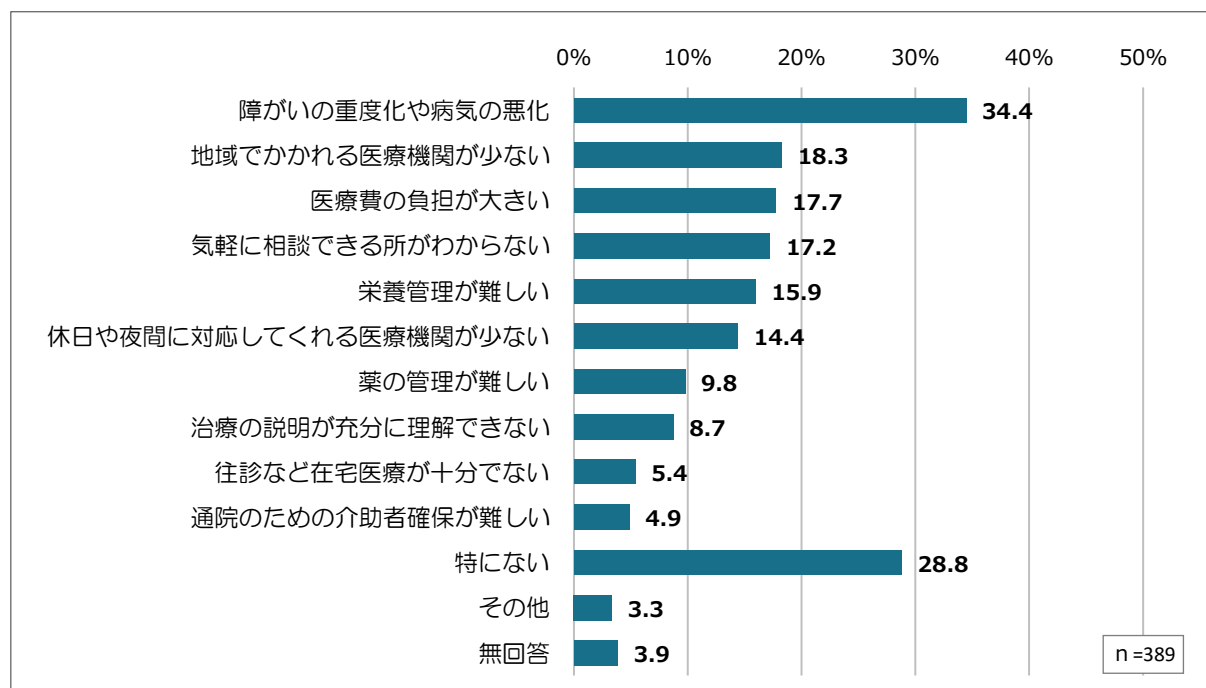
特に、精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、支援体制の整備を目指す「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム^{*32}の構築」については、自立支援協議会つばめで暮らそう部会を開催し、保健・医療・福祉等の関係者による協議を進めています。

福祉に関するアンケート調査結果から、「健康や医療のことで困っていることや不安」に関しては、「障がいの重度化や病気の悪化」が最も高いことから、地域生活支援拠点等の機能充実と合わせて、医療・保健・福祉分野の関係者が連携した支援の提供を図る必要があります。

福祉に関するアンケート調査(18～64歳)より

問 あなたは、ご自身の健康や医療のことで、困っていることや不安に感じていることはありますか(複数回答)

「障がいの重度化や病気の悪化」が34.4%と最も高くなっています。



*32 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム： 「資料編」132 ページにて、用語を解説しています。

【今後の方向性】

保健・医療・福祉分野の関係機関と必要な情報を共有し、障がいのある人が地域で健康な生活を送り続けられる支援体制の構築を図ります。

障がいのある人の重度化・高齢化や医療的ケアが必要な人等に対する支援を充実させるため、自立支援協議会で地域の支援体制に関する協議を進めます。

【施策の展開】

- 保健・医療・福祉分野の関係機関と情報共有を行い、地域で健康な生活を送り続けられるよう支援します。
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、自立支援協議会つばめで暮らそう部会で協議を進めます。
- メンタルヘルスに関する正しい知識の普及・啓発や精神保健相談、訪問指導の充実など、こころの健康づくりを推進します。
- 障がいのある人の重度化・高齢化や医療的ケアが必要な人等に対する支援の充実を図るため、自立支援協議会の活性化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を進めます。

⑨ 情報提供の推進

【現状と課題】

各種障がい福祉サービス等を紹介する「障がい者福祉のしおり」を毎年度発行し、障がいのある人に手当や助成制度等について情報提供を行っています。

広報誌については音声訳を配信し、視覚障がい者への情報アクセシビリティ^{*33}の向上を図っています。ホームページについては色使い等に配慮し、障がいのある人や高齢者など誰もが利用しやすくなるよう努めています。

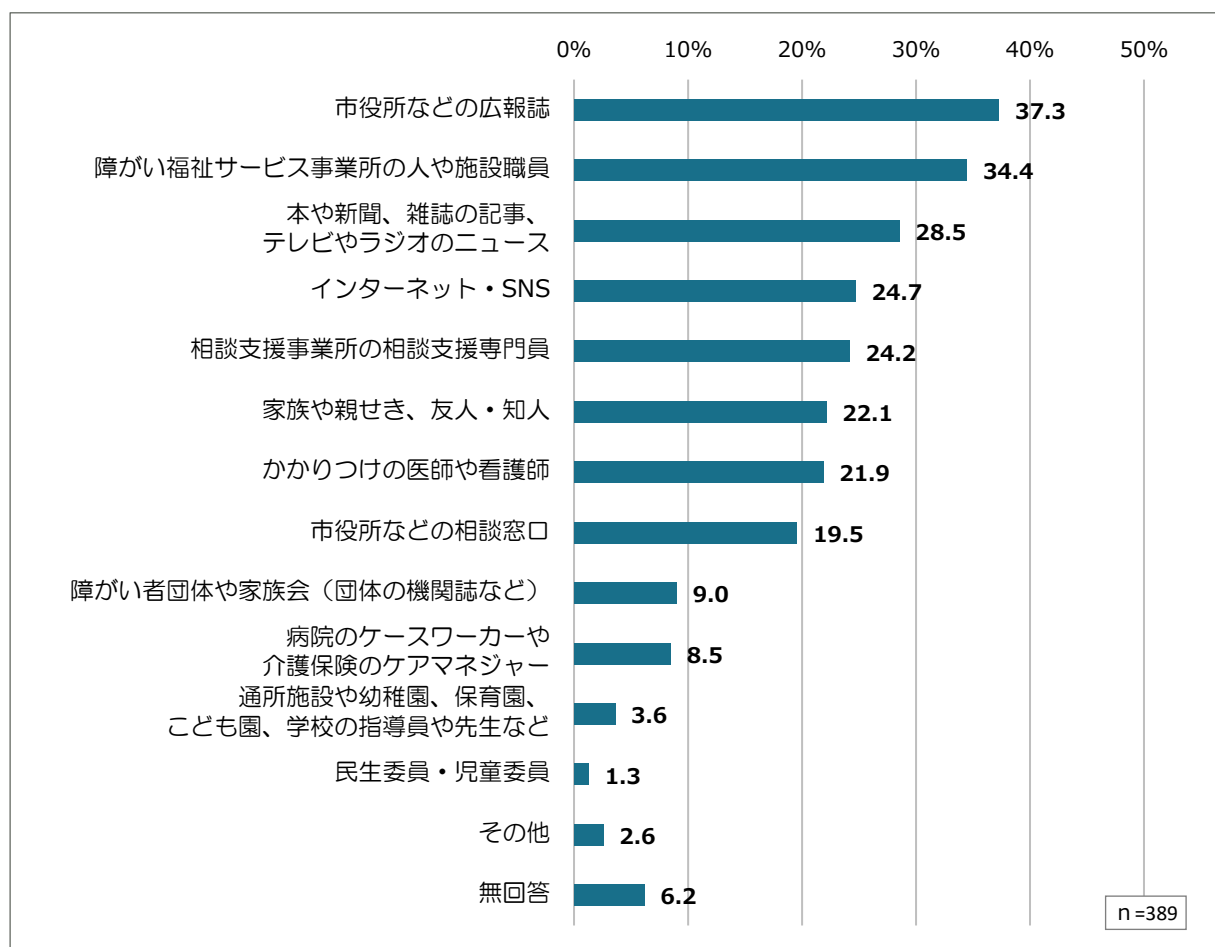
福祉に関するアンケート調査結果から、福祉に関する情報は「市役所などの広報誌」で得る人が最も多いことがわかります。

どこから情報を得ればよいのかわからない人や、どのような障がい福祉サービスがあるかわからない人に向け、よりわかりやすい情報の提供に努めていく必要があります。

福祉に関するアンケート調査(18～64歳)より

問 福祉に関する情報はどこから得ますか(複数回答)

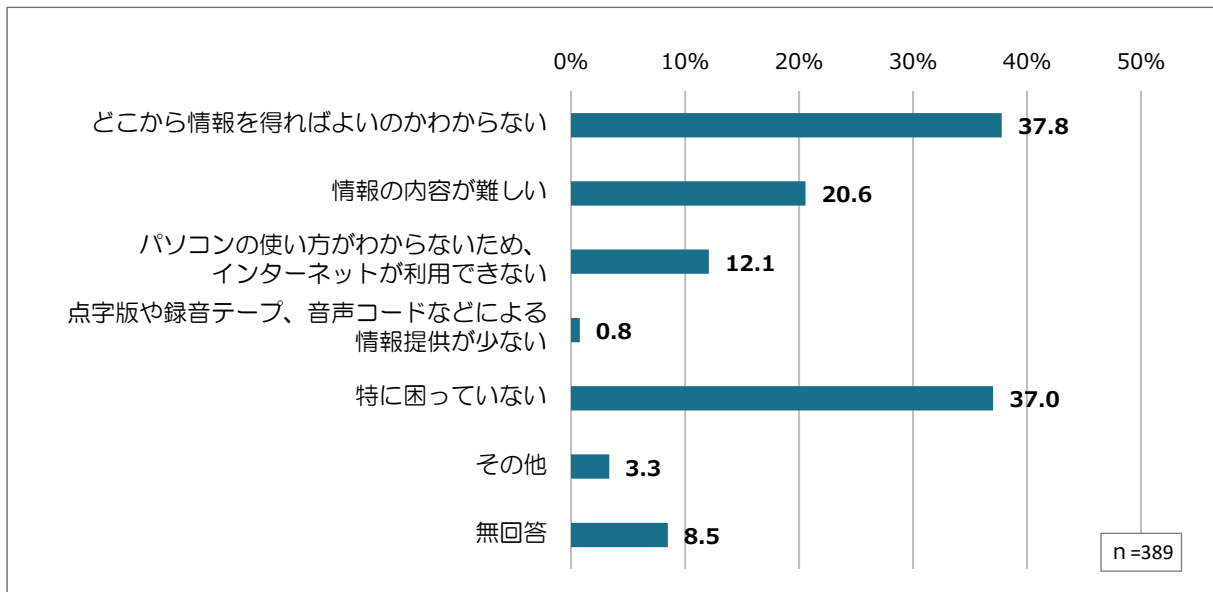
「市役所などの広報誌」が37.3%と最も高く、次いで「障がい福祉サービス事業所の人や施設職員」が34.4%となっています。



*33 情報アクセシビリティ：「資料編」131 ページにて、用語を解説しています。

問 福祉に関する情報などを得るとき、どのようなことに困っていますか(複数回答)

「どこから情報を得ればよいのかわからない」が、37.8%と最も高くなっています。



【今後の方向性】

障がいのある人が必要な情報を適切に得られるよう、障がいの特性に配慮したさまざまな方法で情報を提供するとともに、提供する情報内容が充実するよう努めます。

また、「障がい者福祉のしおり」や「障がい福祉サービスガイドブック」により障がい福祉サービスの内容、手続きの方法等を周知するとともに、パンフレットやポスター、広報誌、声の広報^{*34}つばめ、ホームページ、窓口での対応などによって、誰にでもわかりやすい情報提供に引き続き努めていきます。

【施策の展開】

- 広報誌やホームページを使い、誰にでもわかりやすい情報提供を行います。
- 情報アクセシビリティの普及、推進により、意思疎通が困難な障がいのある人に対し必要な支援を行います。
- 「障がい者福祉のしおり」、「障がい福祉サービスガイドブック」、広報誌、ホームページを活用し障がい福祉サービスの内容や手続き等の周知を図ります。
- 障がいのある人に対して、必要な情報が行き届くよう、障がい福祉サービス事業所等と連携した情報提供に努めます。

*34 声の広報： 「資料編」129 ページにて、用語を解説しています。

⑩ 意思疎通支援事業の推進

【現状と課題】

新潟県主催の「手話通訳者養成講座」の受講につながる「手話奉仕員養成講座」や「ステップアップ講座」を開催し、継続的に手話通訳者等の育成と確保に努めています。また、現任の手話通訳者・要約筆記者等を対象にした「スキルアップ^{*35}講座」を実施し、実践的技術やマナーを学ぶことで手話通訳者・要約筆記者等の資質の向上にも取り組みました。さらに市役所職員を対象にした「窓口で使える手話研修会」を開催しています。

市主催の行事等に手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、聴覚障がい者の社会参加が円滑に図られるよう取組を進めており、市民活動においても手話サークルによる手話の普及活動が行われています。

広報誌の内容を音声による情報として、必要な人から申請があったときは、内容を録音したCDを無料配布するとともに、本市のホームページでも音声訳をダウンロードできるようにしていることに加え、意思疎通支援用具^{*36}の給付など情報保障の確保に努めています。

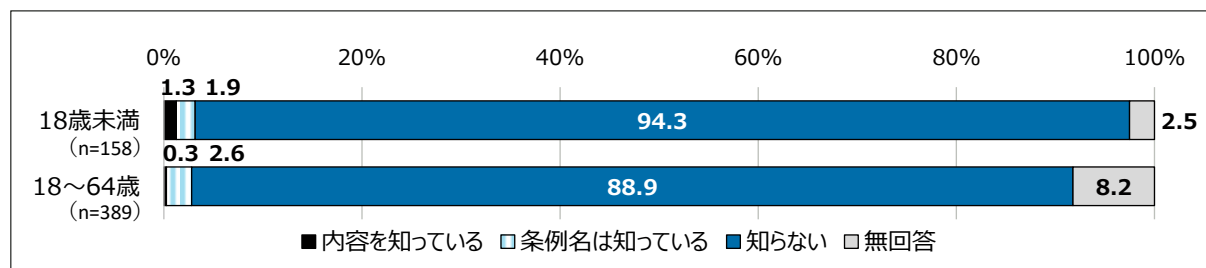
令和元(2019)年9月に「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」を制定(令和元年10月1日施行)しました。毎年小中学校等へのチラシの配布などを通じた周知を行っていますが、まだ認知度が高いとはいえないため、今後も継続して周知を図る必要があります。

福祉に関するアンケート調査より

問 令和元年10月に「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」が施行されたことを知っていますか

18歳未満では、本人または保護者が「内容を知っている」割合は1.3%(2人)、「条例名は知っている」が1.9%(3人)で、「知らない」が94.3%となっています。回答者158人のうち、聴覚障がいのある人は4人でした。

18～64歳では、本人が「内容を知っている」割合は0.3%(1人)、「条例名は知っている」が2.6%(10人)で、内容も条例名も「知らない」が88.9%となっています。回答者389人のうち、聴覚障がいのある人は9人でした。



*35 スキルアップ： 「資料編」131ページにて、用語を解説しています。

*36 意思疎通支援用具： 「資料編」128ページにて、用語を解説しています。

【今後の方向性】

手話への理解を促進し、手話言語の普及を推進します。

手話による情報取得や意思疎通が可能となるよう環境整備に努め、手話通訳や要約筆記を可能とする意思疎通支援者の確保および資質向上を図ります。

【施策の展開】

- 広報誌やホームページ等で手話の紹介記事を掲載し、手話の普及・啓発を推進します。
- 「手話言語の国際デー」に合わせ、施設等を青色にライトアップすることにより「手話が言語である」ことのさらなる普及・啓発を図ります。
- 図書館で手話に関する書籍の特設コーナーを設置し、手話への興味を持つきっかけを提供します。
- 手話出前講座を引き続き実施し、地域団体、学校、児童館等に講師として聴者と聴覚障がい者を派遣します。
- 燕商工会議所、吉田・分水商工会が発行する事業所向けの広報誌に、聴覚障がい者に対する合理的配慮等に関する情報を掲載して事業所に提供することにより、働きやすく、利用しやすい環境整備に努めます。
- 手話サークル活動に対し支援を行い、活動の活性化を図ります。
- 手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）を引き続き開催し、これから手話を学ぼうとする人の支援を行います。
- 手話スキルアップ研修会、要約筆記スキルアップ講座を引き続き開催するとともに、燕市聴覚障がい者協会と連携し、手話通訳者資格取得を目指す人の支援を行います。

⑪ 生活環境の整備

【現状と課題】

「障がい者が暮らしやすいまちづくり」に関しては、新潟県福祉のまちづくり条例に沿って、公共施設のバリアフリー化に努めてきました。しかしながら、福祉に関するアンケート調査では、「障がい者が暮らしやすいまちづくり」に関して、本市の取組が「重要である」「やや重要である」と答えた人が多い一方で、「満足している」「やや満足している」と答えた人の割合は少ない結果となりました。

また、「障がい者向け住宅の整備、住宅改造のための支援」についても、「重要である」「やや重要である」と答えた人が多い一方で、「満足している」「やや満足している」と答えた人の割合は少ない結果となりました。特に不満に思うこととしては、18歳未満・18～64歳ともに「どのようなサービスがあるかわからない」と答えた人の割合が多くなっています。

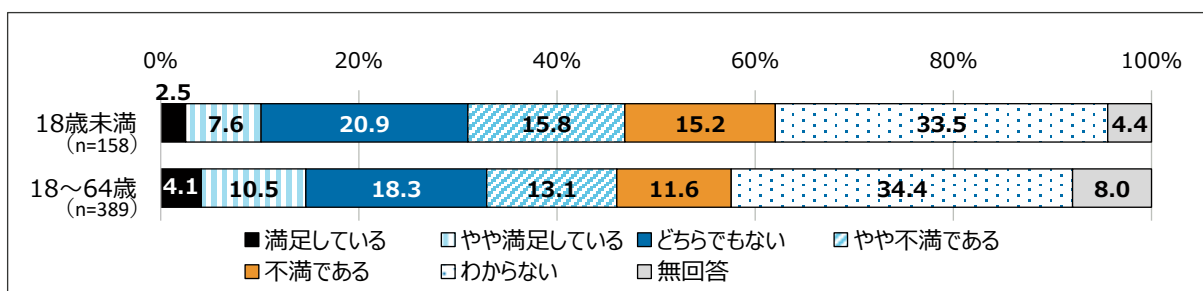
福祉に関するアンケート調査より

問 「障がい者が暮らしやすいまちづくり」に関する暮らしの「満足度」と、本市の取組としての「重要度」について、あてはまるものはどれですか

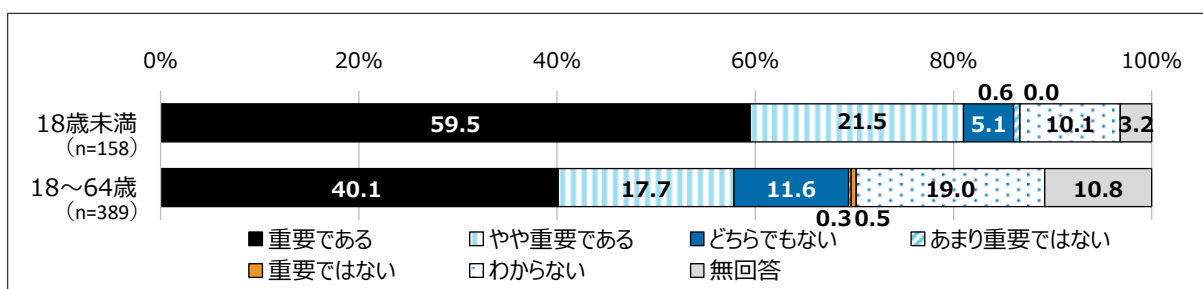
「満足している」と「やや満足である」を合わせた割合は、18歳未満では10.1%、18～64歳では14.6%となっています。また、どちらも「わからない」の割合が最も高く、30%以上となっています。

「重要である」と「やや重要である」を合わせた割合は、18歳未満では81.0%、18～64歳では57.8%となっています。

■ 満足度 ■



■ 重要度 ■

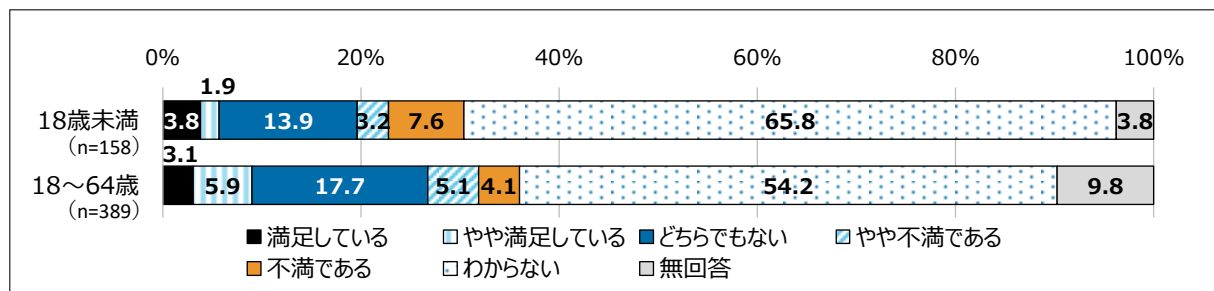


問 「障がい者向け住宅の整備、住宅改造のための支援」に関する暮らしの「満足度」と、本市の取組としての「重要度」について、あてはまるものはどれですか

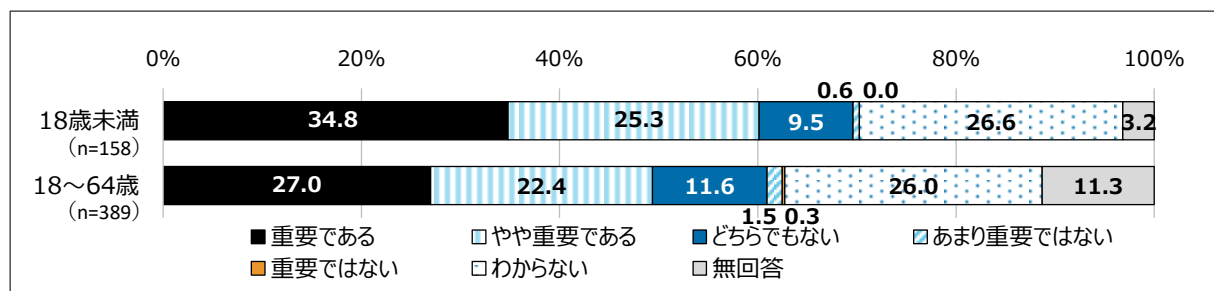
「満足している」と「やや満足している」を合わせた割合は、18歳未満では5.7%で、18～64歳では9.0%となっています。また、「わからない」の割合が最も高く、50%以上となっています。

「重要である」と「やや重要である」を合わせた割合は、18歳未満では60.1%、18～64歳では49.4%となっています。

■ 満足度 ■



■ 重要度 ■



【今後の方向性】

ユニバーサルデザイン^{*37}の考えのもと、建築物・道路・交通などにおける障壁を取り除き、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる生活環境の整備に努めます。

民間事業所を含めた施設設置者に対し、さらなる理解と協力を求めていくとともに、すべての人が利用しやすい施設環境を整備していきます。

【施策の展開】

- 関係機関と連携し、公共交通機関・施設の快適な利用に向けたバリアフリー化を推進し、すべての人が利用しやすい公共交通機関・施設の環境整備に努めます。
- 新潟県福祉のまちづくり条例を遵守し、公共施設等の安全性と利便性の向上に努めます。
- ユニバーサルデザインの考えのもと、道路等の整備状況に関して、関係部署との情報共有と連携を図ります。

*37 ユニバーサルデザイン： 「資料編」134 ページにて、用語を解説しています。

⑫ 防災・防犯体制の整備

【現状と課題】

新潟県が作成したヘルプマーク*³⁸(ストラップ)とヘルプカード*³⁹を、令和元(2019)年8月から配布しています。

避難行動要支援者*⁴⁰のリストを整備して自治会・自主防災組織へ支援を要請するなど、関係部署と連携して防災・防犯体制の整備を進めました。また、燕市総合防災訓練では、障がいのある人への適切な支援方法を避難所担当職員に周知するなど、障がいのある人への避難支援体制の強化に取り組んでいます。

防犯については、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりに向け、自治会、民生委員・児童委員、防災関係機関、社会福祉法人等との連携強化と情報共有を図ってきました。

避難場所での生活環境や避難方法に不安を感じている人も少なくないことから、指定避難所での障がいのある人への対応方法のほか、家族が不在の場合やひとり暮らしの場合等にどのように避難の支援を行っていくかについて検討が必要です。

また、障がいのある人を犯罪被害等から守るため、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりを推進していく必要があります。

*38 ヘルプマーク： 「資料編」134ページにて、用語を解説しています。

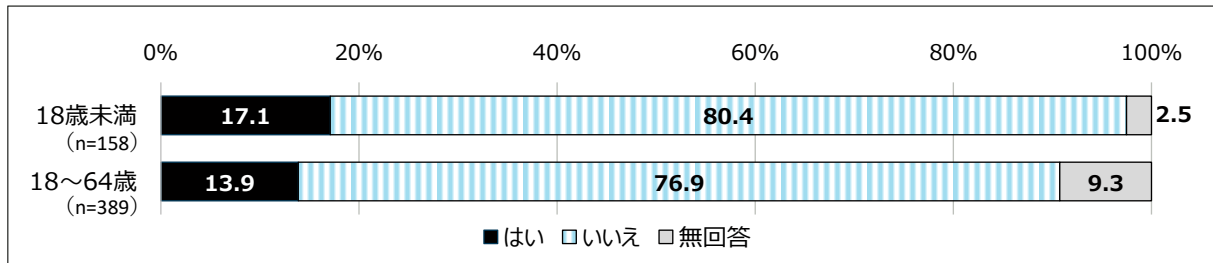
*39 ヘルプカード： 「資料編」134ページにて、用語を解説しています。

*40 避難行動要支援者： 「資料編」133ページにて、用語を解説しています。

福祉に関するアンケート調査より

問「ヘルプカード」を所持していますか

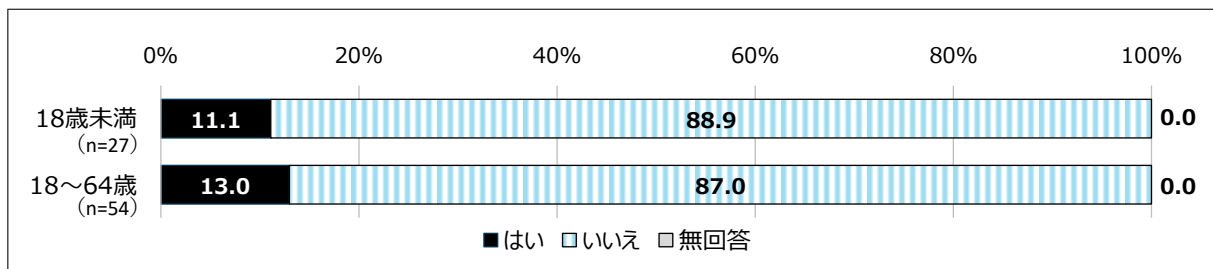
18歳未満は、「はい」が令和2年の前回調査より3.6ポイント高い17.1%となっています。
18～64歳では、令和2年の前回調査より2.3ポイント低い13.9%となっています。



ヘルプカードを所持している人のみ

問「ヘルプカード」を利用したことがありますか

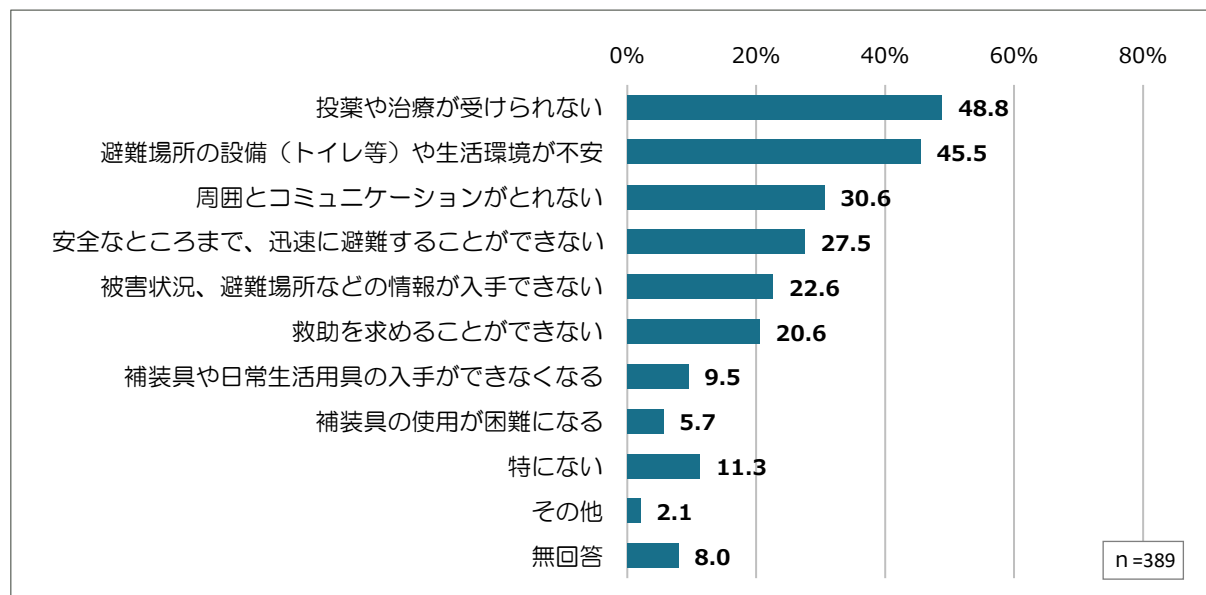
「はい」の割合は、18歳未満は11.1%、18～64歳は13.0%となっています。



福祉に関するアンケート調査(18～64歳)より

問 災害時に困ることは何だと思いますか(複数回答)

「投薬や治療が受けられない」が48.8%と最も高く、次いで「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」が45.5%となっています。



【今後の方向性】

災害時に自力で避難することが困難な障がいのある人が、安全かつ確実に避難できるよう、「燕市地域防災計画」との連携を図りながら、地域における避難支援体制の整備を図るなど、引き続き防災対策に努めます。

また、障がいのある人のニーズに応じた防災・防犯情報の提供や、非常時の連絡通報体制等の充実を図ります。

【施策の展開】

- 緊急時や災害時、日常の困ったときに、障がいのある人が自分自身のことを的確に相手に理解してもらうことで、より早く周りの助けを受けやすくするためにヘルプマーク(ストラップ)やヘルプカードの普及を図ります。
- 災害時にいち早く情報伝達を行うため、燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)およびSNSの登録を推進します。
- 障がいのある人に対する避難所での対応や福祉避難所のあり方等について、引き続き関係機関と検討を進めるとともに、訓練等を通じ対応力向上に努めます。
- 災害時の支援に限らず、日常的な見守りや支援等ができる地域の体制づくりに向け、自治会、民生委員・児童委員、防災関係機関、社会福祉法人等との連携強化と情報共有を推進します。
- 聴覚・言語機能に障がいのある人のために、ファクシミリによる119番通報の普及や、スマートフォン・携帯電話のインターネット接続を利用した「NET(ネット)119緊急通報システム」の登録者拡充に努めます。

(2) 共に学び、共に働き、共に活動できるまちづくり

① 雇用・就労、経済的自立支援の推進

【現状と課題】

令和3(2021)年3月1日より、障がい者雇用率が民間事業所で2.3%、国・地方公共団体で2.8%に引き上げがありました。

令和4(2022)年6月1日時点の、雇用状況報告によれば、巻公共職業安定所管内の障がい者雇用率は2.17%で、新潟県平均(2.23%)、全国平均(2.25%)を下回る結果となりました。一方、法定雇用率^{*41}達成企業割合は県平均(57.2%)、全国平均(48.3%)を大きく上回る68.8%となっています。

令和6(2024)年4月より法定雇用は段階的に引き上げられ、令和8(2026)年4月に2.7%となることが決まっています。また、令和4(2022)年に改正された障がい者雇用促進法^{*42}では、事業主の責務に障がい者の職業能力開発および向上が含まれることが明確化されたほか、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の人数も実雇用率へ算定できるようになりました。障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進などが盛り込まれており、事業主に向けた障がいのある人の雇用の啓発や関係機関との連携が一層求められています。

市内の障がい者就労施設等に通って働く人の工賃(賃金)収入を向上させ、経済的自立の促進を図るため、企業等からの受注促進や自主生産品の販路拡大のほか、農業と福祉の連携などの取組を行ってきました。令和5(2023)年度には「作業受委託マッチング事業」「新商品開発・販路開拓等支援事業」を実施し、企業等と障がい福祉サービス事業所との相互理解の促進や授産品の開発・販売強化を図るなど、工賃(賃金)アップに取り組んできました。

福祉に関するアンケート調査では、「障がい者の雇用・就業促進」について、約6割の人が「重要である」と回答していることから、引き続き一般就労への移行と福祉的就労^{*43}の充実に取り組んでいく必要があります。

*41 法定雇用率： 「資料編」134 ページにて、用語を解説しています。

*42 障がい者雇用促進法： 「資料編」130 ページにて、用語を解説しています。

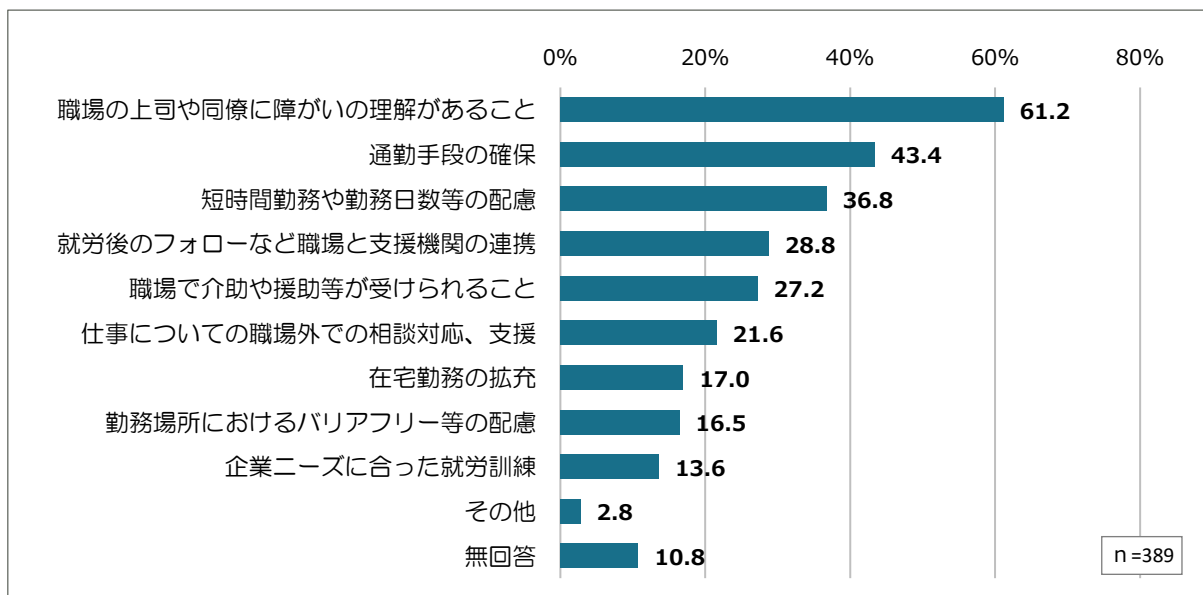
*43 福祉的就労： 「資料編」133 ページにて、用語を解説しています。

第3章 燕市障がい者基本計画

福祉に関するアンケート調査(18～64歳)より

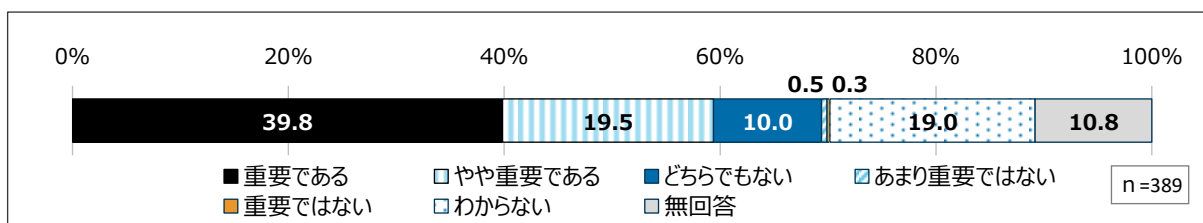
問 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか(複数回答)

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が61.2%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が43.4%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が36.8%となっています。



問 「障がい者の雇用・就業の促進」に関する本市の取組としての「重要度」について、あてはまるものはどれですか

「重要である」と「やや重要である」を合わせると59.3%となっています。



【今後の方向性】

障がい者雇用を促進するため、公共職業安定所等の関係機関と連携し、企業が障がい者雇用に関する理解を深めるとともに、障がい福祉サービス事業所が就労支援スキルを高めていくための取組を行います。

福祉的就労の充実を図るため、障がい福祉サービス事業所と企業等との連携強化や、障がい福祉サービス事業所における授産品開発等の取組を支援していきます。

また、障がい者優先調達推進法^{*44}を踏まえ、本市における物品等の調達の拡充を図ります。

【施策の展開】

- 公共職業安定所・障がい者就業・生活支援センター^{*45}との連携を強化し、障がいのある人の雇用環境の充実に努めます。
- 障がい福祉サービス事業所に対し、就労準備・就労移行支援のスキルアップに向けた取組を推進します。
- 企業等と障がい福祉サービス事業所との作業受発注に係るマッチングを強化し、成約率を高めることで工賃(賃金)アップに取り組んでいきます。
- 障がい者優先調達推進法に係る物品調達を推進するとともに、障がい者就労施設等への発注促進に向けた企業等への周知を図ります。
- 障がい福祉サービス事業所同士がお互いのノウハウや情報を交換できる機会や場の提供を行います。

*44 障がい者優先調達推進法： 「資料編」131 ページにて、用語を解説しています。

*45 障がい者就業・生活支援センター： 「資料編」131 ページにて、用語を解説しています。

② スポーツ・文化活動の促進

【現状と課題】

市内の障がい福祉サービス事業所等では、障がいのある人に創作活動を通して生きがいや自己実現につなげてもらうため、書道や陶芸などの学習機会や公民館などにおいて作品の発表の場を提供しています。令和4(2022)年度には、「つばめアールブリュット×ものづくり展」の開催や「つばめバリアフリーフェス」での障がいのある子どもの作品展示など、さまざまな機会を通じて文化活動の促進に取り組みました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、さまざまなスポーツ・文化活動が制限されたこともありました。引き続き、障がいのある人が参加できる作品展やスポーツ教室などの情報提供に努めるとともに、障がい福祉サービス事業所がスポーツ・文化活動を行う際には開催場所の確保などを支援する必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある人が参加できるスポーツ・文化活動の情報提供を進めるとともに、事業所等が実施する作品展等への支援を推進します。

障がいのある人へ学びの場を提供するため、障がいによって情報が得にくい人に対し、安心して聴講できる環境整備に努めます。

【施策の展開】

- 事業所等と連携して活動場所の確保に努め、事業所が実施する作品展等への支援を行うなど、文化活動の促進を図ります。
- 県内で開催されるスポーツや文化活動に関する情報収集を行い、障がいのある人への適切な情報提供を図ります。
- 講演会や研修会等について、障がいのある人が参加しやすくなるように必要に応じて手話通訳、要約筆記等の情報保障を行います。

③ 保育・教育体制の充実

【現状と課題】

保育園等への訪問による保育士の資質向上のための助言や支援に取り組むとともに、発達支援コーディネーターの育成と配置、実務者研修、個別の支援計画等の様式の整備に取り組み、保育園等における特別な配慮を要する子どもの支援体制の整備に努めています。

特別支援教育^{*46}については、児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員^{*47}等を配置することにより、障がいのある児童・生徒と保護者の意見や教育的ニーズを把握しながら、きめ細かな支援を行うよう努めています。

また、障がいのある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めることが重要です。さらに、個々の教育的ニーズに最も的確に答える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム^{*48}の構築を図っていく必要があります。

【今後の方向性】

障がいのある子どもが就学前から卒業まで切れ目のない一貫した支援を受けられるよう、保健・医療・保育・教育・福祉等関係機関が連携して、ライフステージに応じた「将来を見据えた支援」を身近な地域で提供する体制の構築に取り組みます。

また、多様な学びの場を提供するため、特別支援教育の充実に努めるとともに、障がいのある子どもを含む多様な子どもたちが同じ場で学び、その時点での教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みづくりを推進していきます。

【施策の展開】

- 保育園等における支援の質の向上や園内連携、関係機関連携強化に向けた体制整備に努めます。
- 特別支援教育を充実させるため、児童・生徒数に応じて特別支援教育支援員等を配置し、きめ細かな支援を行います。
- 障がいの有無に関わらず可能な限り子どもたちが共に教育を受けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。

*46 特別支援教育： 「資料編」132 ページにて、用語を解説しています。

*47 特別支援教育支援員：「資料編」133 ページにて、用語を解説しています。

*48 インクルーシブ教育システム： 「資料編」128 ページにて、用語を解説しています。

(3) 支え合いにあふれ、共に生きるまちづくり

① 障がいに対する理解促進

【現状と課題】

障がい者週間に合わせて「つばめバリアフリーフェス」を開催し、各就労系障がい福祉サービス事業所などの活動紹介や、燕市社会福祉協議会と共催で「こころのバリアフリー講演会」を実施しています。

市役所では障がい者差別解消法の理解および障がいの正しい理解の促進を目的に、市職員向けの研修を毎年実施しています。

また、精神障がい等への正しい理解を普及するため、「こころの健康講座」を毎年開催してきました。

障がいや障がいのある人に対するさらなる理解促進を図るため、継続的な広報や啓発活動を行うとともに内容を充実させていくことが必要です。

【今後の方向性】

地域共生社会の実現に向けて、障がいや障がいのある人への理解を深め、偏見や差別の解消を図ることで、障がいのある人が自分らしくいきいきと暮らしていける地域づくりを目指します。

【施策の展開】

- 「つばめバリアフリーフェス」を継続的に開催し、障がいに対する正しい知識と理解を促すための啓発活動に努めます。
- 市民を対象にした講座、また市の広報誌やホームページ等を通じて、積極的な広報・啓発活動に努めます。
- 学校や地域において福祉・人権に関する普及・啓発に努め、福祉教育等を行うことにより、助け合い・支えあう心の醸成を図ります。
- 障がいを理由とする差別の解消を図るため、自立支援協議会等を活用し、相談情報の共有を行い、相談体制の整備や効果的な取組などの協議を行います。

② ボランティア・支え合い活動の促進

【現状と課題】

ボランティア活動は、障がいのある人の自立や社会参加を促進するために重要な役割を担っています。障がいのある人に対するボランティアは、手話、要約筆記、音声役等の幅広い分野で活動しています。

また、燕市社会福祉協議会に委託し、まちづくり協議会が設置されている全13地区中、9地区に支え合い活動推進委員会を立ち上げ、身近な相談所の設置やワークショップ*49の開催等、特色を持って地域の課題に取り組んでいます。

今後、燕市社会福祉協議会と連携し、まちづくり協議会未設置地区を含めた市内14地区すべてのまちづくり協議会エリアで支え合い活動推進委員会を設置できるよう取組を進めます。

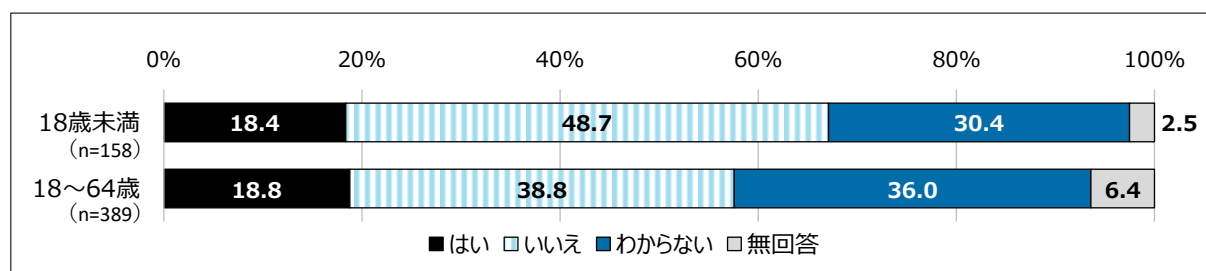
燕市社会福祉協議会では、令和4(2022)年6月より、高齢の人や障がいのある人を対象に、日常生活の困りごとを、会員相互の助け合いで支える有償ボランティア活動事業「すけっとつばめ」を開始しました。令和4(2022)年度は、利用会員55名、協力会員52名の登録があり、家事の手伝いや見守り・話し相手等、155件の活動実績がありました。

障がいのある人も含め、誰もがその人らしく暮らせるよう、地域生活を支えるボランティアの育成に努め、「地域共生社会」の実現を目指した福祉のまちづくりを推進していく必要があります。

福祉に関するアンケート調査より

問 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか

「はい」の割合は、18歳未満は18.4%、18～64歳が18.8%でほぼ同じですが、「いいえ」の割合は18歳未満は18～64歳より9.9ポイント高い48.7%となっています。



【今後の方向性】

支え合い活動の推進母体となる地区支え合い活動推進委員会の設置に向けた取組を今後も継続し、全14地区に設置できるよう努め、人と人との支え合いや助け合いにより、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるよう、地域の支え合い活動を推進します。

また、地域共生社会の実現を目指し、他の燕市委託事業や燕市社会福祉協議会事業を活用し、誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らせる地域づくりを促進します。

*49 ワークショップ： 「資料編」134 ページにて、用語を解説しています。

【施策の展開】

- 燕市社会福祉協議会や地域活動支援センター^{*50}と連携し、地域の支え合い体制の拡大に取り組めます。
- コミュニティソーシャルワーカー^{*51}と連携し、地域の支援体制の整備と地域福祉の充実に努めます。
- 燕市社会福祉協議会を通じボランティアの人材育成や活動支援に努めます。
- 利用者と協力者がお互いに会員となり、助けあうことを目的としてスタートした有償ボランティア活動事業「すけっとつばめ」を推進します。

*50 地域活動支援センター： 「資料編」132 ページにて、用語を解説しています。

*51 コミュニティソーシャルワーカー： 「資料編」129 ページにて、用語を解説しています。

第4章 第7期燕市障がい福祉計画・ 第3期燕市障がい児福祉計画

1 計画の成果目標

(1)障がい児支援の提供体制の整備等【第3期燕市障がい児福祉計画部分】

【現状と課題】

燕市ではこれまで、障がいのある子どもやその家族に対し、障がいの種別や年齢別等のニーズに応じた支援を身近な場所で提供できるよう、支援体制の整備を進めてきました。

発達障がいをはじめとする障がいのある子どもとその家族への支援は、地域の関係機関が連携を図り、早期の支援やライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を提供する必要があります。

燕市では、乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない支援を行うため、保健・医療・保育・教育・福祉等関連部署が連携し、つながる支援体制を整備してきました。また、令和2(2020)年4月からは、健康、子育て、福祉部門における妊娠から子育てに関する相談の窓口を一本化し、「妊娠からの子育て相談コーナー」を開設して、相談者の利便性の向上とともに相談機能や関係機関との連携機能の強化を図りました。さらに、令和5(2023)年4月からは、複数の部にまたがっていた子育て施策を一元化し、その充実を図るため「こども政策部」を設置し、子育て施策のさらなる充実に取り組んでいます。

国の基本指針に基づく児童発達支援センターの設置について前期計画では、人員配置や設備基準等の課題があることから、障がいのある子どもが身近な地域で適切な支援が受けられるよう、児童発達支援センターと同等の支援機能を有する体制を整備することを目標としており、本市では未設置となっています。児童発達支援センターは、地域の中核的な療育支援施設であり、今後も、子ども・子育てに関する相談窓口や医療機関、障がい児通所支援事業所等が連携することで児童発達支援センターと同等の支援機能を有する支援体制を整備し、早期からの切れ目のない支援を充実・強化していくことが求められます。加えて、児童発達支援センターの設置のあり方についても協議していくことが必要です。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保については、令和4(2022)年度から本市に支援やサービスを提供する事業所が1か所開設されました。障がいのある子どもやそのご家族の期待に応えられるよう、今後はさらなるニーズの把握に努めていく必要があります。

医療的ケア児の支援については、令和5(2023)年度から医療的ケア児が必要とする各関連分野の支援の利用を調整するコーディネーターを1人配置しました。身近な地域で、重症心身障がい児および医療的ケア児が必要な支援を受けることができるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の各関連分野の関係者が連携を図るための協議の場の活用等により、各関連分野が共通の理解に基づいて支援する体制を構築することが重要になっています。

国の基本指針

1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置および障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進

- ・令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置・確保が困難な場合には、圏域での設置・確保であっても差し支えない。
- ・令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。

2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

- ・令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での設置・確保が困難な場合には、圏域での設置・確保であっても差し支えない。

3 医療的ケア児支援センター(都道府県ごと)の設置、医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

- ・令和8年度末までに、各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。
- ・各都道府県および各市町村において医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

燕市の方向性

すべての障がいのある子どもとその家族に対して、ライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援を地域の身近な場所で提供する体制の強化を図る。

燕市の成果目標

児童発達支援センター

- ・令和8年度までに児童発達支援センターを1か所設置することを目指す。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	0か所	0か所	0か所	1か所

障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制

- ・目標年度末時点での障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築をする。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	有	有	有	有

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所

- ・令和8年度までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所について1か所以上の確保を目指す。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	1か所	1か所	1か所	1か所

重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

- ・令和8年度までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所について1か所以上の確保を目指す。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	1か所	1か所	1か所	1か所

医療的ケア児の支援

- ・医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	有	有	有	有

- ・医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	1人	1人	1人	1人

考え方
障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らせる支援の観点から、国の基本指針および地域の実情に基づき、重要度と実現の可能性を考慮して成果目標を設定する。
成果目標達成に向けた施策の展開
■ 障がいのある子どもを早期から切れ目なく支援する「つながる支援体制」を充実・強化するため、保健・医療・保育・教育・福祉等関連部署との連携を促進する。
■ 関係機関と児童発達支援センターが持つべき機能や課題について協議を進め、自立支援協議会療育支援専門部会等を活用し、設置に向けた検討を進める。
■ インクルージョンの推進に向け、保育所等訪問支援サービス等の基盤および関係機関による保育・教育環境の整備を行う。
■ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の充実を図るため、自立支援協議会を活用し、支援の拡充に向けた協議を進める。
■ 医療的ケア児の適切な支援につなげるため、ニーズ等を勘案してコーディネーターの配置拡充の検討を行うとともに、引き続き、関係機関の協議の場を活用し、支援に係る連携を促進する。

(2) 相談支援体制の機能強化

【現状と課題】

平成26(2014)年4月、燕市では相談支援の充実・強化を推進するため、基幹相談支援センターを設置し、センター機能の一部を民間事業所に委託しながら、官民協働で相談支援体制の充実・機能強化に向けた取組を進めてきました。

また、自立支援協議会相談支援専門部会や相談支援機関連絡会を活用し、個別の課題を把握するなど、相談支援事業所の参画を得ながら地域課題の抽出を行っています。令和5(2023)年度からは、新たに地域課題に対する解決・改善のための取組について検討を始めています。

複雑・多様化する相談ニーズに対応するためには、相談支援従事者の資質の向上や地域の関係機関と連携したきめ細かい相談支援体制の構築が求められることから、今後も引き続き、基幹相談支援センターを基軸とし、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言および人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組等を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組む必要があります。

国の基本指針	
1	令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化および関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、同センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
2	協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。
燕市の方向性	
総合的・専門的な相談支援	基幹相談支援センターの設置により、障がいのある人等の各種ニーズに対応した総合的・専門的な相談支援を実施する。
地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターが基軸となり、複雑・多様化する相談ニーズに対応した地域の相談支援体制の強化に取り組む。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	個別事例の検討を通じて自立支援協議会の活性化を図り、地域づくりに向けた協議会の機能を強化する。

燕市の成果目標

地域の相談支援体制の強化

- ・ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言を行う。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
87件	102件	104件	106件	108件

- ・ 地域の相談事業所の人材育成の支援を実施する。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
17件	16件	17件	18件	19件

- ・ 地域の相談機関との連携強化の取組を実施する。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
10回	13回	14回	15回	16回

- ・ 個別事例の支援内容の検証を実施する。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	0回	0回	1回	1回

- ・ 基幹相談支援センターにおいて、主任相談支援専門員を配置する。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	1人	1人	1人	1人

協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

・協議会における相談支援事業所の参画による事例検討会を実施する。

協議会における 個別事例検討会	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
実施回数	0回	1回	1回	1回
参加 事業者・機関数	3機関	3機関	3機関	3機関
協議会の専門 部会の設置数	5部会	5部会	5部会	5部会
協議会の専門 部会の実施回数	13回	13回	14回	15回

考え方

基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

令和2年度から令和5年度までの相乗平均を、令和5年度の見込値に乗じて算出する。

地域の相談支援事業所の人材育成の支援

令和3年度から令和5年度の実績値(見込値)から算出する。今後はケース検討会への参加をさらに増加させることで令和8年度には19件を目指す。

地域の相談機関との連携強化の取組の実施

令和3年度から令和5年度の実績値(見込値)から算出する。包括支援センター以外の関係機関の会議への参加を促進することで件数は増加すると見込む。

個別事例の支援内容の検証の実施

市内相談支援事業所を対象にしたモニタリング^{*52}の検証の回数から算出する。

基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

基幹相談支援センターに配置された主任相談支援専門員の数から算出する。

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数(頻度)および参加事業者・機関数

地域生活支援拠点等連絡調整会議もしくは基幹相談支援センターにより把握された事例を協議会に報告した回数および相談支援事業所の参加数(協議委員も含む)から算出する。

協議会の専門部会の設置数および実施回数(頻度)

自立支援協議会に設置された専門部会の数およびその実施回数から算出する。

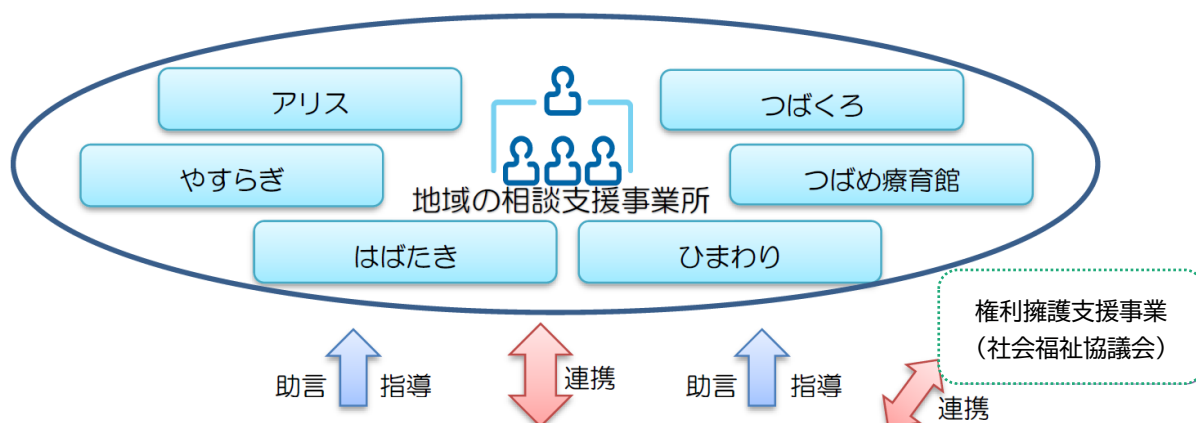
*52 モニタリング：「資料編」134ページにて、用語を解説しています。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 基幹相談支援センターにおいて、訪問等による指導・助言や研修会の開催を行うなど、相談支援従事者の人材育成や地域の体制づくりに向けた取組を実施する。
- 教育・保育・医療・保健・雇用分野など、地域にある相談機関等との連携強化を図る。
- 相談支援事業所の参画や個別事例や地域課題の検討を通じて、自立支援協議会の活性化を図る。

— 基幹相談支援センターの役割と機能 —

燕市における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人への相談支援に加え、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言や情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を総合的に行うことにより、相談支援機能の強化を図ります。



基幹相談支援センター(社会福祉課障がい福祉係+地域生活支援センターやすらぎ)

1. 総合的・専門的な相談支援

3. 地域移行・地域定着の促進に関する取組

2. 地域の相談支援体制の強化の取組

4. 権利擁護・虐待の防止

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

1. 福祉的就労の充実（燕市独自目標）

前期計画では、『令和5(2023)年度までに、就労継続支援A型・B型事業所の平均工賃(賃金)28,000円/月を目指す』を成果目標に掲げました。令和4(2022)年度における市内の就労継続支援A型・B型の平均工賃(賃金)は、26,999円/月で、目標値に少し及ばない結果となりましたが、事業所別でみると、B型の平均工賃が20,000円を超える事業所が5か所あるなど、取組の成果が見られています。

市では事業所の工賃(賃金)向上を支援するため、自立支援協議会就労支援専門部会で支援策の協議を重ね、令和5(2023)年度には、「作業受委託マッチング支援事業」、「新商品開発・販路開拓等支援事業」を開始しました。

働く意欲のある障がいのある人がその能力を十分に発揮し、地域で自立した生活を送るため、引き続き商工および農業分野と福祉分野の連携強化に取り組みながら、就労機会の拡大と工賃(賃金)向上を図ることが必要です。

燕市の方針

本市が従来から重視してきた福祉的就労の推進は、多くの障がいのある人が生きがいをもって自立した日常生活を送るために、かけがえのない支援となっているため、福祉的就労の工賃(賃金)向上を本市独自の成果目標とする。

就労継続支援A型事業は、県の定めた最低賃金以上の金額が保証されることや、成果を分析しやすい指標を求める自立支援協議会等での提言を踏まえ、就労継続支援B型事業の平均工賃を成果目標として設定する。

燕市の方向性

就労継続支援B型事業所に対する工賃向上に向けた支援を継続するとともに、効果的な支援のあり方について協議を行います。

燕市の成果目標

就労継続支援B型事業所に対する工賃(賃金)向上

- ・令和8年度までに、就労継続支援B型事業所の平均工賃16,100円/月を目指す。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	15,800円/月	15,900円/月	16,000円/月	16,100円/月

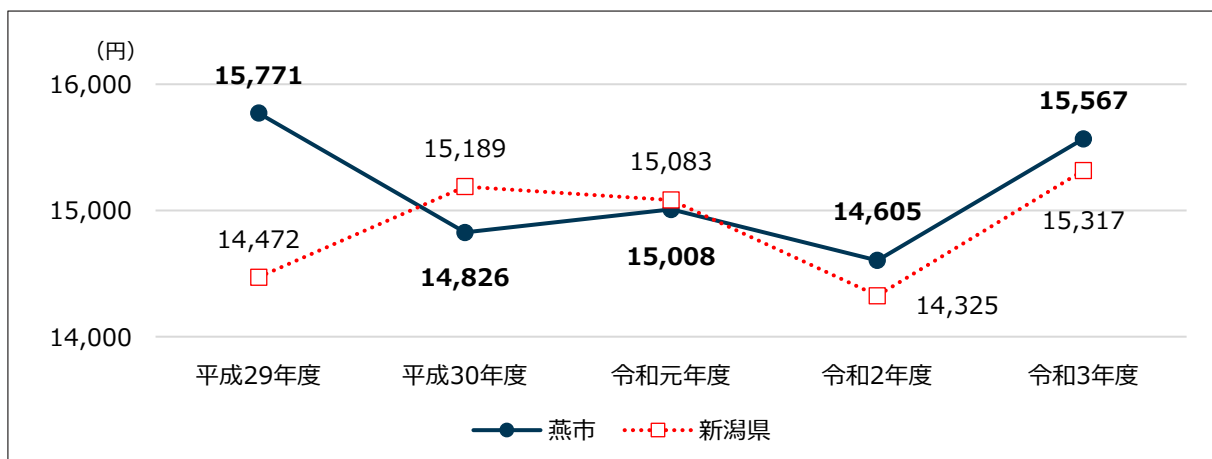
考え方

令和3年度の実績額を基準とし、新規事業所の参入を考慮して目標値を設定する。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 自立支援協議会就労支援専門部会において、就労支援全般に関する課題の整理や解決策の検討を行う。
- 就労系サービス事業所情報交換会での情報交換・連携強化を図る。
- 事業所の新商品開発や販路開拓等に向けた支援を強化する。
- 企業等の作業発注と障がい福祉サービス事業所の作業受注とのマッチングを強化する。

【就労継続支援 B 型事業所の工賃推移（燕市・新潟県）】



2. 福祉施設から一般就労への移行

【現状と課題】

前期計画では、『令和5(2023)年度中の一般就労移行者数12人を目指す(令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の一般就労移行者数33人を目指す)』を成果目標に掲げました。令和4(2022)年度の一般就労移行者数は11人と目標を達成しましたが、就労継続支援A型・B型を通じての一般就労は目標値を上回っている一方で、就労移行支援事業からの一般就労移行者数は目標値を下回っています。

福祉施設から一般就労への移行を促進するため、公共職業安定所および商工会議所などと連携して、企業に対し、障がいの特性と合理的配慮について普及啓発を行ってきました。

障がい者雇用促進法改正により、令和3(2021)年3月以降、法定雇用率の引き上げが段階的に行われていることから、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等と連携した取組がより一層求められます。

国の基本指針

- 1 令和8年度中の一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 2 就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型については、次のとおりとする。
 - ・就労移行支援事業：令和3年度実績の 1.31 倍以上とすることを基本とする。
 - ・就労継続支援 A 型事業：令和3年度実績の概ね 1.29 倍以上を目指す。
 - ・就労継続支援 B 型事業：令和3年度実績の概ね 1.28 倍以上を目指す。

燕市の方向性

就労準備から職場定着までの一貫した支援を実施できる支援体制の強化に努める。また、企業に対しては、福祉的就労の充実に向けた取組と一体的に展開していくことで、効果的な普及啓発を実施する。

燕市の成果目標

一般就労への移行

- ・令和 8 年度中の一般就労移行者数13 人を目指す。
(令和 6 年度から令和 8 年度の一般就労移行者数 34 人を目指す)

前期計画 目標値	令和 5 年度 実績見込み	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度 目標値
12 人	9 人	10 人	11 人 (21 人)	13 人 (34 人)
就労移行支援所から	4 人	5 人	6 人	7 人
就労継続支援 A 型事業から	3 人	2 人	2 人	3 人
就労継続支援 B 型事業から	2 人	3 人	3 人	3 人

考え方

令和8年度中の一般就労移行者数は、令和3年度一般就労移行者の実績8人×1.28倍以上とすることを基本とし、令和4年度実績や新規事業所の参入等を踏まえ、13人と見込む。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 障がい者雇用や雇用に関する助成制度について、公共職業安定所などと連携し、企業に対する周知を行う。
- 障がい者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等の関係機関が連携し、就労準備から職場定着までの一貫した支援を実施できるネットワークの形成に努める。
- 自立支援協議会就労支援専門部会において、就労支援全般に関する課題の整理や解決策の検討を行う。

3. 就労移行支援利用による一般就労移行率（新規）

【現状と課題】

就労移行支援事業所からの一般就労者数は、令和3(2021)年度8人、令和4(2022)年度9人を目標値として設定しましたが、実績が目標を大きく下回る結果となりました(令和3年度4人、令和4年度4人)。その要因の一つとして、就労移行支援事業所の利用者数が減り、市内事業所の利用率が減少していることが挙げられます。

採用する企業や障がいのある人のニーズに合った職業指導・訓練を実施していけるよう、就労移行支援事業所の質の向上・機能強化が必要といえます。

また、就労準備から職場定着までの一貫した支援が提供できるよう、就労移行支援事業所だけでなく、就労継続支援事業所や障がい者就業・生活支援センター等関係機関とのネットワーク強化に向けた取組も必要です。

国の基本指針

就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

燕市の方向性

就労移行支援事業所の質の向上・機能強化に向けた取組を実施する。
就労準備から職場定着までの一貫した支援を実施できる支援体制の強化に努める。

燕市の成果目標

就労移行支援事業所

・就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数2事業所を目指す。

項目	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
就労移行支援事業所数	4事業所	4事業所	4事業所	4事業所
就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数（構成比）	1事業所 (25.0%)	2事業所 (50.0%)	2事業所 (50.0%)	2事業所 (50.0%)

考え方

令和4年度末の実績値等を踏まえて、市内事業所4か所のうち2事業所を目標値として設定する。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 就労移行支援事業所等を対象に、就労移行支援の質の向上にかかる取組を実施する。
- 就労移行支援事業所、障がい者就業・生活支援センターや公共職業安定所など関係機関のネットワーク強化に取り組む。
- 自立支援協議会就労支援専門部会において、就労支援全般に関する課題の整理や解決策の検討を行う。

4. 就労定着支援事業の利用者数

【現状と課題】

前期計画においては、『市内の事業所を利用する就労定着支援事業利用者3人を目指す』という成果目標を掲げました。令和5(2023)年10月に1か所開設されたことにより、令和5(2023)年度実績では『就労定着支援事業利用者3人』となり、目標を達成することができる見込みとなっています。

障がいのある人のニーズに応じた支援を身近な場所で提供できるよう、就労定着支援事業所のさらなる確保に努めていく必要があります。

国の基本指針				
就労定着支援事業の利用者について、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。				
燕市の方向性				
障がいのある人のニーズに応じた支援を身近な場所で提供できるよう、就労定着支援事業所のさらなる確保に努める。 就労準備から職場定着までの一貫した支援を実施できる支援体制の強化に努める。				
燕市の成果目標				
就労定着支援事業の利用 ・市内就労定着支援事業利用者数 6 人を旨す。				
前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
3人	3人	5人	5人	6人
考え方				
令和3年度の実績値が0人のため、令和5年度実績見込みを踏まえて目標値を設定する。				
成果目標達成に向けた施策の展開				
■ 市内の就労移行支援、就労継続支援事業所に対し、事業の周知等を行う。 ■ 就労定着支援事業所、障がい者就業・生活支援センターや公共職業安定所など関係機関のネットワーク強化に取り組む。 ■ 自立支援協議会就労支援専門部会において、就労支援全般に関する課題の整理や解決策の検討を行う。				

5. 就労定着支援利用による職場定着率

【現状と課題】

前期計画においては、本市では『就労定着支援事業の指定を受けた事業所数1事業所以上の確保を目指す』という成果目標を掲げ、市内事業者に事業の周知やヒアリングを行い、事業所の確保に取り組みました。先述のとおり、就労定着支援を実施する事業所が、令和5(2023)年10月に1か所開設され、サービス提供を開始しています。

障がいのある人が就労先で安定して働き続けることができるよう、就労定着支援事業所が企業や相談支援事業所等と連携した支援を提供していく取組が必要です。

国の基本指針

就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：過去6年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者または就労していた者の占める割合

燕市の方向性

就労定着支援事業の利用者が増えるよう、就労定着支援事業所のさらなる確保に努めていく必要がある。

就労準備から職場定着までの一貫した支援を実施できる支援体制の強化に努める。

燕市の成果目標

就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

- ・就労定着率が7割以上の市内就労定着支援事業所の割合を全体の5割以上とすることを旨とする。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	—	0割	0割	5割

考え方

令和5年末までの実績を踏まえつつ、令和8年度末までにさらに1か所の新規開設を見込んで目標値を設定する。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 市内の就労移行支援、就労継続支援事業所に対し、事業の周知等を行う。
- 就労定着支援事業所、障がい者就業・生活支援センターや公共職業安定所など関係機関のネットワーク強化に取り組む。
- 自立支援協議会就労支援専門部会において、就労支援全般に関する課題の整理や解決策の検討を行う。

（４）福祉施設の入所者の地域生活への移行促進

【現状と課題】

前期計画では、施設入所者の障がいの重度化・高齢化により、地域生活へ移行^{*53} できる対象者が減少していることや、介護者の高齢化等の理由により入所希望者が増加していることを勘案して、令和元(2019)年度末時点での入所者数 92人を基準とし、地域移行者数1人、入所者を1人削減(91人)することを目標に設定しました。

令和4(2022)年度末時点で、地域移行者数が1人でしたが、新規入所者数がそれを上回り、入所者数は3人増(95人)という実績となり、入所者削減数は目標を下回る結果となりました。

地域への移行が進まない要因としましては、障がい特性(強度行動障がいがあるなど)や障がいの重度化・高齢化などが挙げられるほか、地域生活を送る上での受け皿が不足しているといった環境の要因も考えられます。

障がいのある人ご自身が望む生活支援の実現に向けては、本人の意思を適切に把握することが必要不可欠であることから、意思決定支援を基盤とし、入所施設や相談支援事業所が連携しながら、サービスの調整などを進めていく必要があります。

国の基本指針	
1 施設入所者の地域生活への移行	・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
2 施設入所者の削減	・令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減することを基本とする。
燕市の方向性	
入所施設と相談支援事業所が協働し、意思決定支援や地域で利用する障がい福祉サービスの調整を行うなど、円滑な移行を支えるコーディネート機能の充実に努めます。	

*53 地域生活へ移行： 「資料編」132 ページにて、用語を解説しています。

燕市の成果目標

施設入所者の地域生活への移行

・地域移行者数3人を目指す。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
1人 (累計人数)	0人	1人 (1人)	1人 (2人)	1人 (3人)

施設入所者の削減

・入所者削減数4人を目指す。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
91人	98人	96人	95人	94人

考え方

施設入所者の障がいの重度化・高齢化により、地域生活へ移行できる対象者が減少している。また、介護者の高齢化や就労等の理由から年々入所希望者が増加している。このような地域の実情はあるものの、令和5年10月に重度の障がいがある人を対象とした共同生活援助(グループホーム)事業所が市内に開設されたことを勘案して目標を設定した。

地域移行者数については、本人の状態から今後上記グループホームへの移行が可能と思われる人3人を見込んだ。

入所者削減数については、令和5年度末の見込みが前年実績値と比べ3人増(98人)と増加傾向にあるものの、上記グループホーム移行者3人を加味し、令和5年度末の見込みから令和8年度末における入所削減数は4人減とした。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 意思決定支援を基盤とした相談支援の適切な実施に向けた取組を強化する。
- 地域生活支援拠点等の運用による地域移行を促進する。
- サービス基盤となる住居や活動の場、人材を整備・確保するため、関係機関等への支援を行う。

(5) 地域生活支援の充実

【現状と課題】

前期計画では、『令和5(2023)年度末までに、地域生活支援拠点等として、今ある社会資源を有効活用し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備する』を成果目標に掲げ、自立支援協議会全体会での検討を経て令和2(2020)年度に設置した、自立支援協議会「つばめで暮らそう部会」においてより具体的な協議を行ってきました。

燕市では、「今ある社会資源を有効活用し、地域生活支援拠点に求められる5つの機能(①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を関係機関が分担して担う」という方針のもと、令和5(2023)年4月より地域生活支援拠点等の本格的な運用を開始しました。

今後も引き続き、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の登録促進を図るとともに、自立支援協議会に運用状況を年1回以上報告し、実績等を検証および検討することにより、機能の充実・強化を図ります。

また、強度行動障がいのある人については、障がい福祉サービス事業所等での受入体制が整わず、サービスが十分に提供されていないことが指摘されていることから、強度行動障がいのある人とその支援ニーズを把握し、それを踏まえて地域における支援体制の整備を進めていく必要があります。

国の基本指針

- 1 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等により効果的な支援体制および緊急時の連絡体制の整備を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討することを基本とする。
- 2 各市町村または各圏域において、強度行動障がいのある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

燕市の方向性

- 1 地域生活支援拠点等については、自立支援協議会において、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証および検討を進めることで、機能の充実・強化を図っていく。
- 2 強度行動障がいのある人に関して、基幹相談支援センター(コーディネーター)が中心となってその状況や支援ニーズを把握し、自立支援協議会や地域生活支援拠点等連絡調整会議等での協議を活用しながら、支援体制の整備を進める。

燕市の成果目標

地域生活支援拠点等の整備

- ・整備数は1か所のままで機能の充実・強化を目指す。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

コーディネーターの配置

- ・令和8年度までに4人を維持する。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	4人	4人	4人	4人

運用状況を検証・検討

- ・年1回の実施を目指す。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
1回	1回	1回	1回	1回

強度行動障がいのある人に対する支援体制の整備

- ・支援体制の整備に向けた協議を行う。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
—	—	1回以上	1回以上	1回以上

考え方

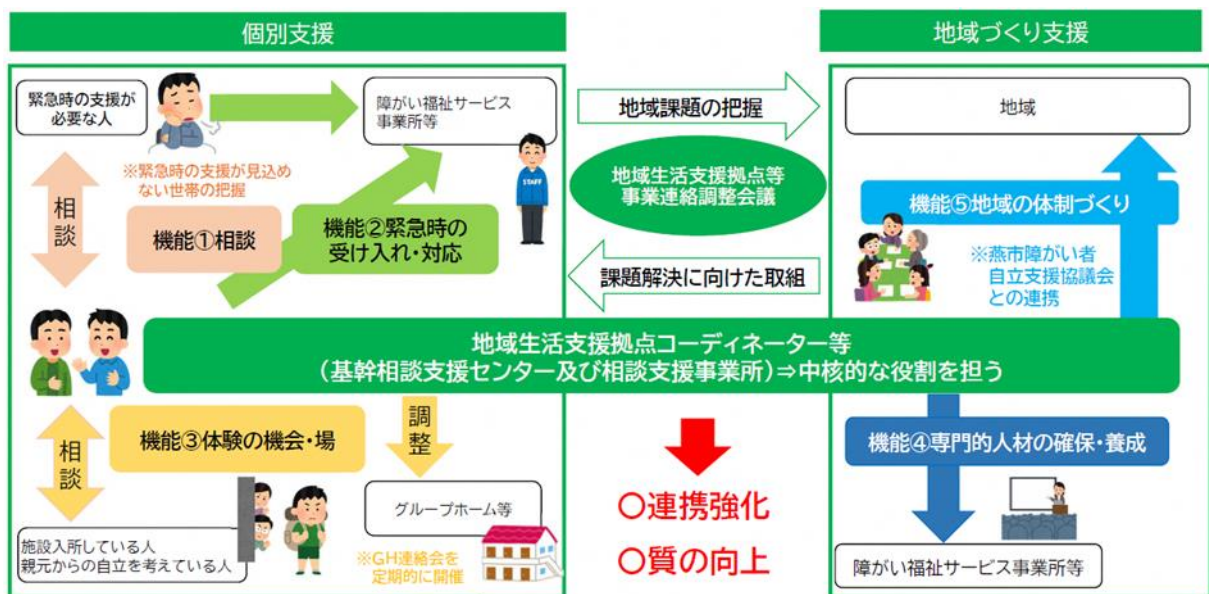
基幹相談支援センターに配置したコーディネーターや相談支援事業所が中核的な役割を担い、地域の関係機関と連携することで、地域生活支援拠点等の機能を地域全体で担っていく。運用状況については、自立支援協議会を活用して年1回以上検証・検討を行っていくことを基本とする。

自立支援協議会や地域生活支援拠点等連絡調整会議において、『強度行動障がいのある人に対する支援体制の整備』に関する協議を行った回数を設定する。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 基幹相談支援センターに配置したコーディネーターや相談支援事業所が中核的な役割を担い、地域生活支援拠点等を運用する。
- 自立支援協議会を活用し、年1回以上地域生活支援拠点等の運用状況について検証・検討を行う。
- 強度行動障がいや有する障がいのある人の状況・ニーズを把握するとともに、自立支援協議会を活用し、個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議を進める。

— 地域生活支援拠点等整備事業のイメージ —



（6）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【現状と課題】

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、障がい福祉分野に多くの事業者が参入している状況があり、市町村の職員には障がい者総合支援法の具体的な内容を理解するとともに、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、適切な障がい福祉サービス等の提供がなされているか検証を行うことが求められています。

本市では、県が実施する障がい福祉サービスや相談支援に係る研修会等に毎年参加するとともに、障がい者自立支援審査支払等システムなどを活用し審査結果を分析することで、障がい福祉サービス事業所等や関係自治体等と必要な情報共有を行ってきました。

今後も、利用者が真に必要とする障がい福祉サービスが提供されるよう、障がい福祉サービス事業所等との共通認識を深め、障がい福祉サービスの質の向上に取り組む必要があります。

国の基本指針

令和8年度末までに都道府県および市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

- ・都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- ・障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無およびその実施回数を見込みを設定する。

燕市の方向性

『障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用』については、県が実施する障がい福祉サービスや相談支援に係る研修会等へ市職員を参加させることで各種研修の活用を図る。

『障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有』については、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、障がい福祉サービス事業所等や関係自治体等と必要な情報の共有を図る体制を強化する。

燕市の成果目標

障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

- ・障がい福祉サービス等に係る各種研修に、年4人参加する。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
2人	4人	4人	4人	4人

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

- ・障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有を年1回行う。

前期計画 目標値	令和5年度 実績見込み	令和6年度	令和7年度	令和8年度 目標値
1回	1回	1回	1回	1回

考え方

県が実施する障がい福祉サービスや相談支援に係る研修会等への参加や障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等を実施し、障がい福祉サービス等の質の向上に取り組む。

成果目標達成に向けた施策の展開

- 県が実施する障がい福祉サービスや相談支援に係る研修会等へ参加する。
- 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析・活用し、障がい福祉サービス事業所等や関係自治体等と必要な情報の共有を図る。

2 活動指標としての見込量

ここでは、各年度における障がい福祉サービスおよび障がい児通所支援等の種類ごとの必要量の見込みを記載しました。

活動指標としての見込量の体系

(1)福祉施設から一般就労への移行等の内容および見込量

(2)障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの内容および見込量

- | | |
|---------------|-------------------|
| ① 居宅介護 | ⑫ 就労継続支援 A 型 |
| ② 重度訪問介護 | ⑬ 就労継続支援 B 型 |
| ③ 同行援護 | ⑭ 就労定着支援 |
| ④ 行動援護 | ⑮ 療養介護 |
| ⑤ 重度障がい者等包括支援 | ⑯ 短期入所（福祉型、医療型） |
| ⑥ 生活介護 | ⑰ 自立生活援助 |
| ⑦ 自立訓練（機能訓練） | ⑱ 共同生活援助（グループホーム） |
| ⑧ 自立訓練（生活訓練） | ⑲ 施設入所支援 |
| ⑨ 宿泊型自立訓練 | ⑳ 地域生活支援拠点等 |
| ⑩ 就労選択支援 | ㉑ 計画相談支援 |
| ⑪ 就労移行支援 | ㉒ 地域移行支援 |
| | ㉓ 地域定着支援 |

(3)児童福祉法に基づく障がい児支援の内容および見込量

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| ① 児童発達支援 | ⑤ 居宅訪問型児童発達支援 |
| ② 医療型児童発達支援 | ⑥ 障がい児相談支援 |
| ③ 放課後等デイサービス | ⑦ 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 |
| ④ 保育所等訪問支援 | |

(4)発達障がい者等に対する支援の内容および見込量

- | | |
|------------------------------------|----------------|
| ① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等 | ② ペアレントメンターの人数 |
| | ③ ピアサポートの活動 |

(5)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容および見込量

- | | |
|------------------------|---------------------|
| ① 保健、医療および福祉関係者による協議の場 | ④ 精神障がい者の共同生活援助 |
| ② 精神障がい者の地域移行支援 | ⑤ 精神障がい者の自立生活援助 |
| ③ 精神障がい者の地域定着支援 | ⑥ 精神障がい者の自立訓練（生活訓練） |

(6)相談支援体制の充実・強化のための取組の内容および見込量

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ① 基幹相談支援センターの設置 | ③ 協議会における個別事例の検討を |
| ② 地域の相談支援体制の強化 | 通じた地域のサービスの開発・改善 |

(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の内容および見込量

- | | |
|----------------------------|-----------------------------------|
| ① 障がい福祉サービス等に係る
各種研修の活用 | ② 障がい者自立支援審査支払等
システムによる審査結果の共有 |
|----------------------------|-----------------------------------|

(8)地域生活支援事業の内容、実施に関する考え方および見込量と確保のための方策

- | | |
|------------------|----------------|
| ① 理解促進研修・啓発事業 | ⑦ 日常生活用具給付等事業 |
| ② 自発的活動支援事業 | ⑧ 手話奉仕員養成研修事業 |
| ③ 障がい者相談支援事業 | ⑨ 移動支援事業 |
| ④ 成年後見制度利用支援事業 | ⑩ 地域活動支援センター事業 |
| ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業 | ⑪ その他の事業 |
| ⑥ 意思疎通支援事業 | |

(1) 福祉施設から一般就労への移行等の内容および見込量

就労移行支援事業所および就労継続支援(A型・B型)の利用者に対し、一般就労への移行を支援します。

就労移行支援から一般就労への移行者数

就労移行支援からの 移行者数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)		8	9	10	5	6	7
実績(人)		4	4	4	—	—	—

就労継続支援 A 型から一般就労への移行者数

就労継続支援 A 型から の移行者数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)		1	1	1	2	2	3
実績(人)		1	4	3	—	—	—

就労継続支援 B 型から一般就労への移行者数

就労継続支援 B 型から の移行者数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)		1	1	1	3	3	3
実績(人)		3	3	2	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

国の基本指針を踏まえ、今後の取組での効果等を勘案して設定。

(2) 障がい者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの内容および見込量

1. 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅で介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事などの介助を行います。障がい支援区分が区分1以上の人が対象となります。

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(時間)	868	594	594	594	701	701	701
実績(時間)	643	648	631	705	—	—	—
見込量(人)	57	54	52	50	61	61	61
実績(人)	56	60	61	61	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):61人
- 2) 利用者増減推計:増減0人(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味
- 3) 時間:令和5年度1人当たり平均利用時間 11.5時間/月

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に対し、自宅で入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

障がい支援区分が区分4以上で、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 二肢以上に麻痺等があり、障がい支援区分の認定調査項目のうち、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている人
- 重度の知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者(障がい支援区分の認定調査のうち、行動関連の12項目の合計点数が10点以上である人)

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(時間)	20	160	160	160	952	952	952
実績(時間)	84	376	618	693	—	—	—
見込量(人)	1	1	1	1	2	2	2
実績(人)	1	2	2	2	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):2人
- 2) 時間:令和5年度1人当たり平均利用時間 476時間/月

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行います。

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(時間)	208	104	130	156	90	90	90
実績(時間)	94	73	76	93	—	—	—
見込量(人)	11	8	10	12	9	9	9
実績(人)	7	7	7	9	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):9人
- 2) 利用者増減推計:増減0人(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味
- 3) 時間:令和5年度1人当たり平均利用時間 10時間/月

④ 行動援護

知的障がい、精神障がいにより自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出援護を行います。

障がい支援区分が区分3以上の人で、一人で行動することがとても困難で常に支援が必要な人が対象となります。

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(時間)	20	20	20	20	20	20	20
実績(時間)	0	0	0	0	—	—	—
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	0	0	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数・利用時間(見込み):0
- 2) 利用者増減推計:1人増(令和8年度末)
- 3) 利用時間見込:20時間

⑤ 重度障がい者等包括支援

寝たきり状態などで常時介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護等の複数のサービスを組み合わせて提供します。

重度の障がいがある人等で意思疎通を図ることに著しい支障がある人の中で、四肢の麻痺および、寝たきりの状態にある人ならびに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対し必要な支援を行います。

障がい支援区分が区分6に該当する人等が対象となります。

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量（時間）	20	0	0	0	0	0	0
実績（時間）	0	0	0	0	—	—	—
見込量（人）	1	0	0	0	0	0	0
実績（人）	0	0	0	0	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数・利用時間(見込み):0人
- 2) 県内に指定事業所がなく、利用は想定していません。

2. 日中活動系サービス

⑥ 生活介護

常に介護が必要な人に対し、障がい者支援施設などで食事や入浴、排せつなどの介助を行うとともに、創作活動や生産活動の機会等を提供します。

障がい支援区分が区分3(50歳以上の場合は区分2)以上の人が対象となります。

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人日 ^{*54})	3,041	2,983	3,031	3,058	3,496	3,515	3,572
実績(人日)	3,003	3,123	3,220	3,255	—	—	—
見込量(人)	166	158	161	163	184	185	188
実績(人)	159	171	173	173	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):173人
- 2) 利用者増減推計:15人増(令和8年度末)※新規事業所分を加味
- 3) 令和5年度1人当たり平均利用日数:19日/月

⑦ 自立訓練(機能訓練)

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人に対し、理学療法や作業療法など必要なリハビリテーションと、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

機能訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 入所施設・病院を退所・退院し、地域生活へ移行するために身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人
- 特別支援学校を卒業後、地域生活を送るために身体機能の維持・回復などの支援が必要な人

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人日)	40	22	22	22	30	30	30
実績(人日)	0	2	9	30	—	—	—
見込量(人)	2	1	1	1	2	2	2
実績(人)	0	1	1	2	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

*54 人日: 「資料編」133ページにて、用語を解説しています。

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み): 2人
- 2) 利用者増減推計: 増減0人(令和8年度末)
- 3) 令和5年度1人当たり平均利用日数: 15日/月

⑧ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人に対し、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を送るために必要な訓練と、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

生活訓練は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 入所施設・病院を退所・退院した後、地域生活へ移行するために生活能力の維持・向上などの支援が必要な人
- 特別支援学校卒業者や継続した通院により症状が安定し、地域生活を送るために生活能力の維持・向上などの支援が必要な人

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人日)	180	126	126	126	160	160	160
実績(人日)	98	45	73	157	—	—	—
見込量(人)	9	7	7	7	8	8	8
実績(人)	5	3	4	8	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み): 8人
- 2) 利用者増減推計: 増減0人(令和8年度末)
- 3) 令和5年度1人当たり平均利用日数: 20日/月

⑨ 宿泊型自立訓練

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な人に対し、居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な訓練を行います。

自立訓練(生活訓練)の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の訓練が必要な人が対象となります。

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人日)	155	66	66	66	210	210	210
実績(人日)	68	39	89	207	—	—	—
見込量(人)	5	3	3	3	7	7	7
実績(人)	3	1	3	7	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):7人
- 2) 利用者増減推計:増減0人(令和8年度末)
- 3) 令和5年度1人当たり平均利用日数:30日/月

⑩ 就労選択支援

障がい者本人が、就労先・働き方についてよりよい選択ができるよう、就労アセスメント^{*55}の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援します。

利用者数	第7期		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人日)		22	22
見込量(人)		1	1

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 新規事業ではあるが、成果目標を勘案し設定

※ 就労選択支援は、令和7年10月から創設される予定のサービスです。

*55 就労アセスメント: 「資料編」130ページにて、用語を解説しています。

⑪ 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の人で、一般の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、知識および能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援を行います。

具体的には、事業所内や企業における作業や実習等を通して生産活動や職場体験その他の活動の機会を提供し、就労への支援を行います。

また、就労後の職場定着のための支援もあわせて行います。

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量（人日）	391	252	270	288	180	180	180
実績（人日）	182	146	226	178	—	—	—
見込量（人）	23	14	15	16	10	10	10
実績（人）	10	10	14	10	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):10人
- 2) 利用者増減推計:増減0人(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味
- 3) 令和5年度1人当たり平均利用日数:18日/月

⑫ 就労継続支援 A 型

一般企業等への就労が困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人に対し、通所による就労の機会を提供します。

また、一般就労に必要な知識・能力が高まった人に対しては、一般就労への支援もあわせて行います。

具体的には、次のような人が対象となります。

- 就労移行支援事業を利用した人で、企業等の雇用に結びつかなかった人
- 特別支援学校を卒業して就職活動を行った人で、企業等の雇用に結びつかなかった人
- 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量（人日）	740	700	800	900	1,000	1,000	1,000
実績（人日）	589	662	567	601	—	—	—
見込量（人）	37	35	40	45	50	50	50
実績（人）	29	33	29	30	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):30人
- 2) 利用者増減推計:20人増(令和8年度末)※新規開設事業所分を加味
- 3) 令和5年度1人当たり平均利用日数: 20日

⑬ 就労継続支援 B 型

一般企業等への就労が困難な人に対し、就労の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労へ向けた支援もあわせて行います。

具体的には、次のような人が対象となります。

- 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある人で、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった人
- 就労移行支援事業を利用した人で、企業等または就労継続支援事業(A型)の雇用に結びつかなかった人
- 上記に該当しない人で、50歳に達している人、または試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された人

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人日)	3,610	3,996	4,176	4,356	5,634	5,850	6,066
実績(人日)	3,905	4,285	4,637	5,084	—	—	—
見込量(人)	190	222	232	242	313	325	337
実績(人)	212	237	271	287	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):287人
- 2) 利用者増減推計:50人増(令和8年度末)※新規開設事業所分を加味
- 3) 令和5年度1人当たり平均利用日数: 18日

⑭ 就労定着支援

一般就労に移行した人が就労を継続できるよう、就労に伴う生活面の課題について、企業や家族との連絡調整等を行いながら、課題解決に向けて必要な支援を行います。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)	2	1	2	5	6	6	7
実績(人)	0	1	3	5	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):5人
- 2) 利用者増減推計:2人増(令和8年度末)※新規開設事業所分を加味

⑮ 療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および食事や入浴、排せつ等の日常生活の支援を行います。

療養介護は、次のいずれかに該当する人が対象となります。

- 障がい支援区分が区分6の筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人
- 障がい支援区分が区分5以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者(18歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります)

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)	11	15	16	16	16	16	16
実績(人)	14	15	14	15	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):15人
- 2) 令和5年8月時点で待機者:1人

⑯ 短期入所（福祉型、医療型）

自宅で介護を行う人が病気等の場合に、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な支援を行います。

障がい支援区分が区分1以上の人が対象となります。

※ 障がい者支援施設等において実施する「福祉型」と、病院、診療所、介護老人保健施設において実施する「医療型」に分類されます。

■ 短期入所(福祉型)

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量（人日）	273	243	261	279	264	270	276
実績（人日）	248	278	243	263	—	—	—
見込量（人）	39	27	29	31	44	45	46
実績（人）	30	37	37	43	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):43人
- 2) 利用者増減推計:3人増(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味
- 3) 令和5年度1人当たり平均利用日数:6日

■ 短期入所(医療型)

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量（人日）	56	18	18	18	12	12	12
実績（人日）	19	22	14	12	—	—	—
見込量（人）	14	3	3	3	3	3	3
実績（人）	4	3	3	3	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):3人
- 2) 利用者増減推計:増減0人(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味
- 3) 令和5年度1人当たり平均利用日数:4日

3. 居住支援・施設系サービス

⑰ 自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な巡回訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する人が対象となります。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)	2	0	0	0	0	0	0
実績(人)	0	0	0	0	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):0人
- 2) 近隣に指定事業所がないため、利用は想定していません。

⑱ 共同生活援助(グループホーム)

地域の共同生活を行う住居で、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の相談・援助などを行います。

身体障がいがある人は、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービスを利用したことがある人が対象となります。

利用者数 (うち重度障がい者)	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)	80	71	72	73	81 (8)	83 (8)	84 (9)
実績(人)	69	73 (6)	73 (7)	77 (8)	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):77人
- 2) 利用者増減推計:7人増(令和8年度末)

⑲ 施設入所支援

施設に入所している人に対して、主として夜間や休日に入浴、排せつおよび食事の介助、生活等に関する相談および助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

障がい支援区分が区分4(50歳以上の場合は区分3)以上の人が対象となります。

(18歳未満については、児童福祉法に基づく障がい児入所施設の対象となります)

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)	87	91	91	90	96	95	94
実績(人)	91	92	95	98	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):98人
- 2) 利用者増減推計:4人減(令和8年度末)

⑳ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを主な機能として、居住支援を行います。

地域生活支援拠点等の設置か所数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(か所)		0	0	1	1	1	1
実績(か所)		0	0	1	—	—	—

地域生活支援拠点の年1回以上の検証および検討の実施	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(回)		0	0	0	1	1	1
実績(回)		0	0	1	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 地域生活支援拠点等に変更はないが機能の充実・強化を図ります。
- 2) 年1回以上運用状況を検証および検討します。

4. 相談支援サービス

② 計画相談支援

障がい福祉サービス等の利用を希望する人に対して、サービス等利用計画^{*56}を作成します。利用後も一定期間ごとにモニタリングを行い、サービス等の利用が適正かを検討します。

障がい福祉サービス等を利用するすべての人が対象となります。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)	78	124	136	150	172	199	230
実績(人)	114	131	142	149	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):149人
- 2) サービス等利用計画+モニタリングの利用者数

② 地域移行支援

障がい支援施設等に入所、または精神科病院に入院している人が退所・退院して地域生活に移行する際に、入所施設や精神科病院への訪問による相談、地域移行に必要な障がい福祉サービス事業所等への同行、住居を確保するための入居支援、その他地域での生活に移行するために必要な支援を行います。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	1	2	1	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):1人
- 2) 利用者増減推計:増減0人(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味

*56 サービス等利用計画：「資料編」129ページにて、用語を解説しています。

② 地域定着支援

障がい者支援施設や精神科病院等を退所・退院し、自宅で一人暮らしをしている人や、同居家族からの支援を受けられない人などに対して、安定した地域生活を過ごすことができるよう、常時の連絡体制を確保し、夜間を含む緊急時には相談・訪問等の必要な支援を行います。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)	2	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	0	1	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):0人
- 2) 利用者数:新規利用者1人を追加

(3) 児童福祉法に基づく障がい児支援の内容および見込量

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等その他の必要な支援を行います。

療育の観点から、集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学児童が対象となります。

利用状況	第1期	第2期			第3期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人日)	395	431	452	466	446	467	489
実績(人日)	421	369	446	443	—	—	—
見込量(人)	79	62	65	67	63	66	69
実績(人)	52	45	63	56	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):56人
- 2) 新規と支援終了者差引で増減推計:13人増(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味
- 3) 1人当たり平均利用日数:7.08日

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要な児童に、集団生活への適応訓練を行うことと併せて必要な治療を行います。

利用状況	第1期	第2期			第3期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人日)	21	7	7	7	7	7	7
実績(人日)	0	0	0	0	—	—	—
見込量(人)	3	1	1	1	1	1	1
実績(人)	0	0	0	0	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):0人
- 2) 利用者増減推計:年1人
- 3) 1人当たり平均利用日数:7日

③ 放課後等デイサービス

学齢期の児童に対して、放課後や夏休み等の学校休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

利用状況	第1期	第2期			第3期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人日)	940	971	1,108	1,294	1,285	1,294	1,303
実績(人日)	861	1,031	1,032	1,184	—	—	—
見込量(人)	94	120	137	160	142	143	144
実績(人)	103	114	114	116	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):116人
- 2) 新規と放課後等デイサービス終了者差引での増減推計:28人増(令和8年度末)
※過去平均伸び率を加味
- 3) 1人当たり平均利用日数:9.05日

④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、対象の児童に対して集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

利用状況	第1期	第2期			第3期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人日)	20	10	10	10	13	13	14
実績(人日)	5	0.3	10	13	—	—	—
見込量(人)	10	5	5	5	10	10	11
実績(人)	2	0.3	8	10	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):10人
- 2) 利用者増減推計:1人増(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味
- 3) 1人当たり平均利用日数:1.25日

⑤ 居宅訪問型児童発達支援

児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

重症心身障がいなどの重度の障がいのある児童等で、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童が対象です。

利用状況	第1期	第2期			第3期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人日)	10	0	0	0	2	2	2
実績(人日)	0	1.2	0	0	—	—	—
見込量(人)	2	0	0	0	1	1	1
実績(人)	0	0.4	0	0	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):0人
- 2) 令和4年度事業所開設により利用者推計:年1人
- 3) 1人当たり平均利用日数:2日

⑥ 障がい児相談支援

障がい児通所支援(児童発達支援や放課後等デイサービス等)の利用を希望する児童が、サービスを適切に利用することができるように、障がい児支援利用計画を作成します。利用後も一定期間ごとにモニタリングを行い、障がい児支援利用計画の見直しを図りながら、適切な支援に努めます。

障がい児通所支援を利用するすべての人が対象となります。

利用者数	第1期	第2期			第3期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)	34	42	49	57	51	54	57
実績(人)	36	36	40	48	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):48人
- 2) 利用者増減推計:9人増(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味

⑦ 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携を図り、医療的ケア児等の支援を総合的に調整する医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

配置人数	第1期	第2期			第3期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量（人）	0	0	1	1	1	1	1
実績（人）	0	0	0	1	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

医療的ケア児のニーズ等を勘案し、必要となる配置人数を設定

(4) 発達障がい者等に対する支援の内容および見込量

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等

ペアレントトレーニングは、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障がいの特性をふまえた褒め方や叱り方等を学んだりすることにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするものです。

ペアレントプログラムは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士、保健師、福祉事業所の職員等)が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。

支援プログラム等 受講者数(保護者) および 実施者数(支援者)	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)		15	15	15	15	15	15
実績(人)		9	18	15	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

支援プログラムの実施状況や地域の実情を勘案して設定

②ペアレントメンターの人数

ペアレントメンターとは、発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人です。

活動人数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)		2	2	2	2	2	2
実績(人)		2	2	2	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

市が実施する支援プログラムにおいて活動するペアレントメンターの人数

③ ピアサポート活動

ピアサポート活動とは、障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことです。本市では、発達障がいのある人に特化したピアサポート活動の実施を計画していませんが、新潟県精神障がい者ピアサポート事業を活用し、当事者同士の交流を促進するなど、ピアサポートの普及啓発を進めていきます。

利用状況	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量（回）		0	0	0	0	0	0
実績（回）		0	0	0	—	—	—
見込量（人）		0	0	0	0	0	0
実績（人）		0	0	0	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

発達障がいのある人に特化したピアサポート活動の回数

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の内容および見込量

① 保健、医療および福祉関係者による協議の場

精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムにより、関係機関が連携して支援体制の構築を図って行きます。

協議の場の 開催回数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(回)		3	3	3	3	3	3
実績(回)		3	3	3	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

自立支援協議会つばめで暮らそう部会の1年間の開催回数の見込み

協議の場への 関係者参加人数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)		7	9	10	9	9	10
実績(人)		7	8	9	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

自立支援協議会「つばめで暮らそう部会」の委員数

協議の場の目標設定 および評価の実施回数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(回)		1	1	1	1	1	1
実績(回)		1	1	1	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

自立支援協議会全体会で年1回程度を目途に報告する見込み

② 精神障がい者の地域移行支援

長期間入院をしている精神障がいのある人に対して、住居の確保や障がい福祉サービスの体験利用・体験宿泊のサポートなど地域生活へ移行するための支援を行います。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)		1	1	1	1	1	1
実績(人)		1	2	1	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):1人
- 2) 利用者増減推計:増減0人(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味

③ 精神障がい者の地域定着支援

地域で、一人暮らしをしている精神障がいのある人に対して、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を行います。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)		1	1	1	1	1	1
実績(人)		0	0	0	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):0人
- 2) 利用者数:長期入院中の人、新規1人を想定

④ 精神障がい者の共同生活援助(グループホーム)

精神障がいのある人に対して、主に夜間や休日に、共同生活を行う住居で相談や入浴、排せつまたは食事の介護等の日常生活上の援助を行います。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)		13	14	14	24	25	25
実績(人)		18	20	20	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):20人
- 2) 利用者増減推計:5人増(令和8年度末)

⑤ 精神障がい者の自立生活援助

精神科病院等から一人暮らしへの移行を希望する精神障がいのある人に対して、本人の意思を尊重した地域生活を援助するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、理解力、生活力等を補う等、適時のタイミングで適切な援助を行います。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)		0	0	0	0	0	0
実績(人)		0	0	0	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):0人
- 2) 近隣に指定事業所がないため、利用は想定しにくい。
- 3) 利用希望があった場合は、地域定着支援等に対応する。

⑥ 精神障がい者の自立訓練(生活訓練)

精神障がいのある人に対して、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を送るために必要な訓練と、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)					5	5	5
実績(人)		1	2	5	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

- 1) 令和5年度利用者数(見込み):5人
- 2) 利用者増減推計:増減0人(令和8年度末)

(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組の内容および見込量

① 基幹相談支援センターの設置

燕市における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がいのある人への相談支援に加え、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言や情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を総合的に行うことにより、相談支援機能の強化を図ります。

基幹相談支援センター (設置の有無)		第 5 期	第 6 期				第 7 期		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
実施の 有無	見込	有	有	有	有	有	有	有	
	実績	有	有	有	有	—	—	—	

【見込量設定にあたっての考え方】

総合的・専門的な相談支援の実施の有無

② 地域の相談支援体制の強化

基幹相談支援センターを基軸とし、引き続き、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言および人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組等を実施し、地域の相談支援体制の強化に取り組みます。

地域の相談支援事業者 に対する指導・助言	第 5 期	第 6 期			第 7 期		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量 (件)		126	105	87	104	106	108
実績 (件)		106	95	102	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

令和2年度から令和5年度までの相乗平均を、令和5年度の実績値(見込み)に乗じて算出

地域の相談支援事業者 の人材育成の支援	第 5 期	第 6 期			第 7 期		
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
見込量 (件)		15	16	17	17	18	19
実績 (件)		11	15	16	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

令和3年度から令和5年度の実績値(見込み)から算出

今後はケース検討会への参加をさらに増加させることで令和8年度には19件を目指す。

地域の相談機関との連携強化の取組	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(回)		8	9	10	14	15	16
実績(回)		4	8	13	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

令和3年度から令和5年度の実績値(見込み)から算出。

地域包括支援センター以外の関係機関の会議への参加を促進することで件数は増加すると見込む。

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善

障がいのある人等への支援の体制整備を図るため、関係機関、関係団体、また障がいのある当事者やその家族、障がい福祉、医療、教育、雇用に関連する業種の関係者により構成される協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

協議会における個別事例検討会	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施回数(回)					1	1	1
参加事業者・機関数(機関)					3	3	3
協議会の専門部会の設置数(部会)					5	5	5
協議会の専門部会の実施回数(回)					13	14	15

【見込量設定にあたっての考え方】

自立支援協議会により設置された専門部会の数およびその実施回数

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の内容および見込量

① 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

障がい福祉サービスの質を向上させるため、都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修その他の研修に参加します。

研修への市町村 職員の参加人数 (再掲)	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)		2	2	2	4	4	4
実績(人)		3	3	4	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数の見込み

② 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析し、その結果を事業所や関係自治体等と共有していきます。

審査結果の共有 実施回数 (再掲)	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(回)		1	1	1	1	1	1
実績(回)		1	1	1	—	—	—

【見込量設定にあたっての考え方】

障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無および実施回数

(8) 地域生活支援事業の内容、実施に関する考え方および見込量と確保のための方策

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人や障がいの特性等に関し、地域住民の理解を深めるため、または「心のバリアフリー^{*57}」の推進を図るため、研修および啓発活動を実施していきます。

理解促進研修・啓発事業 (実施の有無)	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施	実施	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	1) 広報誌やホームページ等を活用した普及啓発 2) 市民向けの講座やイベントの実施
見込量確保のための方策	障がいのある人等について正しい理解を深めるため、広報誌やホームページなどの情報媒体を利用した情報発信を行うとともに、地域住民を対象にした講座やイベントを開催することで、理解促進・普及啓発を推進します。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による自発的な取組を支援していきます。

自発的活動支援事業 (実施の有無)	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施	実施	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	1) 地域支え合い体制の拡充支援 2) 音声訳ボランティア ^{*58} の育成支援
見込量確保のための方策	地域支え合い活動の推進を燕市社会福祉協議会と連携して取り組みます。また、音声訳ボランティア育成等を通じ、障がいのある人やその家族等が自発的に行う活動を支援し、地域でいきいきと活動できる機会の提供を図ります。

*57 心のバリアフリー： 「資料編」129ページにて、用語を解説しています。

*58 音声訳ボランティア： 「資料編」128ページにて、用語を解説しています。

③ 相談支援事業

■ 障がい者相談支援事業(委託相談)

障がいのある人、その家族等に対し、障がい福祉サービス等の利用援助(情報提供、相談等)、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利の擁護のために必要な援助を行います。

障がい者 相談支援事業 事業所数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(か所)	6	5	5	5	5	5	5
実績(か所)	5	5	5	5	—	—	—

障がい者 相談支援事業 相談員数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)	14	14	14	14	15	15	15
実績(人)	13	13	13	16	—	—	—

基幹相談支援センター による総合的・専門的な 相談支援	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込	有	有	有	有	有	有	有
実績	有	有	有	有	—	—	—

見込量設定に あたっての考え方	相談件数や地域の実情に勘案して設定
見込量確保のため の方策	基幹相談支援センターを基軸に地域の相談窓口である相談支援事業所の体制強化を図るとともに、相談支援専門員の質の向上を図ります。 また、相談支援体制の強化については、自立支援協議会相談支援専門部会およびつばめで暮らそう部会と連携した取組を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、「知的障がい者福祉法第28条」「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第51条の11の2」の規定により市長が行う審判の請求ならびに審判の請求に要する費用および後見人等に係る報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援します。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)	12	15	16	17	19	21	23
実績(人)	8	9	11	17	—	—	—

各年度の利用者数

見込量設定にあたっての考え方	令和5年度利用見込みから、2名ずつ増
見込量確保のための方策	成年後見制度利用支援事業については、成年後見制度利用促進中核機関等運営事業を委託している燕市社会福祉協議会「福祉後見・権利擁護センター」と連携し、成年後見制度の利用が必要な人および利用している人等へ支援を行います。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

成年後見制度法人後見支援事業(実施の有無)	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施
実績	実施	実施	実施	実施	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	地域の実情を勘案して設定
見込量確保のための方策	事業を委託している燕市社会福祉協議会が中心となり、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修会などを開催し、地域の権利擁護支援の担い手育成および活動を支援する体制整備を進めます。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通を支援します。

手話通訳者・要約筆記者等派遣数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)	19	11	12	13	15	16	17
実績(人)	11	14	16	15	—	—	—

手話通訳者設置数	第5期	第6期			第7期		
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
見込量(人)	1	1	1	1	1	1	1
実績(人)	1	1	1	1	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	1) 令和6年度: 令和3～4年度の実利用者実績の平均で推計 2) 令和7～8年度: 令和6年度の見込数に1名ずつ増で推計
見込量確保のための方策	手話通訳者および要約筆記者等派遣事業 ^{*59} に必要な人材を確保するため、関係団体と連携して手話奉仕員養成講座を開催するなど、人材育成を進めます。また、燕市手話言語の普及等の推進に関する条例に基づき、市民への普及啓発など必要な取組を行います。

*59 要約筆記者等派遣事業： 「資料編」134ページにて、用語を解説しています。

⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜や福祉を図るため、障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与し、障がいのある人の日常生活を支援します。

給付件数		第 5 期	第 6 期				第 7 期		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度 (見込み)	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
介護・訓練 支援用具	見込 (件)	6	6	6	6	9	9	9	
	実績 (件)	12	5	6	7	—	—	—	
自立生活 支援用具	見込 (件)	16	10	10	10	16	16	16	
	実績 (件)	19	7	9	12	—	—	—	
在宅療養等 支援用具	見込 (件)	14	21	21	21	20	20	20	
	実績 (件)	19	14	13	16	—	—	—	
情報・意思疎 通支援用具	見込 (件)	54	44	44	44	46	46	46	
	実績 (件)	39	45	46	40	—	—	—	
排泄管理 支援用具	見込 (件)	1,525	1,504	1,504	1,504	1,474	1,474	1,474	
	実績 (件)	1,448	1,440	1,425	1,453	—	—	—	
居宅生活動作 補助用具 (住宅改修費)	見込 (件)	1	7	7	7	5	5	5	
	実績 (件)	8	4	4	5	—	—	—	

各年度年間延べ件数

見込量設定にあたっての考え方	平成30年以降の上位2か年平均で推計
見込量確保のための方策	障がい者福祉のしおりやホームページ等を通じて給付事業の周知に努めます。さらに障がいの特性に合わせた対象用具の拡充や給付基準額の適正化を図るなど、障がいのある人の日常生活の支援に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成するための講座を開催し、障がいのある人の社会参加のための支援者の拡充を図ります。

手話奉仕員 養成研修事業 修了者数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)	12	13	13	13	14	14	14
実績(人)	中止	6	24	12	—	—	—

各年度の養成者数

見込量設定にあたっての考え方	「燕市手話言語の普及等の推進に関する条例」の啓発を図るため、受講者を前年度見込みから2名増で推計
見込量確保のための方策	養成講座の実施に係る市民への周知方法を工夫するなどして、より多くの市民に受講してもらえるように努めます。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)	54	36	36	36	53	53	53
実績(人)	43	48	47	47	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	令和5年度利用者数(見込み):47人 利用者増減推計:増減6人(令和8年度末)※過去平均伸び率を加味
見込量確保のための方策	必要な支援が適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。

⑩ 地域活動支援センター事業

障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進します。

■ 基礎的事業

事業所数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量（か所）	2	2	2	2	2	2	2
実績（か所）	2	2	2	2	—	—	—

■ 機能強化事業

事業所数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量（か所）	3	3	3	3	2	2	2
実績（か所）	3	3	3	3	—	—	—

見込量設定にあたっての考え方	地域の実情等を勘案して設定
見込量確保のための方策	地域活動支援センターを運営する法人等に対して、引き続き補助を行い、運営の安定とサービスの質の向上を図ります。

⑪ その他の事業

任意の事業として、本市では次の事業を実施しています。

■ 訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な、身体に障がいのある人に対して、移動入浴車による入浴サービスを提供します。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)	8	5	5	5	3	3	3
実績(人)	3	3	1	2	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	令和6～8年度:平成30～令和4年度の実績の平均値で推計
見込量確保のための方策	必要なサービスが適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。

■ 日中一時支援事業

障がいのある人が日中の活動の場を確保し、見守りや社会に適用するための日常的な訓練等を支援するとともに、家族の就労支援および一時的な休息を図ることを目的に実施します。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)	64	48	48	48	43	43	43
実績(人)	61	42	33	29	—	—	—

各年度1か月あたりの平均

見込量設定にあたっての考え方	令和6～8年度:平成30～令和4年度の実績の平均値で推計
見込量確保のための方策	必要な支援が適切に提供されるようにするため、相談支援事業所との連携強化を図ります。

■ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障がい者手帳を所持している人が、就労等を目的とした自動車運転免許の取得や自らが運転するために行うブレーキ・アクセルなどの改造費の一部の助成を行います。

利用者数	第5期	第6期			第7期		
	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
見込量(人)	5	5	5	5	7	7	7
実績(人)	2	13	4	4	—	—	—

各年度の利用件数

見込量設定にあたっての考え方	令和6～8年度:平成30～令和4年度の実績の平均値で推計
見込量確保のための方策	障がい者福祉のしおり等を活用して、事業の周知を行います。

資料編

1 用語解説

あ行

意思疎通支援用具（52 ページ ＊36）

障がいによって妨げられた情報のやり取りを復活、あるいは手助けするための道具や機器のこと。

インクルーシブ教育システム（63ページ ＊48）

障がい者の権利に関する条約において、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされている。

音声訳ボランティア（119ページ ＊58）

視覚障がい者のために図書を音声にして伝えるボランティアグループのこと。

か行

基幹相談支援センター（38 ページ ＊27）

障がいのある人への相談支援等を総合的に行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う相談機関のこと。

基準該当事業所（31ページ ＊22）

障がい者総合支援法や児童福祉法の指定サービス事業者の要件の一部を満たしていない事業所のうち、介護保険事業所等の一定の基準を満たす事業所のこと。

共生型サービス（33ページ ＊23）

障がいのある人が 65 歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、および特に中山間地域などの地域において限られた福祉人材の有効活用を行うという観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障がいのある人等が共に利用できるサービスのこと。

強度行動障がい（20ページ ＊11）

食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動だけでなく、他人を叩いたり物を壊したりする、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。

ゲートキーパー（47ページ ＊31）

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

高次脳機能障がい（19ページ ＊10）

交通事故や病気等により脳に損傷を受け、その後遺症等として記憶、注意、遂行機能、社会的行動といった認知機能(高次脳機能)が低下した状態のこと。

合理的配慮（27 ページ ＊19）

障がい者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。

声の広報（51ページ ＊34）

文字による情報入手が困難な人、手が不自由で紙面をめくれない人、文字よりも音声による情報の方が理解しやすい人などに、広報紙の内容を録音した CD(デージー版・音声 CD 版)を配布するもの。

心のバリアフリー（119 ページ ＊57）

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

コミュニティソーシャルワーカー（66ページ ＊51）

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活圏の環境整備や住民のネットワーク化といった地域支援を行う人のこと。

さ行

サービス等利用計画（105ページ ＊56）

障がいのある人の自立した日常生活を支えるため、サービスの利用意向を尊重しながら最も適切なサービスの組み合わせなどを検討し作成するもの。障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する場合は、「サービス等利用計画(または障がい児支援利用計画)」を作成し、市町村へ提出する必要がある、これを基にサービスの支給決定が行われる。

児童発達支援センター（36ページ ＊24）

心身の発達や言葉に遅れのある児童に対し日常生活に必要な基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなど地域において療育支援の中核的な役割を担う施設。

児童福祉法（2 ページ ＊4）

児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

重症心身障がい（31ページ ＊21）

重度の肢体不自由と重度の知的障がいをあわせ持った状態のこと。

就労アセスメント（98ページ ＊55）

アセスメント(assessment)とは、「査定する」や「評価する」といった意味を持つ言葉で、就労アセスメントは、面談や作業観察などを通じて就労希望者の作業能力や集中力、就労意欲などを把握すること。

障がい児通所支援（14ページ ＊8）

児童福祉法に基づく、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援を指す。

障がい者基本法（2ページ ＊2）

総合的な障がい者施策推進の基本理念および障がい者施策全般についての基本的事項を定めた法律。

障がい者虐待防止法（27ページ ＊18）

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がい者を養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

正式名称:障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律

障がい者虐待防止センター（43 ページ ＊28）

虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人からの届出の受付窓口。虐待を受けた障がい者の安全確認や、県や警察、医療機関などと連携しながら対応の協議および支援方法の検討を行う。障がい者虐待の防止や障がい者の養護者への支援もあわせて行う。

障がい者雇用促進法（59ページ ＊42）

障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置その他障がいのある人がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とした法律。

正式名称:障がい者の雇用の促進等に関する法律

障がい者差別解消法（27ページ ＊17）

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等および事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とした法律。

正式名称:障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律

障がい者就業・生活支援センター（61ページ ＊45）

障がい者の職業生活における自立を図るために、雇用および福祉の地域の関係機関との連携の下、障がいのある人の身近な地域で就業面および生活両面における一体的な支援を行う機関のこと。

障がい者自立支援協議会（4ページ ＊6）

障がい者総合支援法第89条の3に基づき、市町村および都道府県が設置する協議会。関係機関、関係団体および障がいのある人、福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者等により構成され、地域課題の検討、資源開発および啓発普及等を行う。地域の実情に応じ、部会が設けられている。

障がい者総合支援法（2ページ ＊3）

障がい者基本法の改正や障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年6月に障がい者自立支援法が改正されたもの。

正式名称：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障がい者優先調達推進法（61ページ ＊44）

障がい者就労施設等で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的とした法律。

正式名称：国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

障がい特性（27ページ ＊20）

障がいに見られる特徴的な性質のことであり、障がいの程度や種別によっても異なるものをいう。

障がい福祉サービス（2ページ ＊5）

勘案すべき事項（障がいの種類や程度、介護者、居住の状況、サービスの利用に関する意向）およびサービス等利用計画案を踏まえ、個々に支給決定が行われるサービスの総称（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障がい者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、共同生活援助および自立生活援助をいう）。

情報アクセシビリティ（50ページ ＊33）

アクセシビリティ(Accessibility)は「近づきやすさ」や「利用のしやすさ」といった意味を持つ言葉で、情報アクセシビリティとは、情報の受け取りやすさ、また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。

スキルアップ（52ページ ＊35）

スキル(資格、技能等)を高めること。

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（48ページ ＊32）

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などが包括的に確保されたシステムのこと。

成年後見制度（27ページ ＊16）

知的障がいや精神障がい、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度。財産の管理や障がい福祉サービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。

相談支援専門員（38ページ ＊26）

指定特定相談支援事業所および指定障がい児相談支援事業所に配置されており、サービス等利用計画または障がい児支援利用計画の作成等を行うことにより、障がいのある人や障がいのある子どもの保護者が障がい福祉サービス等を適切に利用できるよう支援する人。

た行

地域活動支援センター（66ページ ＊50）

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行う場。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「Ⅰ型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「Ⅱ型」、小規模作業所等から移行した「Ⅲ型」の3種類の類型がある。

地域生活支援拠点等（27ページ ＊15）

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

地域生活支援事業（37ページ ＊25）

障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業をいう。市町村が必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断により、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むために必要な事業を実施する任意の事業がある。

地域生活へ移行（83ページ ＊53）

施設入所や長期入院をしている人等が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に移行すること。

特別支援教育（63ページ ＊46）

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じてその持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。

特別支援教育支援員（63ページ ＊47）

幼稚園、小・中学校、高等学校において、障がいのある児童生徒に対し、食事、排せつ、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいのある児童生徒に対し学習活動上のサポートを行ったりするために配置されている支援員のこと。

な行**難病**（19ページ ＊9）

発病の仕組みが明らかでなく、治療方法が確立していない、稀少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。

ニーズ（2ページ ＊1）

生活場面で生じてくるさまざまな必要性、要求のこと。

日常生活自立支援事業（45ページ ＊29）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

人日（96ページ ＊54）

「人数」×「日数」のこと。1か月あたり利用人日は、「月間の利用人数」×「ひとり1か月あたりの平均利用日数」のこと。

は行**発達障がい**（21ページ ＊12）

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー（27ページ ＊13）

障がいのある人が社会生活をしていく上で直面する不便さや困難さを解消し、自立や社会参加を支援するとともに、差別や偏見のない社会をつくること。

PDCAサイクル（5ページ ＊7）

実績を把握し、障がい施策や関連施策の動向を踏まえながら、分析・評価を行い、必要あると認めるときは計画の変更や事業の見直し等を行うこと。

避難行動要支援者（56ページ ＊40）

災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

福祉的就労（59ページ ＊43）

一般企業等での就労が困難な障がいのある人に、障がい福祉サービス事業所等において就労の場を提供するとともに、その知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。

フレイル予防（47ページ ＊30）

より早期からの介護予防（＝要介護状態の予防）を意味しており、従来の介護予防をさらに進めた考え方。

ヘルプカード（56ページ ＊39）

援助や配慮を必要としている障がいのある人などが携帯し、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードのこと。

ヘルプマーク（56ページ ＊38）

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークのこと。

法定雇用率（59ページ ＊41）

障がい者雇用促進法によって定められた、雇用者に占める障がい者の割合。民間企業・国・地方公共団体に対し、それぞれの雇用割合が設けられており、それに相当する人数の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の雇用が義務づけられている。

ま行

モニタリング（73ページ ＊52）

提供されたサービスについて、利用者の現状を把握しながら、継続的にその効果を評価すること。

や行

ユニバーサルデザイン（55ページ ＊37）

国籍や年齢、障がいの有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建築物、生活空間などをデザインすること。

要約筆記者等派遣事業（122ページ ＊59）

手話をコミュニケーション手段としない聴覚障がい者等に要約筆記者等を派遣し、障がいのある人とその他の人の意思疎通を支援する事業のこと。

ら行

ライフステージ（27ページ ＊14）

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期など、それぞれの段階ごとに特徴的な課題などがある。

わ行

ワークショップ（65ページ ＊49）

一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

2 障がい福祉サービス等の体系

障がい福祉サービス等は、障がいのある人の個々の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえて提供する障がい福祉サービスと、市町村の創意工夫により状況に応じて柔軟に提供できる地域生活支援事業があります。

障がい者総合支援法および児童福祉法に基づくサービス等体系



3 障がい福祉サービス事業所等の状況

市内障がい福祉サービス等提供事業所は、次のとおりです。

燕市内事業所一覧

令和6年1月1日現在

	事業所名	内容	運営主体
訪問系サービス	燕市社会福祉協議会介護サービス室	居宅介護・重度訪問介護・同行援護	(福)燕市社会福祉協議会
	ヘルパーステーション光	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護	(同)ヘルパーステーション光
	ニチケアセンター燕西	居宅介護・重度訪問介護	(株)ニチイ学館
	ホームヘルプサービスひまわりの園	居宅介護・重度訪問介護	(福)吉田福祉会
日中活動系サービス	つばくろの里	生活介護・短期入所	(福)つばめ福祉会
	障害福祉サービス事業所すきつぷ	生活介護・就労継続支援B型	(NPO)らいふすてーじ
	デイサービスセンターつばめ福寿園	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	つばめ第2 デイサービスセンター	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	つばめ第3 デイサービスセンター	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	デイサービスセンター白ふじの里	生活介護(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会
	デイサービスセンターひまわり	生活介護(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター太陽の園	生活介護(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター分水の里さくら	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	小規模多機能ホームつといの家	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	小規模多機能ホームはな広場・よこたの家	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	生きがい広場地蔵堂	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	なごみケアセンター	生活介護(基準該当事業所)	(株)なごみ
	なごみの歩	生活介護(基準該当事業所)	(株)なごみ
	小規模多機能センターさわらび	生活介護(基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	小規模多機能ホームこいけの家	生活介護(基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	ロンディーネの杜	生活介護	(NPO)燕メタセコイアの会
	つばめ福寿園 短期入所生活介護センター	短期入所 ●介護保険サービス含む	(福)つばめ福祉会
	白ふじの里 短期入所生活介護センター	短期入所(基準該当事業所)	(福)つばめ福祉会

	事業所名	内容	運営主体
日中活動系サービス	小規模多機能センターひまわり	短期入所 ●介護保険サービス含む	(福)吉田福社会
	小規模多機能センター長善のさと	短期入所(基準該当事業所)	(福)吉田福社会
	小規模多機能センターさわらび	短期入所(基準該当事業所)	(福)吉田福社会
	特別養護老人ホーム分水の里	短期入所 ●介護保険サービス含む	(福)桜井の里福社会
	小規模多機能ホームつどいの家	短期入所(基準該当事業所)	(福)桜井の里福社会
	小規模多機能ホームはな広場・よこたの家	短期入所(基準該当事業所)	(福)桜井の里福社会
	小規模多機能ホームこいけの家	短期入所(基準該当事業所)	(福)吉田福社会
	ソーシャルインクルーホーム燕杉木	短期入所	(株)ソーシャルインクルー
	燕市社会福祉協議会就労支援センター	就労継続支援B型	(福)燕市社会福祉協議会
	あったかハート	就労継続支援A型	(福)吉田福社会
	星の輪つばめ	就労継続支援A型	(一社)星の輪
	トム・ソーヤ	就労移行支援 就労継続支援B型	(NPO)アビリティ燕
	ねむの木工房	就労継続支援B型	西蒲原福祉事務組合
	ふれあいの家	就労移行支援 就労継続支援B型	西蒲原福祉事務組合
	夢工場つばめ	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援	(福)つばめ福社会
	ワークセンターやすらぎ	就労移行支援 就労継続支援B型	(福)燕・西蒲原福社会
	あいこうえん翼	就労継続支援 B 型	(NPO)あいこうえん翼
	トムの家	生活介護 就労継続支援B型	(NPO)アビリティ燕
	ワークセンター花笑み	就労継続支援 B 型	(NPO)リカバリー燕
	スワサポ	就労継続支援 B 型	(一社)スワローサポート
	燕北地域生活支援センター	就労継続支援 B 型	(一社)燕北福社会
	なごみの水耕	就労継続支援 B 型	(株)なごみ
	Sprite 燕	就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型	(株)スプライト

	事業所名	内容	運営主体
児童福祉法に基づくサービス	きららにじぐみ	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	(福)吉田福祉会
	きららにじぐみキッズ	児童発達支援 放課後等デイサービス	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター太陽の園	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	社会福祉法人燕市社会福祉協議会 はばたき	放課後等デイサービス	(福)燕市社会福祉協議会
	放課後等デイサービス事業所ぶんすい	放課後等デイサービス	(福)燕市社会福祉協議会
	つばめ療育館	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)Nose つばめ療育館
	つばめ療育館 親子館	児童発達支援 放課後等デイサービス	(株)Nose つばめ療育館
	つばめ療育館 大曲分館	放課後等デイサービス	(株)Nose つばめ療育館
	ロンディーネの杜	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	(NPO)燕メタセコシアの会
	デイサービスセンターひまわり	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)吉田福祉会
	デイサービスセンター分水の里さくら	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	生きがい広場地蔵堂	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(福)桜井の里福祉会
	なごみの歩	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(株)なごみ
	なごみケアセンター	放課後等デイサービス (基準該当事業所)	(株)なごみ
居住系サービス	アトム寮	共同生活援助	(NPO)アビリティ燕
	つばくろホーム	共同生活援助	(福)つばめ福祉会
	にじいろハウス	共同生活援助	(福)燕・西蒲原福祉会
	ケアホームにっこり	共同生活援助	(NPO)すまいる
	さくら	共同生活援助	(福)長岡福祉協会
	グループホームあいこうえん翼	共同生活援助	(NPO)あいこうえん翼
	なごみ庵	共同生活援助	(株)なごみ
	ソーシャルインクルーホーム燕杉木	共同生活援助	(株)ソーシャルインクルー
	つばくろの里	施設入所支援	(福)つばめ福祉会

	事業所名	内容	運営主体
地域生活支援事業	すきっぷ	日中一時支援	(NPO)らいふすてーじ
	つばくろの里	日中一時支援	(福)つばめ福祉会
	ふれあいの家	日中一時支援	西蒲原福祉事務組合
	ねむの木工房	日中一時支援	西蒲原福祉事務組合
	燕市社会福祉協議会 介護サービス室	移動支援・訪問入浴	(福)燕市社会福祉協議会
	ヘルパーステーション光	移動支援	(同)ヘルパーステーション光
	ニチイケアセンター燕西	移動支援	(株)ニチイ学館
	地域生活支援センター やすらぎ	地域活動支援センター	(福)燕・西蒲原福祉会
	燕市障がい者地域生活支援センター はばたき	地域活動支援センター	(福)燕市社会福祉協議会
	ひまわりの家自立訓練所	地域活動支援センター	(NPO)結
	サポートハウス「すまいる分水」	地域活動支援センター	(NPO)すまいる
	cafe さんぼ道	地域活動支援センター	(NPO)リカバリー燕
相談支援	相談支援センター アリス	計画相談支援 障がい児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	(NPO)アビリティ燕
	相談支援事業所 つばくろ	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	(福)つばめ福祉会
	地域生活支援センター やすらぎ	計画相談支援 障がい児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	(福)燕・西蒲原福祉会
	相談支援事業所 はばたき	計画相談支援 障がい児相談支援 地域移行支援	(福)燕市社会福祉協議会
	相談支援事業所 ひまわり	計画相談支援 障がい児相談支援 地域移行支援 地域定着支援	(福)吉田福祉会
	つばめ療育館	障がい児相談支援	(株)Nose つばめ療育館

4 計画策定に向けた燕市障がい者自立支援協議会審議経過

年月日	内 容
令和5年2月27日 運営会議(第3回)	第3回全体会審議案件協議
令和5年3月14日 全体会(第3回)	燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期燕市障がい児福祉計画策定の方向性に 障がい福祉に関するアンケート調査(案)について
令和5年9月20日	障がい福祉に関するアンケート調査報告書を各委員へ配布
令和5年10月23日 運営会議(第1回)	第1回全体会審議案件協議
令和5年11月6日 全体会(第1回)	燕市障がい者基本計画・第6期燕市障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画中間評価について 燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(素案)について
令和6年●月●●日 運営会議(第2回)	第2回全体会審議案件協議
令和6年●月●●日 全体会(第2回)	燕市障がい者基本計画・第7期燕市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画(案)について

5 燕市障がい者自立支援協議会委員名簿

任期 自 令和4年4月 1日
至 令和7年3月31日

区 分		職 名	氏 名	運営会 議委員
1	相談支援事業を 担う関係者	社会福祉法人 燕市社会福祉協議会 相談支援事業所はばたき 管理者	松 本 純 子	○
		社会福祉法人 燕・西蒲原福祉会 地域生活支援センターやすらぎ 管理者	平 林 昌 子	
2	障がい当事者、 団体の代表	燕市身体障害者福祉協会	中 村 芳 郎	
		吉田手をつなぐ育成会	今 井 照 恵	
		吉田精神障害者家族会 心和会	指 田 武 巳	
		障害児の地域生活支援を求める会 ぴゅあ・きつず	【副会長】 鈴 木 久美子	○
3	福祉サービス 事業関係者	社会福祉法人 桜井の里福祉会 特別養護老人ホーム分水の里 総括	坂 井 真由美	
		西蒲原福祉事務組合 ふれあいの家 所長	小 野 正 人	
		社会福祉法人 つばめ福祉会 つばくろの里 園長	山 田 一 郎	○
		特定非営利活動法人 アビリティ燕 管理者	赤 塚 忠 男	○
		社会福祉法人 吉田福祉会 あったかハート 管理者	齋 藤 律 子	
4	保健・医療・ 教育関係者	新潟県三条地域振興局健康福祉環境部 部長	井 内 康 夫	
		燕市小中学校長会 会長 (燕東小学校校長)	鈴 木 華奈子	
5	地域ケアに関する 学識経験者	学識経験者	【会長】 小 平 松 雄	○
		燕市吉田地区民生委員児童委員協議会副 会長	吉 儀 春 子	
6	企業関係機関	巻公共職業安定所 所長	杉 本 至	
		燕商工会議所 事務局長	高 野 雅 哉	
計		17 名		

6 燕市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成 19 年 3 月 30 日

告示第 57 号

改正 平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号

平成 24 年 3 月 30 日告示第 76 号

平成 25 年 4 月 1 日告示第 62 号

平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号

(設置)

第 1 条 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)の規定による相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、燕市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談支援事業の運営に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (4) 地域の社会資源の情報収集、開発及び改善に関すること。
- (5) 相談支援事業機能強化事業及び県相談支援体制整備事業の活用に関すること。
- (6) 燕市障がい者基本計画及び燕市障がい福祉計画に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業を担う関係者
- (2) 障がい当事者、団体の代表者
- (3) 福祉サービス事業関係者
- (4) 保健、医療及び教育関係者
- (5) 地域ケアに関する学識経験者
- (6) 企業関係機関

3 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(課題別専門部会及び運営会議)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って課題別専門部会及び運営会議を置くことができる。

(報告)

第 7 条 会長は、協議事項に関し必要な事項を市長に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第 9 条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝金)

第 10 条 謝金は、日額 5,000 円とする。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 23 日告示第 103 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日告示第 76 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日告示第 62 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 26 年 3 月 26 日告示第 39 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

7 燕市障がい者基幹相談支援センター事業実施要綱

平成 26 年 4 月 1 日

告示第 500 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条の 2 に規定する基幹相談支援センターの行う事業(以下「事業」という。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、燕市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営のできる法第 51 条の 19 で指定された一般相談支援事業者又は法第 51 条の 20 で指定された特定相談支援事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第 3 条 事業の利用対象者は、市内に居住する者で、法第 4 条に規定する障がい者及び障がい児、障がい児の保護者又は障がい者及び障がい児の介護を行う者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事業内容)

第 4 条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 障がい者及び障がい児の福祉相談に関すること。
- (2) 総合的かつ専門的な相談支援の実施に関すること。
- (3) 地域における相談支援体制の強化の取組に関すること。
- (4) 地域移行支援及び地域定着支援の促進の取組に関すること。
- (5) 権利擁護制度の推進に関すること。
- (6) 燕市障がい者虐待防止センターに関すること。
- (7) 燕市障がい者自立支援協議会に関すること。
- (8) 障がい者福祉施策に関すること。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(利用料)

第 5 条 事業の利用料は、原則として無料とする。

(体制)

第 6 条 事業の実施に当り、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、利用者への支援等を効果的に実施するため、相談支援専門員、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門的職員を配置するとともに、医師、臨床心理士等の専門的技術等を有する者の協力が得られる体制を確保するものとする。

(遵守事項)

第 7 条 相談支援を行うに当っては、利用者の意向を生かすとともに権利擁護にも充分留意しなければならない。

2 事業の実施に当っては、関係機関等と日頃から情報交換をするなど円滑な関係づくりに努めなければならない。

3 事業の実施に当っては、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 事業の適正かつ積極的な運営を確保するため、事業実施計画、相談内容及び処理状況等について、燕市障がい者自立支援協議会に対し報告を行うとともに、その評価を受けなければならない。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

燕市障がい者基本計画
第7期 燕市障がい福祉計画
第3期 燕市障がい児福祉計画

発行日：令和6年3月

発行：燕市健康福祉部 社会福祉課

〒959-0295 燕市吉田西太田 1934 番地

電話 0256-77-8172（直通） FAX 0256-77-8108

<https://www.city.tsubame.niigata.jp/>
